

第7回 洲本市公共施設等再編整備検討委員会 次第

日 時 令和3年5月10日（月）
13時30分～
場 所 市役所本庁舎4階
災害対策室

1. 開会
2. 洲本市公共施設等マネジメント委員会委員長（浜辺副市長）挨拶
3. 洲本市公共施設等再編整備検討委員会委員長 挨拶
4. 新規就任委員紹介
5. 協議事項
 - ・公共施設等総合管理計画の見直しについて (資料1)
 - ・公共施設等総合管理計画の改訂ポイントについて (資料2)
6. その他
 - 今後のスケジュールについて (資料3)
7. 閉会

洲本市公共施設等再編整備検討委員会委員名簿

R3.4.28～

(敬称略)

区分	所 属	役職	氏 名
学識経験者及び有識者	公立大学法人大阪 大阪市立大学大学院	教授	エンドウ ナオヒデ 遠藤 尚秀
	国立大学法人 徳島大学大学院	教授	オガワ ヒロキ 小川 宏樹
	公益財団法人 日本生産性本部	課長	サトウ トオル 佐藤 亨
	税理士	—	ナカノ かおり 中野 かおり
関係団体の長 又は当該団体 から推薦を受け た者	洲本市連合町内会	会長	タナカ ヨシト 田中 喜登
	洲本市老人クラブ連合会	会長	イワキ ヒロシ 岩城 寛
	洲本市民生委員児童委員連合会	会長	ア ベ トシアキ 安倍 敏明
	洲本市PTA連合会	顧問 (前会長)	サタケ アツシ 佐竹 淳司
	洲本商工会議所女性会	会長	トヨシマ 豊島 あゆみ
	五色町商工会青年部	部長	リョウコ セイゴ 龍虎 征吾
公募の市民	公募委員	—	ヤマグチ ユウジ 山口 雄治
	公募委員	—	トクシゲ マサエ 徳重 正恵

第7回 洲本市公共施設等再編整備検討委員会席次表

令和3年5月10日

オンライン			
大阪市立大学大学院 遠藤 委員長	徳島大学大学院 小川 副委員長	日本生産性本部 佐藤 委員	
税理士 中野 委員	連合町内会 田中 委員		報道関係者席
老人クラブ連合会 岩城 委員	民生委員児童委員連合会 安倍 委員		〃
PTA連合会 佐竹 委員	洲本商工会議所女性会 豊島 委員		〃
五色町商工会青年部 龍虎 委員	公募委員 山口 委員		一般傍聴席
公募委員 徳重 委員			〃
		〃	
		〃	
上崎副市長	浜辺副市長	理事 兼財務部長 兼行革推進室長	財政課長
事務局席			
			受付
			出入口

市役所本庁舎4階災害対策室

公共施設等総合管理計画の見直しについて

1 計画見直しについての国からの要請

公共施設等総合管理計画について、本市において平成 28 年 12 月に策定を行ったが、一定の期間が経過していること等を踏まえ、国から個別施設計画の内容を加味し、令和 3 年度中に見直しを行うことを要請されている。

(R3. 1. 26 付け 総務省自治財政局財務調査課長通知)

2 洲本市公共施設等総合管理計画

(1) 趣旨・目的

財政負担の軽減・平準化及び公共施設等の最適配置を図るため、公共施設等の維持更新等に関する基本方針を定める。

(2) 期間

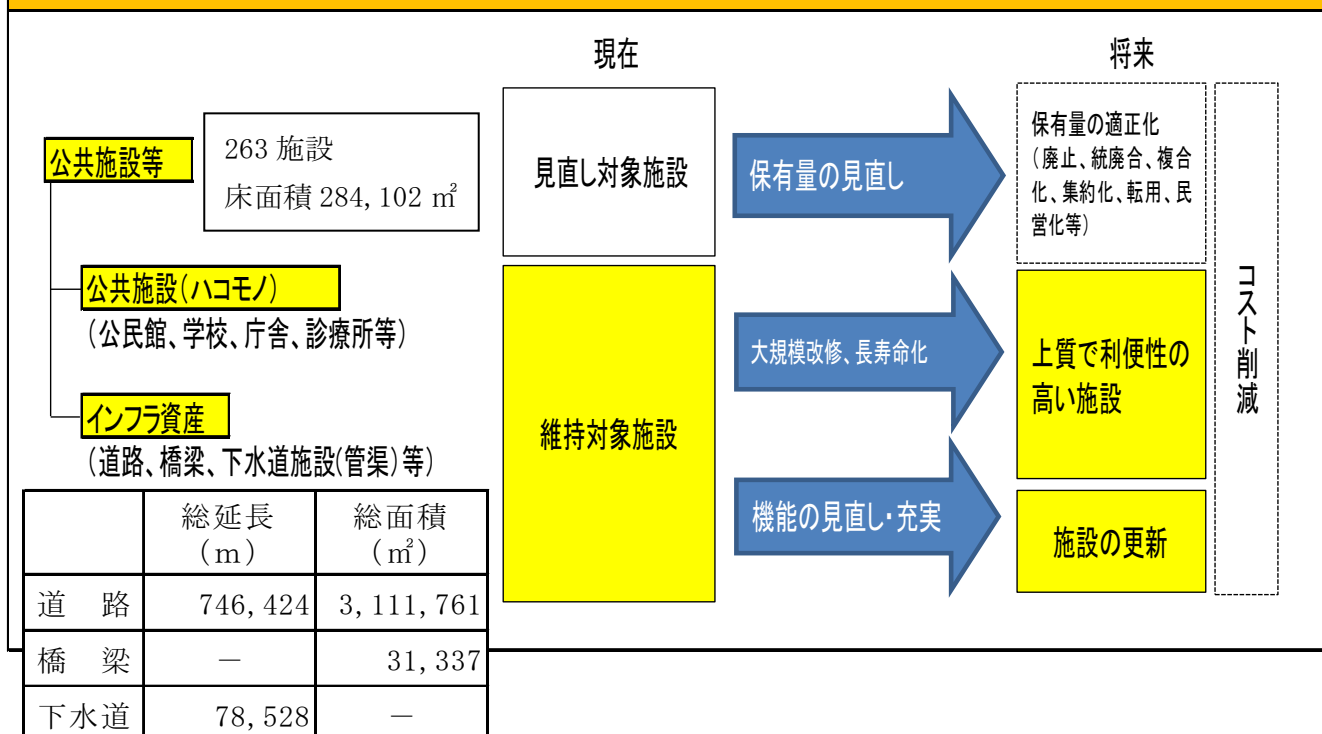
15 年（平成 28 年～令和 12 年）

(3) 対象

本市が所有している公共施設等（公共施設及びインフラ資産）を対象としている。

また、公共施設等の現状と課題を調査・分析し、計画的な保全を進めるととともに、施設の機能を見直し、充実させることで公共施設等の総合管理を図ることとしている。

対象範囲・公共施設等総合管理のイメージ



(4) 施設等の維持更新費用

30年間で1,242億円（平均年41億円）

(5) 公共施設等総合管理の方針

全体方針及び個別方針を定め、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することとしている。

■全体方針

- ① 安全・安心な生活のために、公共施設とインフラ資産を適正に維持管理する。
- ② 市民の暮らしを守る施設サービスを維持し、利便性を高める。
- ③ 人口やその構造変化に対応した適正規模の施設数とする。
- ④ 財政負担を軽減・平準化し、健全な財政を維持する。
- ⑤ PPP、PFI、指定管理者制度、業務委託、自治体間連携等の活用を図る。

■公共施設に関する個別方針

- ① 新規施設の建設を抑制し、ソフト面の充実、既存施設の有効活用を図る。
- ② 施設数、総床面積を30年間で20%以上削減する。
- ③ 施設管理の適正化と既存施設の有効活用を図る。
- ④ 機能が重複する施設については、統廃合を進める。
- ⑤ 施設の複合化、集約化、転用を進める。

■インフラ資産に関する個別方針

- ① 長寿命化をはじめとする、計画的、効率的な整備を行う。
- ② 効率的な管理と適正な受益者負担による自主財源の確保に努める。

3 計画の見直しの方向性

(1) 必須事項

① 基本的事項

- ア 計画策定年度及び改訂年度
- イ 計画期間
- ウ 施設保有量
- エ 現状や課題に関する基本認識
- オ 過去に行った実績
- カ 施設保有量の推移
- キ 有形固定資産減価償却率の推移

② 維持管理・更新等に係る経費（総合管理計画に記載済の場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ精緻化を図る）

ア 現在の維持管理経費

イ 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

ウ 長寿命化対策を反映した場合の見込み

エ 対策の効果額

（見込みについては、少なくとも 10 年程度の期間）

※維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、以下の区分により示すことが望ましい。

※財源の見込みについても記載することが望ましい。

- ・ 期間：30 年程度以上
- ・ 会計区分：普通会計及び公営事業会計
- ・ 建物区分：建築物及びインフラ施設
- ・ 経費区分：維持管理・修繕、改修及び更新等

（H30. 2. 27 付け 総務省自治財政局財務調査課長通知）

③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

ア 公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等）に係る方針

イ 全庁的な取組体制の構築や PDCA サイクルの推進等に係る方針

（２）記載が望ましい事項

ア 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標

イ 施設類型ごとの管理に関する基本方針

ウ 地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方

エ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

公共施設等総合管理計画の改訂のポイント

1 公共施設等総合管理計画の見直しに係る留意点

(1) 基本的事項

① 計画期間

【現】平成 28 年度～令和 12 年度（15 年間）

【改】令和 3 年度～令和 32 年度（30 年間）・主要期間：10 年間を設定

※平成 28 年度～令和 2 年度までの実績を踏まえて、期間を変更

【理由】費用の平準化に資するため

② 過去に行った実績（別紙 1）

③ 施設保有量の推移（同上）

④ 有形固定資産減価償却率の推移（同上）

(2) 維持管理・更新等に係る経費（別紙 2 及び 3）

① 現在の維持管理経費

② 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

③ 長寿命化対策を反映した場合の見込み

④ 対策の効果額

(3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等）に係る方針

② 全庁的な取組体制の構築や PDCA サイクルの推進等に係る方針 （5 年後の令和 8 年度に改訂予定）

2 その他

(1) 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標

(2) 施設類型ごとの管理に関する基本方針

(3) 地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方

(4) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

1 平成 28 年 12 月の公共施設等総合管理計画の策定以降に行った主な実績

(1) 公共施設

①市役所本庁舎の建替え（平成 28 年度）

老朽化が著しく、安全性に課題があった本庁舎を建替え、これに伴い市役所南庁舎、五色庁舎及び健康福祉館にあった事務所機能の一部を本庁舎に集約すると同時に、組織改編に取り組んだ。

②上堺定住促進住宅の建設（平成 28 年度）

市外からの子育て世帯を呼び込むため、五色地域に上堺定住促進住宅を建設し、平成 29 年度に市営住宅鳥飼簡易団地及び新亀谷団地の 2 施設を用途廃止し、除却した。

③「なのはなこども園」への保育所・幼稚園の集約化（平成 30 年度）

今後の少子化の進行と保育や教育のニーズを踏まえ、なのはなこども園を新設し、洲本保育所、第一幼稚園、第三幼稚園、加茂幼稚園及び子育て支援センターの機能の再編・集約化を行った。洲本保育所は民間譲渡し、第一幼稚園と加茂幼稚園は、放課後児童クラブとして利活用している。令和 2 年度には、ニーズに対応するため老朽化した児童クラブ安乎を、規模を縮小し建替えた。

(単位：㎡)

区分	H27 (2015) 以前	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	計
行政系施設		建替 市役所本庁舎	除却 市役所本庁舎 新築 市役所本庁舎付附属棟				
床面積小計		10,582	▲ 2,982				7,600
市営住宅		新設 上堺定住促進住宅	除却 市営住宅鳥飼簡易団地 除却 市営住宅新亀谷団地				
床面積小計		1,390	▲ 489				901
子育て支援施設				新設 なのはなこども園	譲渡 洲本保育所 転用 児童クラブ潮 転用 児童クラブ加茂	※R3除却予定 除却 児童クラブ安乎 建替 児童クラブ安乎	
床面積小計				1,545	▲ 646	▲ 1,069	▲ 170
床面積合計	0	11,972	▲ 3,471	1,545	▲ 646	▲ 1,069	8,331

(2) インフラ資産

① 淡路島中央スマートインターチェンジの整備（平成 29 年度）

高度な医療サービス（県立淡路医療センター）へのアクセス改善、観光資源へのアクセス向上、企業立地の増加等を目指して整備した。

（市道 1,444m、14,350 m²）

② 炬口ポンプ場の整備（令和 2 年度）

増水時に住宅地への浸水を防止し、市民の安全を確保するために設置した。

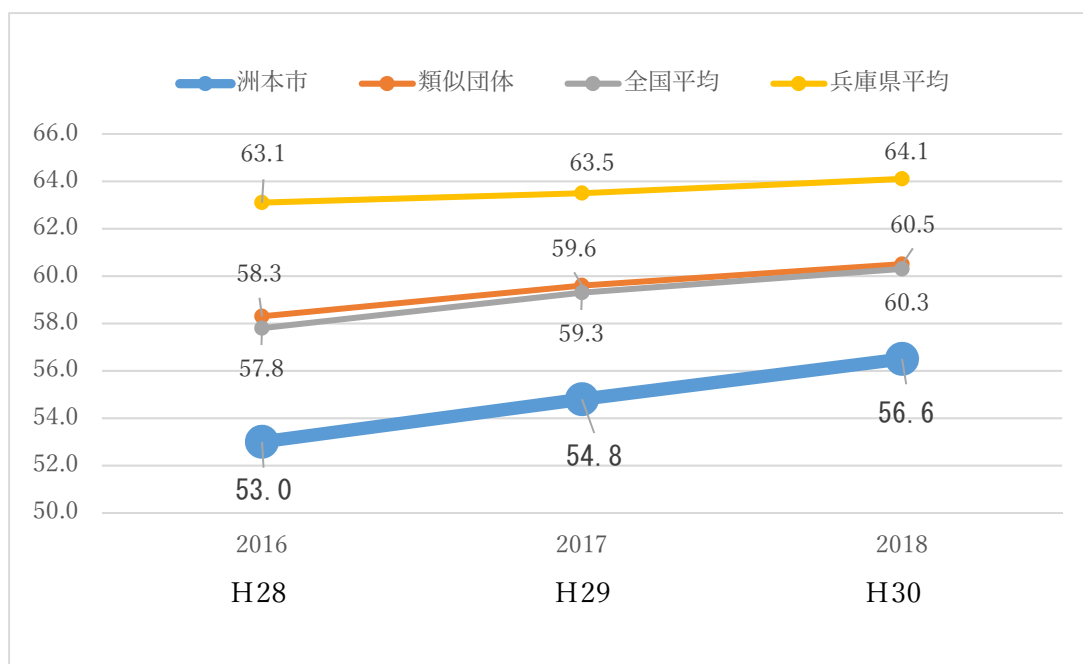
（建物 205 m²、流入渠：約 194m、放流渠：約 64m、機械類、外構等）

2 施設保有量の推移

平成 28 年の公共施設等総合管理計画策定時の施設数は 263 施設、延床面積は 284,102 m²だったが、現在の本市の施設数は 246 施設（6.5%減）と減少したものの、延床面積は 290,313 m²（2.2%増）となっている。「市役所本庁舎」と「なのはなこども園」の建設が主な増加要因である。

3 有形固定資産減価償却率(※)の推移（一般会計等の有形固定資産のうち、土地、立木竹、建設仮勘定及び物品以外のもの）

本市の有形固定資産減価償却率は、平成 28 年度は 53.0%、平成 29 年度は 54.8%、平成 30 年度は 56.5%となっている。平成 30 年度（2018 年度）の全国平均は 60.3%、兵庫県平均は 64.1%、類似団体は 60.5%となっている。



※有形固定資産減価償却率は、減価償却累計額を取得価額で除して算定

【経費の見込みの記載について】

(1) 総合管理計画の初年度を起点とした10年間について、次の表の区分により、長寿命化対策等の効果を反映した当該10年間において必要となる経費について、普通会計と公営事業会計に区分した上で、それぞれを建築物とインフラ施設に区分して記載すること。

(2) 備考の定義に基づき、「維持管理・修繕」、「改修」、「更新等」ごとの見込み額を記載すること。

(3) 既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)見込みも記載すること。

(4) 普通会計と公営事業会計のそれぞれの区分ごとに、充当可能な財源の見込み(地方債、基金等の充当額の見込み、充当の考え方等)を記載すること。

(5) そのほか、財政負担の平準化を図る観点から、対象期間の各年度ごとの経費見込みを記載した資料を別途作成すること。

(6) 現在、維持管理・更新等に要している経費について直近のものを記載すること。

【令和3年度から10年間】 今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み (千円)

		対象施設	維持管理・修繕(①)			改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去5年平均)					
普通会計			過去5年間の地方財政状況調査における維持管理・修繕費の平均額×10年			個別施設計画から転記	個別施設計画から転記			・公共施設:法定耐用年数経過後建替え。大規模改修含まない。 ・インフラ資産:事後保全型の数字を転記		過去5年間の地方財政状況調査における投資的経費のうち普通建設事業費の平均額+維持管理・修繕費の平均額(e)					
			過去5年間の平均(e)	うち一般財源	(e)×10年							(更新) 過去5年間の平均	うち一般財源	(維持管理) 過去5年間の平均(e)	合計		
	建築物(a)	公共施設等															
		学校、幼稚園															
		市営住宅(堺定住除く)															
		計															
	インフラ施設(b)	道路・橋梁															
		農道・林道															
		港湾施設															
		漁港施設															
		海岸保全施設															
		河川															
		都市公園															
下水道(プラント施設)																	
計																	
計(a+b)																	
公営事業会計	建築物(c)	医療施設															
		介護(みやまホール)															
		介護サービス(うしお、サルビア)															
		駐車場															
		土地取得造成															
		計															
	インフラ施設(d)	下水道(プラント施設除く)															
計(c+d)																	
建築物計(a+c)																	
インフラ施設計(b+d)																	
合計(a+b+c+d)																	

別紙4

【備考】

【備考】

※ 建築物:学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。

※ インフラ施設:道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。

※ 維持管理・修繕:施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

※ 改修:公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

※ 更新等:老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

【経費の見込みの記載について】
(1) 総合管理計画の初年度を起点とした30年以上の期間について、次の表の区分により、長寿命化対策等の効果を反映した当該期間において必要となる経費について、普通会計と公営事業会計に区分した上で、それぞれを建築物とインフラ施設に区分して記載すること。
(2) (1)のうち、総合管理計画の初年度を起点とした10年間の経費についても、別紙2を参考に記載すること。
(3) 備考の定義に基づき、「維持管理・修繕」、「改修」、「更新等」ごとの見込み額を記載すること。
(4) 既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)見込みも記載すること。
(5) そのほか、財政負担の平準化を図る観点から、対象期間の各年度ごとの経費見込みを記載した資料を別途作成すること。
(6) 現在、維持管理・更新等に要している経費について直近のものを記載すること。

【令和3年度から30年間】 今後30年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み (千円)

		対象施設	維持管理 ・修繕(①)			改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に単 純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等 の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去5年平均)			
普通会計			過去5年間の地方財政状況調査における維持管理・修繕費の平均額×30年			個別施設計画から転記+20年分加算(築30年後改修(不要分除外))	個別施設計画から転記+20年分加算(築60年後更新(不要分除外))		・公共施設:法定耐用年数経過後建替え。大規模改修含まない。 ・インフラ資産:事後保全型の数字を転記		過去5年間の地方財政状況調査における投資的経費のうち普通建設事業費の平均額+維持管理・修繕費の平均額(e)			
			過去5年間の平均 (e)	うち一般財源	(e)×30年						(更新) 過去5年間の平均	うち一般財源	(維持管理) 過去5年間の平均 (e)	合計
	建築物(a)	公共施設等												
		学校、幼稚園												
		市営住宅(堺定住除く)												
		計												
	インフラ施設(b)	道路・橋梁												
		農道・林道												
		港湾施設												
		漁港施設												
		海岸保全施設												
		河川												
		都市公園												
		下水道(プラント施設)												
計														
計(a+b)														
公営事業会計	建築物(c)	医療施設												
		介護(みやまホール)												
		介護サービス(うしお、サルビア)												
		駐車場												
		土地取得造成												
		計												
	インフラ施設(d)	下水道(プラント施設除く)												
計(c+d)														
建築物計(a+c)														
インフラ施設計(b+d)														
合計(a+b+c+d)														

別紙4

【備考】

【備考】
※ 建築物:学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
※ インフラ施設:道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
※ 維持管理・修繕:施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などを含む。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
※ 改修:公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
※ 更新等:老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

公共施設等総合管理計画に反映させる個別施設計画等一覧

区分			計画名等	計画期間		10年間	30年間 (計画外の 試算額含む)	現総合管 理計画に 記載
						対策費用 R3～12 (千円)	対策費用 R3～32 (千円)	
				計画年度	年数			
普通会計	建築物	公共施設等	公共施設等個別施設計画（令和3年3月） ※以下の(A)～(C)を除く	R3～12	10	8,586,817	21,416,987	○
		学校、幼稚園	学校施設長寿命化計画（令和3年3月）	R3～7	5	1,580,000	4,740,000	○
		市営住宅（堺定住除く）	公営住宅等長寿命化計画（令和3年3月）	R2～11	10	1,367,323	6,075,647	○
	インフラ施設	道路・橋梁	舗装長寿命化修繕計画（平成31年3月）	R1～10	10	779,120	3,246,120	○
			橋梁個別施設計画（長寿命化修繕計画）（令和2年3月）	R2～11	10	1,446,000	2,537,798	○
		農道・林道	農道・林道※	-	-	22,000	66,000	
			橋梁長寿命化計画（農道：上美南橋）（令和元年8月）	R1～10	10	1,500	1,500	
			農道橋梁（本四跨道橋）※	-	-	178,000	178,000	
		港湾施設	古茂江港維持管理計画書第3版（令和2年12月）	R2～R51	50	5,000	15,000	
		漁港施設	炬口漁港機能保全計画書（平成29年2月改定）	H25～R44	50	70,000	1,030,200	
			船瀬漁港機能保全計画書（平成31年3月）	H30～R49	50	10,000	547,400	
			鳥飼漁港機能保全計画書（平成29年2月改定）	H25～R44	50	215,000	2,185,600	
		海岸保全施設	炬口漁港海岸長寿命化計画書（平成31年3月）	H30～R49	50	10,000	20,065	
			鳥飼漁港海岸長寿命化計画書（平成31年3月）	H30～R49	50	10,000	89,771	
			古茂江港海岸長寿命化計画（平成31年3月）	H30～R49	50	5,000	860,653	
		河川	準用河川※	-	-	50,000	150,000	
		都市公園	公共施設等個別施設計画（令和3年3月）（A）	R3～12	10	0	183,559	
		下水道（プラント施設）	公共施設等個別施設計画（令和3年3月）（B）	R3～12	10	140,000	340,000	○
公営事業会計	建築物	医療施設	公共施設等個別施設計画（令和3年3月）（C）	R3～12	10	275,000	275,000	○
		介護（みやまホール）				244,530	244,530	
		介護サービス（うしお、サルビア）				760,290	760,290	
		駐車場				4,400	10,700	
		土地取得造成				0	1,914	
	インフラ施設	下水道（プラント施設除く）	（洲本処理区・都志処理区） 下水道ストックマネジメント計画（R3.3月策定予定）	R2～6	5	4,329,400	10,929,400	○
計						20,089,380	55,906,134	

※個別施設計画は策定していないが、改修等の対策は実施。

公共施設等総合管理計画の項目改訂（原案）

旧	新
はじめに	はじめに
第1章 計画策定の背景と目的	第1章 計画策定の背景と目的
1. 背景と目的	1. 背景と目的
2. 計画の位置付け	2. 計画の位置付け
3. 計画期間	3. 計画期間
4. 計画対象	4. 計画対象
5. 公共施設等総合管理のイメージ	5. 公共施設等総合管理のイメージ
第2章 洲本市の現状	第2章 洲本市の現状
1. 人口推移	1. 人口推移
2. 職員数の推移	2. 職員数の推移
3. 財政状況	3. 財政状況（普通会計）
4. 公共施設の現状と課題	4. 公共施設の現状と課題
	（1）現状と課題
	（2）県内各市の公共施設保有面積の状況
5. インフラ資産の現状と課題	5. インフラ資産の現状と課題
（1）道路	（1）道路・橋梁
（2）橋梁	（2）農道・林道
	（3）港湾施設
	（4）漁港施設
	（5）海岸保全施設
	（6）河川
	（7）都市公園
	（8）下水道
	①プラント施設
	②下水道
（3）下水道（管渠）	6. 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み
6. 公共施設等の維持更新費用の試算	7. 過去の実績
	（1）平成28年12月の本計画の策定以降に行った主な実績
	（2）施設保有量の推移
	（3）有形固定資産減価償却率の推移
第3章 公共施設等総合管理の方針	第3章 公共施設等総合管理の方針
1. 全体方針	1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
2. 公共施設に関する個別方針	2. 公共施設等総合管理の方針
3. インフラ資産に関する個別方針	（1）全体方針
	（2）公共施設に関する個別方針
	（3）インフラ資産に関する個別方針
4. 計画推進に関する実施方針	3. 全庁的な取組体制等の構築及び情報管理・共有方策
5. 更新費用を反映した財政収支見通し（15年間の形式収支）	4. 計画推進に関する実施方針
第4章 各公共施設等の概要と取組の方向性	第4章 各公共施設等の概要と取組の方向性
I. 公共施設	I. 公共施設
1 市民文化施設	1 市民文化施設
（1）集会施設	（1）集会施設
（2）文化施設	（2）文化施設
2 社会教育施設	2 社会教育施設
（1）図書館	（1）図書館
（2）博物館等	（2）博物館等
3 スポーツ・レクリエーション施設	3 スポーツ・レクリエーション施設
（1）スポーツ施設	（1）スポーツ施設
（2）レクリエーション施設	（2）レクリエーション施設
4 学校教育施設	4 学校教育施設
（1）学校	（1）学校
（2）その他教育施設	（2）その他教育施設
5 子育て支援施設	5 子育て支援施設
（1）幼保・こども園、幼児・児童施設	（1）幼保・こども園
	（2）幼児・児童施設
6 保健・福祉施設	6 保健・福祉施設
（1）高齢福祉施設	（1）高齢福祉施設
（2）保健施設	（2）保健施設
（3）その他社会福祉施設	（3）その他社会福祉施設
7 行政系施設	7 行政系施設
（1）庁舎等	（1）庁舎等
（2）消防施設	（2）消防施設
（3）その他行政系施設	（3）その他行政系施設
8 市営住宅	8 市営住宅
	（1）公営住宅・特定住宅・特定公共賃貸住宅
	（2）定住促進住宅
9 公園	9 公園
10 供給処理施設	10 供給処理施設
11 その他	11 その他
12 医療施設	12 医療施設
II. インフラ資産	II. インフラ資産
1 道路	1 道路・橋梁
2 橋梁	2 農道・林道
	3 港湾施設
	4 漁港施設
	5 海岸保全施設
	6 河川
	7 都市公園
3 下水道	8 下水道
	（1）プラント施設
	（2）下水道
（用語説明）	（用語説明）

今後のスケジュールについて

○第 8 回 公共施設等再編整備検討委員会

- ・実施時期：令和 3 年 7 月頃
- ・内 容：公共施設等総合管理計画（案）の提示、協議

○第 9 回 公共施設等再編整備検討委員会

- ・実施時期：令和 3 年 10～11 月頃
- ・内 容：意見反映後の公共施設等総合管理計画（案）の提示、協議

○第 10 回 公共施設等再編整備検討委員会

- ・実施時期：令和 3 年 12 月～令和 4 年 1 月頃
- ・内 容：公共施設等総合管理計画（最終案）の提示

令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について

1 計画の見直しに当たっての基本的な考え方

総合管理計画については、平成26年度から平成28年度までに策定するよう要請してきたが、その後一定の期間が経過するとともに、国（各省）のインフラ長寿寿命計画が令和2年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和3年度中に総合管理計画の見直しを行うこと。その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこと。

2 計画の見直しに当たって記載すべき事項

※以下の事項以外についても、各団体の判断により必要な事項を記載すること

1 必須事項

① 基本的事項

- ・計画策定年度及び改訂年度 ・計画期間 ・施設保有量 ・現状や課題に関する基本認識 ・過去に行った対策の実績
 - ・施設保有量の推移 ・有形固定資産減価償却率の推移
- ② 維持管理・更新等に係る経費（総合管理計画に記載済の場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ精緻化を図ること）
- ・現在の維持管理経費 ・施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み ・長寿寿命化対策を反映した場合の見込み
 - ・対策の効果額

※ 見込みについては、少なくとも10年程度の期間

③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ・公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等）に係る方針
- ・全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

2 記載が望ましい事項

3 団体の状況に応じて記載する事項

- ① 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標
 - ② 施設類型（道路、学校、病院等）ごとの管理に関する基本的な方針
 - ③ 地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方
 - ④ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針
- ① 広域連携の取組
 - ② 地方公共団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

3 財政措置

令和3年度に限り、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費（専門家の招へいに要する経費（旅費、報償費等）、計画の見直しに要する経費（委託料、印刷費等））について、特別交付税措置を講じることとしたこと（措置率 0.5）。

※ 上記の内容は、別途通知予定

総 財 務 第 6 号
令和 3 年 1 月 26 日

各都道府県財政担当部長	}	御中
各都道府県公共施設マネジメント担当部長		
各都道府県市区町村担当部長		
各指定都市財政担当局長		
各指定都市公共施設マネジメント担当局長		

総務省自治財政局財務調査課長
(公 印 省 略)

令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての
留意事項について

公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）は、令和 2 年 3 月 31 日時点で、全地方公共団体の 99.9%にあたる 1786 団体において策定済みとなり、また、個別施設計画についても、令和 2 年 10 月 13 日に開催されたインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議幹事会において、令和 2 年度末には、ほとんどの施設類型で 8 割以上の策定率となる見込みとの調査結果が示されました。

このような中、具体的な施設の状況に基づき、長期的な視点をもって、公共施設マネジメントを推進する観点から、「経済財政運営と改革の基本方針 2019 ～『令和』新時代：『Society 5.0』への挑戦～」(令和元年 6 月 21 日閣議決定) 等も踏まえつつ、令和 3 年度中に個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直しを行うことが重要です。

総務省としても、これまで、公共施設等総合管理計画に関し、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 75 号総務省自治財政局財務調査課長通知(平成 30 年 2 月 27 日付け総財務第 28 号同課長通知により改訂)。以下「指針」という。)、同日付け事務連絡「公共施設等総合管理計画の更なる推進のための留意点について」(以下「平成 30 年 2 月通知」という。)、同年 4 月 25 日付け事務連絡「公共施設等の適正管理の更なる推進について」(以下「平成 30 年 4 月通知」という。)などにより、見直しに当たっての留意点等についてお示ししてきたところですが、今般、総合管理計画の見直しに際し、記載事項の考え方等について、改めて周知いたします。

貴団体におかれては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかに御連絡いただき、その趣旨を周知いただくようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。

記

第一 総合管理計画の見直しについて

一 総合管理計画の見直しに当たっての基本的な考え方

これまでも総合管理計画については、指針等において、「総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当である」としているところであるが、その策定を要請してきた平成 26 年度から平成 28 年度以降、一定の期間が経過するとともに、国（各省）のインフラ長寿命化計画が令和 2 年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和 3 年度中に、総合管理計画の見直しを行うこと。

その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこと。

二 総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等

総合管理計画の記載事項については、これまでも指針等によりお示ししてきたところであるが、改めて、見直しに当たっての考え方について、以下のとおりお示しするので、ご留意いただきたい。（カッコ内は指針等における該当箇所）

なお、以下に示す事項以外の事項についても、指針等も踏まえつつ、各団体の判断により、公共施設マネジメントの推進に必要な事項を記載すること。

1 必須事項

① 基本的事項

以下の事項は、総合管理計画の基本的な構成要素であるため、盛り込む必要があること。

- ・ 計画策定年度及び改訂年度
- ・ 計画期間（指針 P. 2 第一 二（1））
- ・ 施設保有量（指針 P. 2 第一 一（1））
- ・ 現状や課題に関する基本認識（指針 P. 2 第一 二（3））
- ・ 過去に行った対策の実績

- ・ 施設保有量の推移
- ・ 有形固定資産減価償却率の推移（指針 P. 7 第三 六）

② 維持管理・更新等に係る経費（指針 P. 2 第一 一（3）、平成 30 年 4 月通知）

以下の事項は、総合管理計画の進捗や効果等を評価するために不可欠な要素であるため、盛り込む必要があること。また、既に総合管理計画に盛り込まれている場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ、精緻化を図ること。

- ・ 現在要している維持管理経費
- ・ 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
- ・ 長寿命化対策を反映した場合の見込み
- ・ 対策の効果額

※ 見込みについては、少なくとも 10 年程度の期間

③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

以下の事項は、総合管理計画が、地方公共団体の有する全ての公共施設等についての基本方針を定める計画であることを踏まえ、盛り込む必要があること。

- ・ 公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、安全確保、耐震化、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、統合・廃止）に係る方針（指針 P. 2～4 第一 二（4））
- ・ 全庁的な取組体制の構築や PDCA サイクルの推進等に係る方針（指針 P. 2 第一 二（2）、P. 4 第一 二（5））

2 記載が望ましい事項

① 数値目標（指針 P. 4、5 第二 三、平成 30 年 4 月通知 第一 二 2）

以下の事項は、総合管理計画の進捗や効果等の評価に資することから、盛り込むことが望ましいこと。

- ・ 計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する目標
- ・ トータルコストの縮減・平準化に関する目標 等

② 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（指針 P. 4 第一 三）

この事項は、総合管理計画が、個々の施設や施設類型（道路、学校、病院等）をまたいだ優先順位や整備方針の検討に資する計画であることを踏まえ、盛り込むことが望ましいこと。

③ 地方公会計（固定資産台帳）の活用（指針 P. 7 第三 六）

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たって前提となるものであり、その活用の考え方について

盛り込むことが望ましいこと。なお、地方公会計の情報の適切な活用のためには、毎年度、決算年度の翌年度末までに固定資産台帳及び財務書類を作成・更新することが適当であること。

④ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

この事項は、用途廃止された資産や売却可能資産等について、効率的な運用や売却等を行うことは、資産利用の最適化及び将来の維持管理等に係る負担の軽減に資することから、盛り込むことが望ましいこと。

3 団体の状況に応じて記載する事項

① 広域連携（指針 P. 5 第二 六）

団体内における集約化・複合化には一定の進捗が見られるが、より広域での最適配置を図る観点から、複数団体の連携による取組も積極的に推進することが重要であり、必要に応じ、広域連携の取組について盛り込むことが望ましいこと。なお、令和2年度から、公共施設等適正管理推進事業債の集約化・複合化事業について、複数団体が連携して実施する取組における実施主体を拡充していること。

② 地方団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

都市計画等の各種計画との整合性や、国が管理する施設との連携を図ることは重要であり、その団体の実情に応じて、盛り込むことが望ましいこと。

第二 その他

総合管理計画の見直しの検討に当たっては、以下の点についても留意されたいこと。

一 総合管理計画の見直しに係る財政措置

令和3年度に限り、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費（専門家の招へいに要する経費（旅費、報償費等）、計画の見直しに要する経費（委託料、印刷費等））について、特別交付税措置を講じることとしたこと。

二 「地方団体の経営・財務マネジメント強化事業」の創設

令和2年12月24日総財公第147号、総財務第124号「地方団体の『経営・財務マネジメント強化事業』の創設について（周知）」のとおり、来年度より、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じ、総合管理計画の見直しも含めた政策テーマについて、アドバイザーを派遣する事業を創設することとしたところであるため、活用いただきたいこと。

三 公共施設等適正管理推進事業債の今後のあり方

令和３年度までを事業期間とする公共施設等適正管理推進事業債の令和４年度以降のあり方については、地方公共団体における総合管理計画の見直し状況等も踏まえつつ、検討する予定であること。

なお、令和３年度までに建設工事に着手した事業については、令和４年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずることとしたこと。

洲本市公共施設等総合管理計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

① 国及び自治体の取組

国では「インフラ長寿命化計画」を策定(平成25年11月)。平成26年4月、総務大臣から全ての自治体に対し、「公共施設等総合管理計画」の策定を要請。

② 公共施設老朽化の進行

昭和40年(1965年)代、50年(1975年)代に建設した施設の老朽化が著しく進んでおり、多くの公共施設が今後30年間に順次、更新時期を迎え膨大な費用が必要となる。

③ 公共施設等の維持管理に係る多額の財政負担

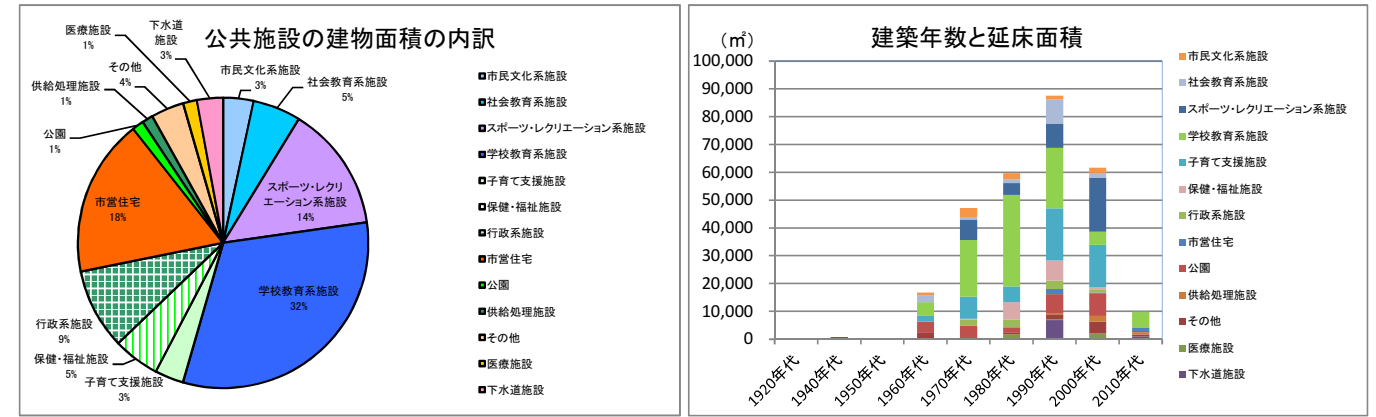
平成18年の旧洲本市と旧五色町との合併後10年が経過し、普通交付税算定における合併算定替の特例が縮減される中、合併前後に建設した施設の維持管理費等の増加により本市財政を圧迫。

④ 本市における基本方針の策定

- ・将来生じる維持更新費用を予測し、公共施設等の維持更新等に関する問題を解決(統廃合を含め最適配置を検討)。
- ・単なる維持更新費用試算額の公表ではなく、計画的、効率的な施設の維持更新等を推進。
- ・公共施設の有効活用を図り、市民が安全に安心して利用できる施設として運営を展開。

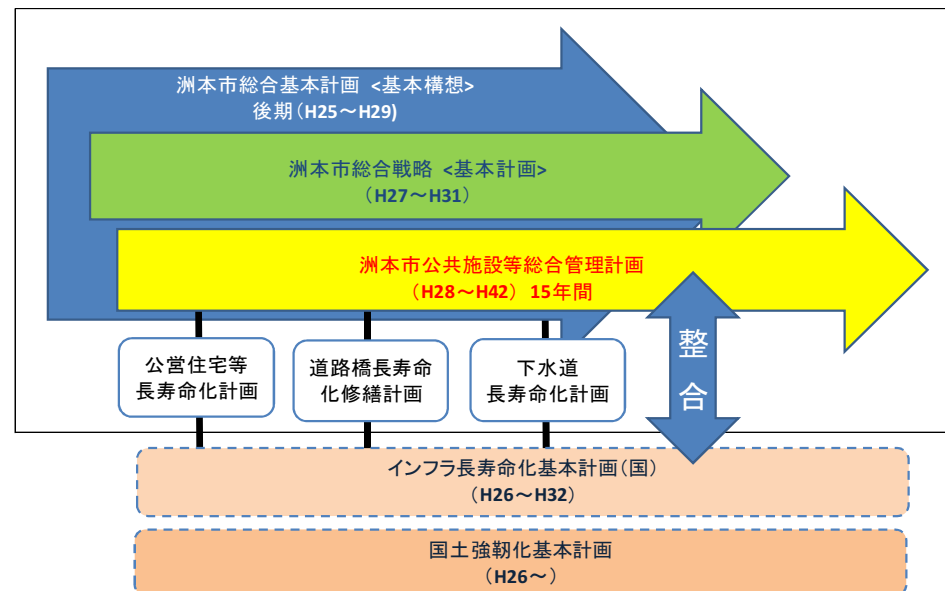
4-1. 公共施設(ハコモノ)の状況

公共施設を263(施設名称の合計)、619棟保有、床面積の合計は284,102㎡
(学校教育系施設:90,196㎡<32%>、市営住宅:49,827㎡<18%>、スポーツ・レクリエーション系施設:39,804㎡<14%>)



2. 計画の位置付け・計画期間

平成28年度～平成42年度の15年間(数値等の見直しは随時実施)



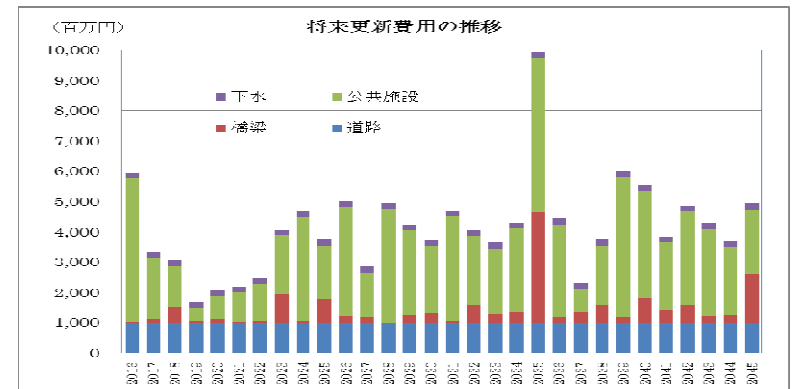
4-2. インフラ資産の状況

- ・道路・・・総延長が746,424m、総面積が3,111,761㎡
- ・橋梁・・・構造単位の橋梁数が612橋あり、総延長が5,058m、総面積が31,337㎡
- ・下水道・・・洲本地区の管渠の総延長は、62,566m、五色地区の管渠の総延長は15,962m、合計78,528m

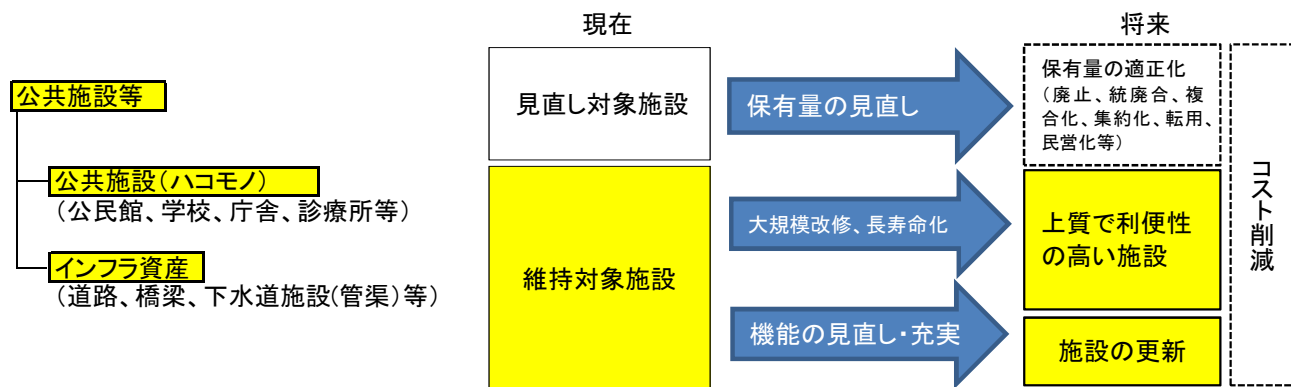
5. 施設の維持更新費用シミュレーション

今後30年間の公共施設、インフラ資産の維持更新費用の総計は約1,242億円(年間平均約41億円)

※統廃合等を実施しなかった場合



3. 対象範囲・公共施設等総合管理のイメージ



6. 公共施設等総合管理の方針

■ 全体方針

1. 安全・安心な生活のために、公共施設とインフラ資産を適正に維持管理する。
2. 市民の暮らしを守る施設サービスを維持し、利便性を高める。
3. 人口やその構造変化に対応した適正規模の施設数とする。
4. 財政負担を軽減・平準化し、健全な財政を維持する。
5. PPP、PFI、指定管理者制度、業務委託、自治体間連携等の活用を図る。

■ 公共施設に関する個別方針

- ① 新規施設の建設を抑制し、ソフト面の充実、既存施設の有効活用を図る。
- ② 施設数、総床面積を30年間で20%以上削減する。
- ③ 施設管理の適正化と既存施設の有効活用を図る。
- ④ 機能が重複する施設については、統廃合を進める。
- ⑤ 施設の複合化、集約化、転用を進める。

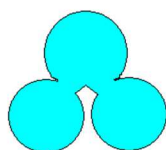
■ インフラ資産に関する個別方針

- ① 長寿命化をはじめとする、計画的、効率的な整備を行う。
- ② 効率的な管理と適正な受益者負担による自主財源の確保に努める。

洲本市公共施設等総合管理計画



平成 28 年 12 月
兵庫県 洲本市



【 目 次 】

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1章 計画策定の背景と目的	
1. 背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 計画の位置付け・・・・・・・・	3
3. 計画期間・・・・・・・・	7
4. 計画対象・・・・・・・・	7
5. 公共施設等総合管理のイメージ・・・・・・・・	8
第2章 洲本市の現状	
1. 人口推移・・・・・・・・	9
2. 職員数の推移・・・・・・・・	11
3. 財政状況・・・・・・・・	11
4. 公共施設の現状と課題・・・・・・・・	15
5. インフラ資産の現状と課題・・・・・・・・	18
6. 公共施設等の維持更新費用の試算・・・・・・・・	22
第3章 公共施設等総合管理の方針	
1. 全体方針・・・・・・・・	28
2. 公共施設に関する個別方針・・・・・・・・	32
3. インフラ資産に関する個別方針・・・・・・・・	35
4. 計画推進に関する実施方針・・・・・・・・	36
5. 更新費用を反映した財政収支見通し(15年間の形式収支)・・・・・・・・	38
第4章 各公共施設等の概要と取組の方向性	
I. 公共施設	
1 市民文化系施設	
(1) 集会施設・・・・・・・・	40
(2) 文化施設・・・・・・・・	44
2 社会教育系施設	
(1) 図書館・・・・・・・・	45
(2) 博物館等・・・・・・・・	47
3 スポーツ・レクリエーション系施設	
(1) スポーツ施設・・・・・・・・	50
(2) レクリエーション施設・・・・・・・・	53

4	学校教育系施設	
(1)	学校	5 5
(2)	その他教育施設	5 8
5	子育て支援施設	
(1)	幼保・こども園、幼児・児童施設	6 0
6	保健・福祉施設	
(1)	高齢福祉施設	6 4
(2)	保健施設	6 6
(3)	その他社会福祉施設	6 8
7	行政系施設	
(1)	庁舎等	7 0
(2)	消防施設	7 2
(3)	その他行政系施設	7 5
8	市営住宅	7 8
9	公園	8 2
10	供給処理施設	8 4
11	その他	8 6
12	医療施設	8 9
Ⅱ	インフラ資産	
1	道路	9 2
2	橋梁	9 3
3	下水道	9 5
	(用語説明)	9 7

はじめに

本市では、市民生活や社会経済活動を支えるために、学校、市営住宅、庁舎等の「公共施設」や、道路、橋梁等の「インフラ資産」（以下、公共施設等）を多数保有している。これらの多くは高度経済成長期に集中的に整備されたものであり、今後、大規模改修及び建替え（更新）時期を迎える。

一方で、人口減少と少子高齢化を背景とする人口構造の急激な変化は、行政サービスの質・量のあり方に大きな影響を及ぼす。今後は、現有する公共施設等の数や規模の維持が困難になることが懸念され、「古くなった施設は建て替えればよい」という従来の発想を転換していく必要がある。

国においても既存施設の長寿命化をはかるという方針が示されているが、単に建替え時期を先送りするのではなく、長期的な視点をもって、公共施設等の統廃合・転用、長寿命化、更新などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化と最適な配置を図ることが重要である。

こうした状況を踏まえ、本市における公共施設等の総合的な管理計画を策定し、持続可能な施設経営に努める。なお、個別の公共施設等については、本計画の内容を踏まえ、別途、より具体的な実施計画を策定することを予定している。

～洲本市における行財政改革のイメージ図～



本市では、3つの側面（サマーレビュー2014、公会計改革、公共施設等総合管理）から行財政改革を進めていく。

これらの取組みを進め、限られた財源、資産等を有効活用し市民サービスの充実を図る。

第1章 計画策定の背景と目的

1. 背景と目的

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定された。

地方公共団体においては、平成26年4月に国から「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進」について通知があり、国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)を策定するよう要請されている。

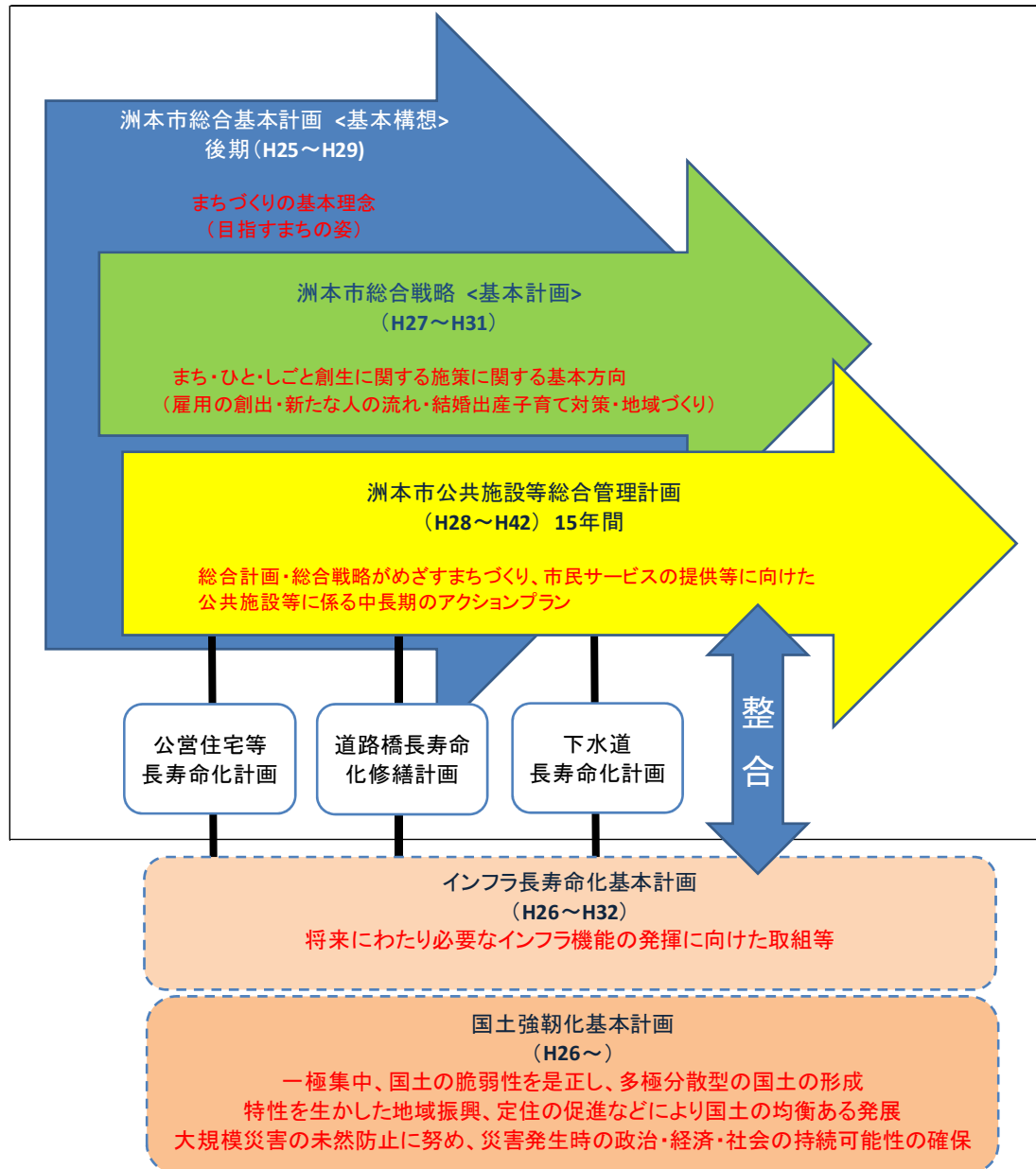
本市においても、昭和40年(1965年)代、50年(1975年)代に建設した施設の老朽化が進み、多くの公共施設等が今後30年間に順次、更新時期を迎え、膨大な費用が必要となる。

また、平成18年(2006年)の旧洲本市と旧五色町との合併後10年が経過し、普通交付税算定における合併算定替の特例が縮減される中、五色庁舎や文化体育館など合併前後に建設した施設の維持管理費等の増加も見込まれる。

このような状況を受け、将来生じる維持更新費用を予測し、市民の皆様と情報を共有しながら、公共施設等の維持更新等に関する基本方針を定めることを本計画の目的とする。

2. 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「洲本市総合基本計画」をはじめ、「洲本市総合戦略」、「洲本市公営住宅等長寿命化計画」、「洲本市道路橋長寿命化修繕計画」、「洲本市下水道長寿命化計画」、国の「インフラ長寿命化基本計画」及び「国土強靱化基本計画」などの関連計画との整合を図りながら、公共施設等の総合管理に関する基本的な取組み方針を示す。



(参考) 洲本市総合基本計画 (抜粋)

基本構想

○ 洲本市の将来像

笑顔あふれる生活交流拠点・洲本

～みんなでつくる元気な“すもと”～

○ まちづくりの重点方向

重点方向 1 定住の促進	人口減少社会を見据え、島外で暮らしている方、また、都市部に在住している方で、田舎での生活を考えている方に洲本市への定住を促進するため、転入の促進及び住宅取得の奨励、新婚世帯への家賃補助及び住宅取得の奨励、出産祝い金の支給などの取組みを積極的に進めます。 また、子どもの通院医療費の無料化など、子育て支援にも尽力し、若年層の受け入れを積極的に行うことで、洲本市に活力を与えます。
重点方向 2 あわじ環境未来島特区の推進	エネルギーと食料の自給率向上、少子高齢化への対応、豊かさの実現など、日本が抱える課題解決の先導モデルとなることをめざして「エネルギーの持続」「農と食の持続」「暮らしの持続」の総合的な取組みを進める「あわじ環境未来島特区」を推進します。
重点方向 3 安心して暮らせる地域の形成	洲本市には、長年にわたり、培われてきた地域独自の伝統や文化があります。また、機能性に富んだ健康・福祉施設が多数あり、地域医療や地域福祉の充実にも積極的に取り組んでいます。 さらに、高齢者の見守り活動や子どもの安全な通学支援、防犯・災害対策などを通じて、心の通い合うコミュニティの構築をめざします。

基本目標

基本目標 1 創意に満ちた活力ある交流・産業のまちづくり	地域資源を最大限に活用し、観光・交流を軸とした農林水産業、商工業の振興による地域産業の活性化と交流促進に向けた「創意に満ちた活力ある交流・産業のまちづくり」を進めます。
基本目標 2 安全で快適な生活のまちづくり	災害や犯罪、事故に対して不安のない、快適な暮らしを支える基盤の整った「安全で快適な生活のまちづくり」を進めます。
基本目標 3 ともにつくる参画と協働のまちづくり	市民と行政が協働した特色ある地域づくりとともに、地方分権に対応した行政運営の確立に向けて、「ともにつくる参画と協働のまちづくり」を進めます。
基本目標 4 豊かな自然と共生するまちづくり	豊かな自然を守り育てるとともに、市民・事業者・行政が連携し、環境保全に向けて行動する「豊かな自然と共生するまちづくり」を進めます。
基本目標 5 こころ豊かな人を育む教育・文化のまちづくり	次代を担う人材を育成し、誰もがともに学ぶことのできる、洲本市らしい文化の創造に向けた「こころ豊かな人を育む教育・文化のまちづくり」を進めます。
基本目標 6 健やかで生き生きと暮らせるまちづくり	少子高齢化が急速に進行する中、すべての市民が世代を超えて支え合いながら、住み慣れた地域で生涯にわたって「健やかで生き生きと暮らせるまちづくり」を進めます。

(参考) 洲本市総合戦略(抜粋)

洲本市総合戦略のめざす基本戦略と基本的方向

基本戦略	基 本 的 方 向	
1. 女性や若者が夢を抱いて躍動する洲本ならではの「しごと」のステージを創る	・雇用の場を増やし、都市部への人口流出に歯止めをかける	(1) 洲本市の強みを生かした産業の集積・企業誘致 (2) 起業支援・新産業の創出支援 (3) 地域産業の振興と人材の確保
2. 観光や暮らしの魅力を広く発信し、来訪者、移住・定住者を洲本へ呼び込む	・定住・交流可能な住まいづくりを進めることで、「すもと暮らし」を促進し、移住・定住人口の増加につなげる ・洲本市の魅力を高め、来訪者(交流人口)を増加させる	(1) 都市圏からの移住促進 (2) 地域資源を生かした交流の促進 (3) 集客力のあるイベントの開催
3. 洲本で出会い、ともに歩み、未来をつなぐ「ひと」の夢をかなえる	・安心して子どもを産み育てることができる環境の充実を図る	(1) 出合いの創出・結婚支援 (2) 妊娠・出産支援 (3) 子育て支援 (4) 教育・スポーツ交流支援
4. 魅力的でやさぎのある「わがまち洲本」を創り守る	・洲本市での「住みやすさ」の割合を改善する	(1) 安全・安心な社会づくり (2) 町内会活動の支援・連携強化 (3) 歴史をつなぐまちの基盤の整備・充実 (4) 広域連携の推進

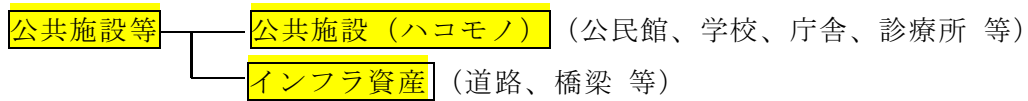
3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年度（2016年度）～平成42年度（2030年度）の15年間とする。

計画期間中にあっても、随時、人口動向、社会情勢の変化、財政収支の変動、本計画の進捗度合いにより、弾力的に基本方針や取組み方法等を見直すものとする。

4. 計画対象

この計画は、表1のとおり分類した、本市が所有している公共施設等（公共施設及びインフラ資産）を対象とする。

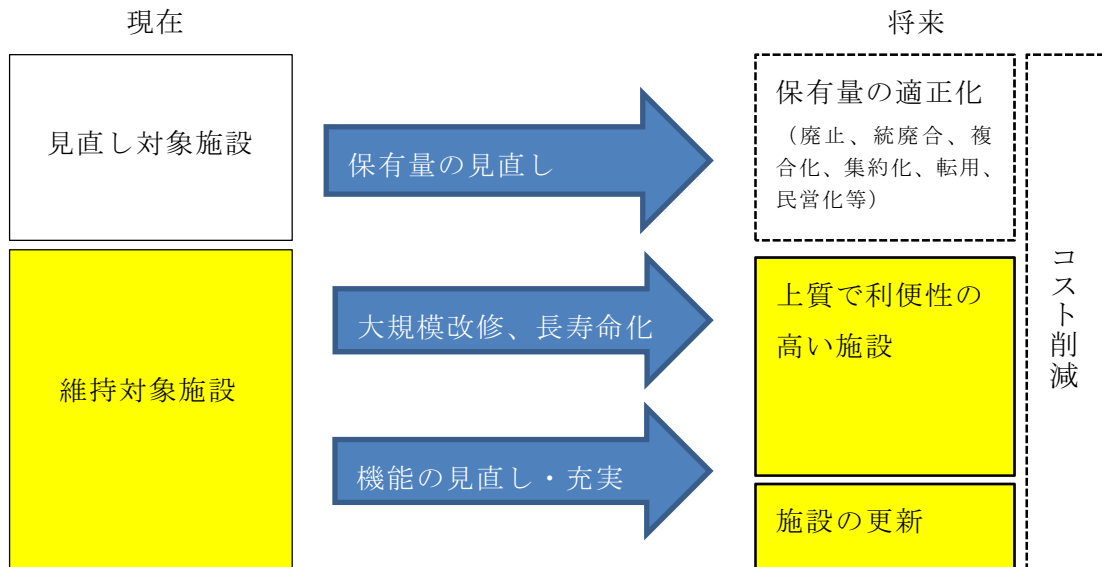


【表1】計画対象の公共施設等

大分類		中分類
公共施設	市民文化系施設	集会施設
		文化施設
	社会教育系施設	図書館
		博物館等
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設
		レクリエーション施設
	学校教育系施設	学校
		その他教育施設
	子育て支援施設	幼保・こども園
		幼児・児童施設
	保健・福祉施設	高齢福祉施設
		保健施設
		その他社会福祉施設
	行政系施設	庁舎等
		消防施設
		その他行政系施設
インフラ資産	市営住宅	—
	公園	—
	供給処理施設	—
	その他	—
	医療施設	—
	下水道施設(ポンプ場等)	—
	道路	—
	橋梁	—
	下水道施設(管渠)	—

5. 公共施設等総合管理のイメージ

本市が保有している公共施設等の現状と課題を調査・分析し、今後の対応方策を導き出し、計画的な保全を進めるとともに、新たなニーズを考慮しながら施設の機能を見直し・充実させることで公共施設等の適正管理を図っていく。



第2章 洲本市の現状

1. 人口推移

昭和50年（1975年）に55,022人（当時の旧五色町含む）であった本市の人口は年々減少し、平成22年（2010年）では47,254人（▲14%）となっている。また、児童数も年々減少しており、今後何の取組みもしなければ、少子化の傾向が継続すると予測される。

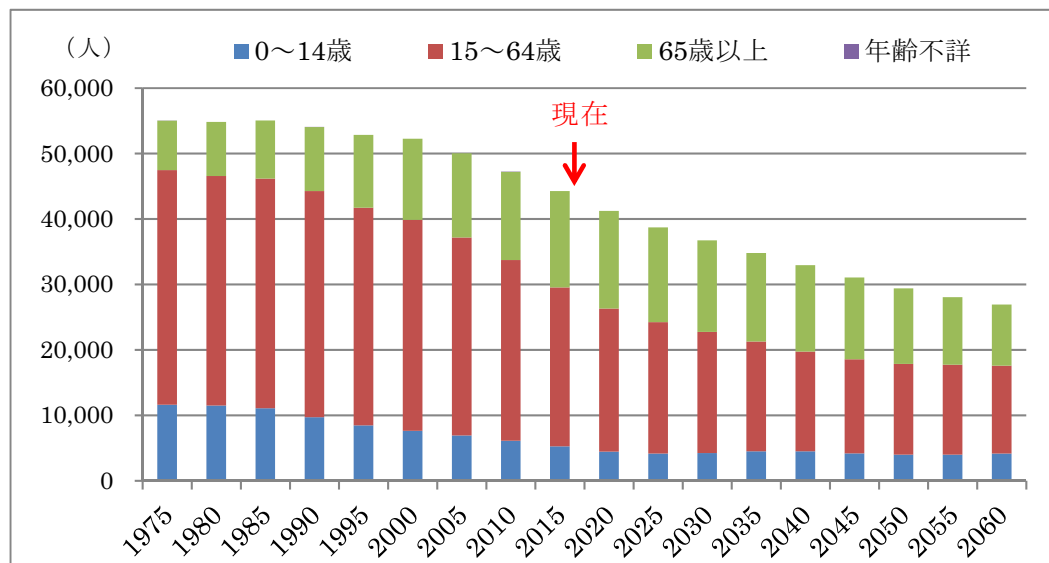
平成27年（2015年）10月に策定した「洲本市総合戦略」においては、45年後（2060年）の戦略人口として26,000～27,000人規模の確保を想定し、少子化に歯止めをかけるため、さまざまな施策を盛り込んでいる。

人口の減少及び少子高齢化の進展は、行政サービスの質・量、施設の利用、財政状況等のあらゆる要素に影響を与えるものと見込まれる。

【表2】人口推移

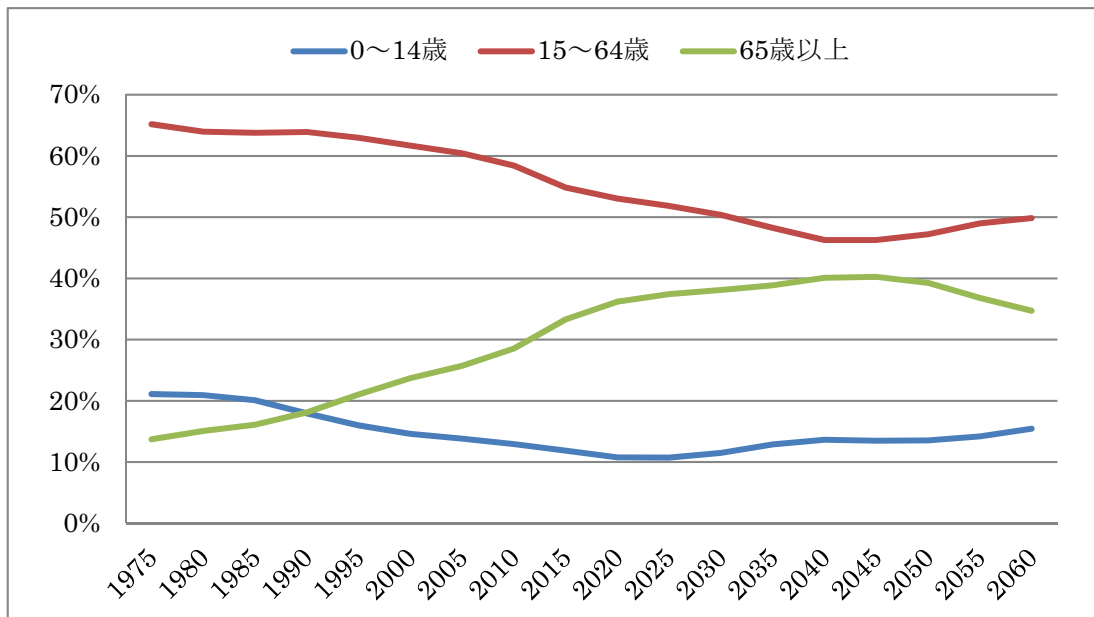
西暦	人口（人）	西暦	人口（人）	西暦	人口（人）
1975	55,022	2005	50,030	2035	34,806
1980	54,826	2010	47,254	2040	32,936
1985	55,048	2015	44,267	2045	31,048
1990	54,049	2020	41,225	2050	29,380
1995	52,839	2025	38,714	2055	28,048
2000	52,248	2030	36,734	2060	26,917

【図1】人口推計



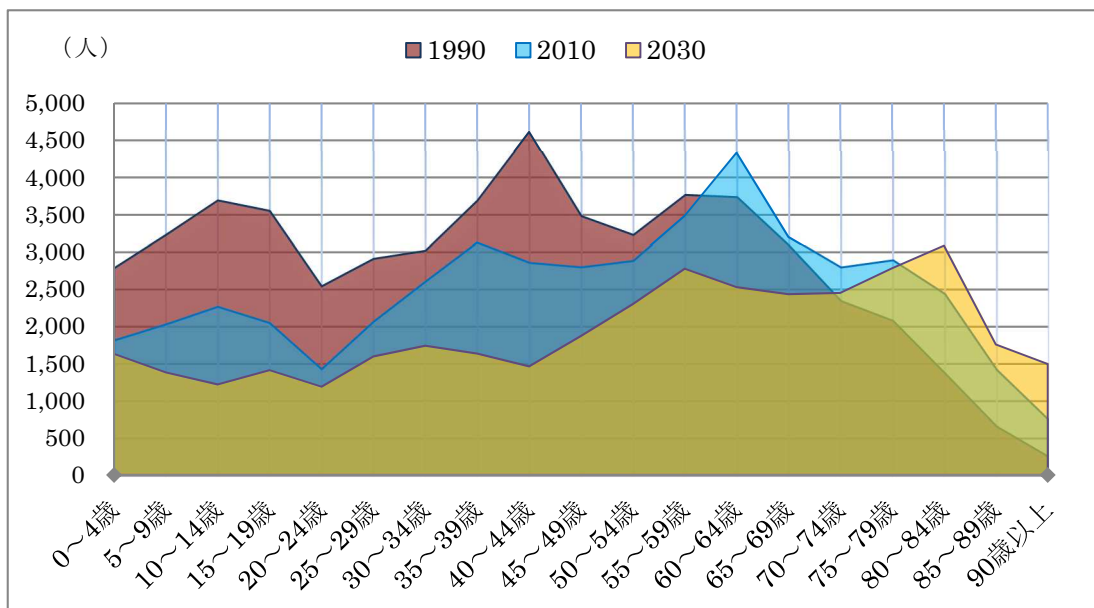
出典：総務省統計局「国勢調査」及び洲本市総合戦略

【図 2】年齢構造別人口割合



出典：総務省統計局「国勢調査」及び洲本市総合戦略

【図 3】1990年～2030年までの人口推計（20年間隔）

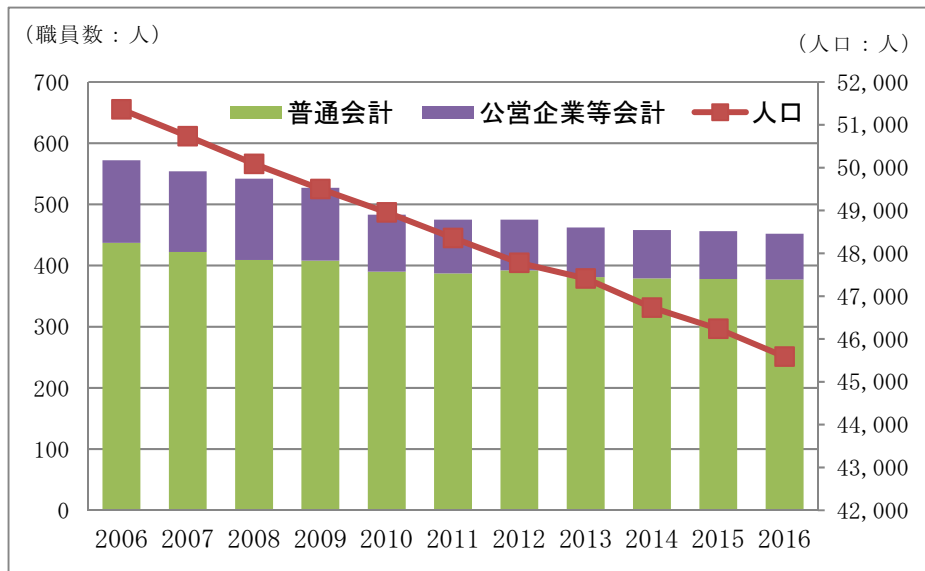


出典：総務省統計局「国勢調査」及び洲本市総合戦略

2. 職員数の推移

職員数は、事務効率の向上等により年々減少しており、平成18年（2006年）は572人（市民千人当たり職員数：11.1人）、平成28年（2016年）は452人（市民千人当たり職員数：9.9人）となっている。合併後10年間で120人減少している。

【図4】人口と職員数の推移



※人口は各年3月末、職員数は4月1日の数

3. 財政状況

本市の財政規模は、平成16年（2004年）から平成18年（2006年）にかけては、五色庁舎、文化体育館の建設や台風23号による災害復旧関連事業等の影響で一時的に増加したものの平成12年（2000年）以降は、縮小傾向にある。

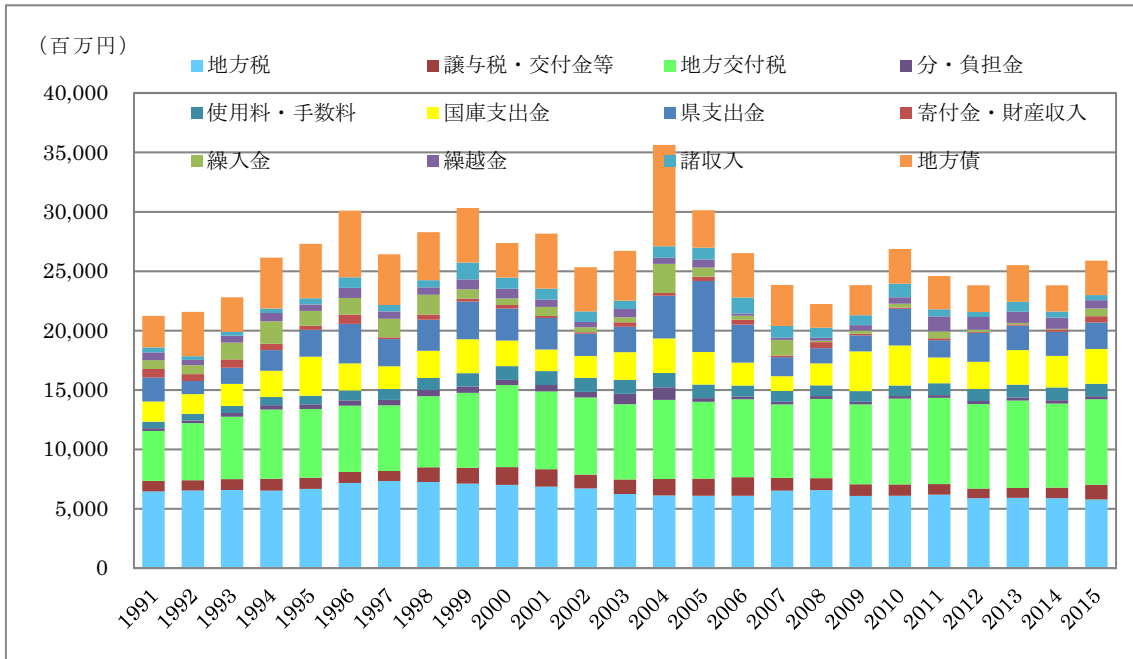
歳入は、市税収入が、人口減少、景気低迷による個人・法人所得の減少、地価下落等を反映して平成9年（1997年）の73.3億円をピークに減少傾向にある。平成24年（2012年）では59億円をやや下回る程度にまで落ち込み、15年間で14億円以上減少している。今後とも人口減少が見込まれるなかで、市税収入はさらに減少していくことが予想される。

歳出は、普通建設事業費が、平成17年（2005年）年以降、大幅に減少しているが、経常的な扶助費や公債費、公共施設等に係る維持補修費が年々増加しており、今後の財政を圧迫していくことが予想される。

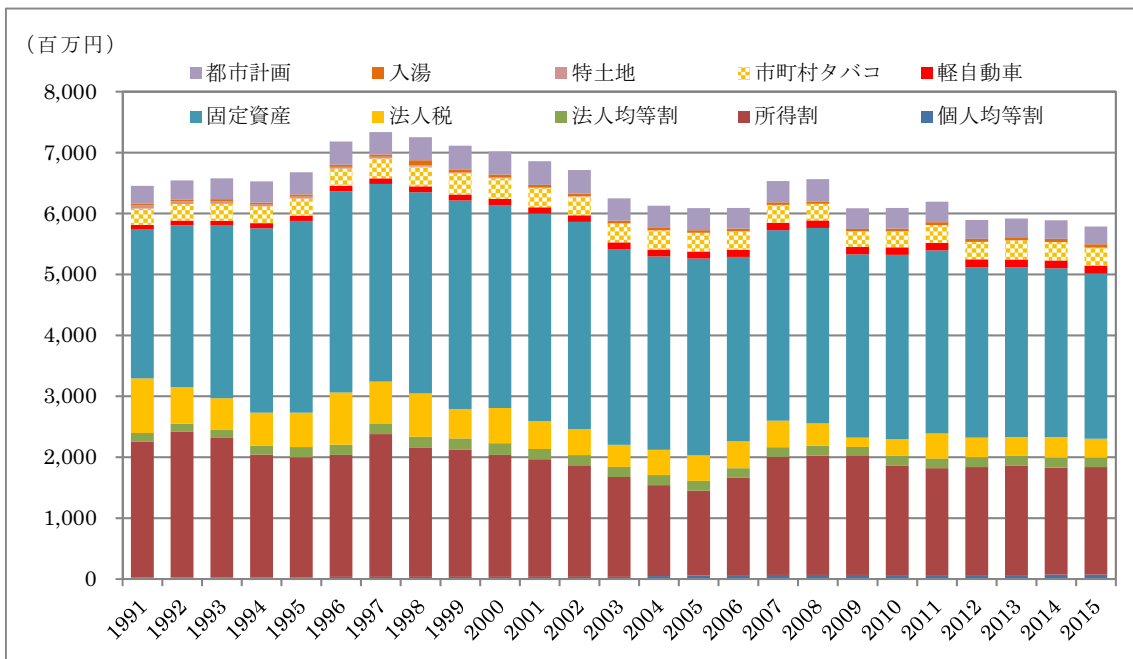
形式収支は、平成28年（2016年）以降は、合併算定替の特例が縮減される中で、普通交付税が減少していくため、悪化が見込まれる。

経常収支比率は、合併効果により平成20年（2008年）から改善に転じたが、平成23年（2011年）からは、扶助費や公債費、維持補修費などの経常経費の増加により悪化している。今後もこの傾向が続き高水準で推移することが見込まれる。

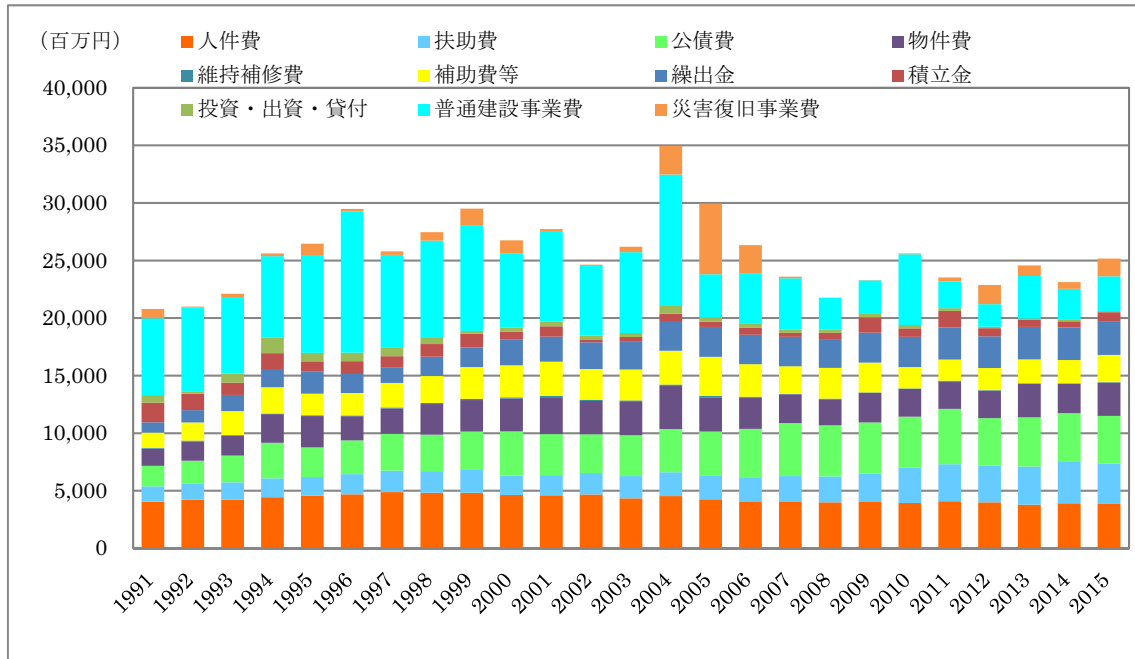
【図 5】 歳入決算額の推移



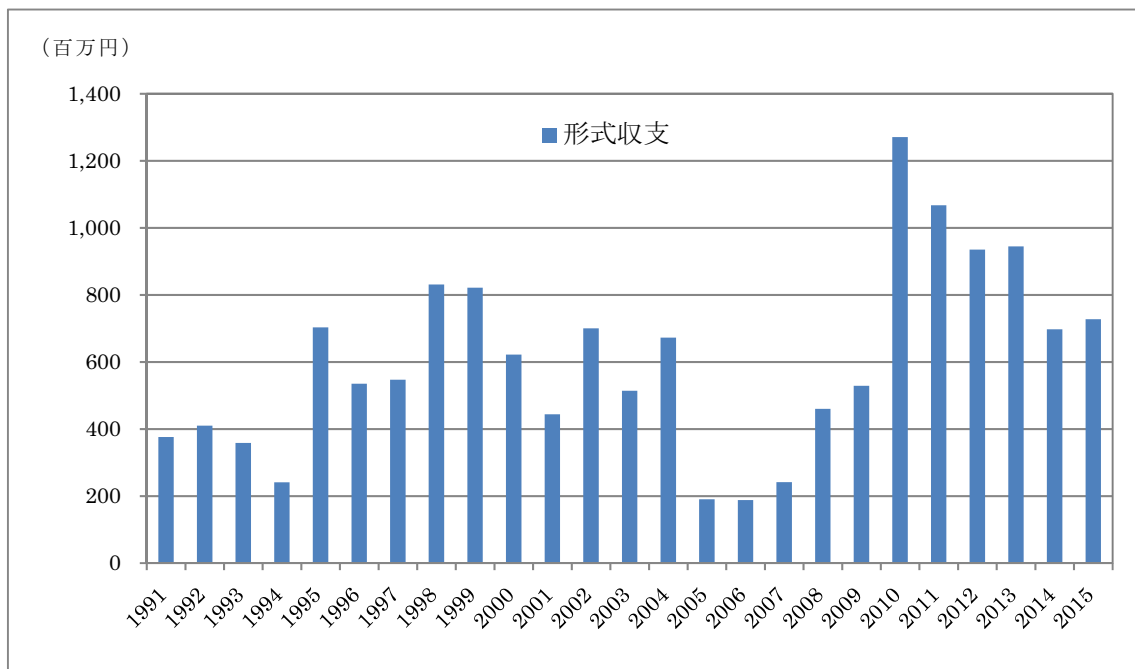
【図 6】 市税収入額の推移



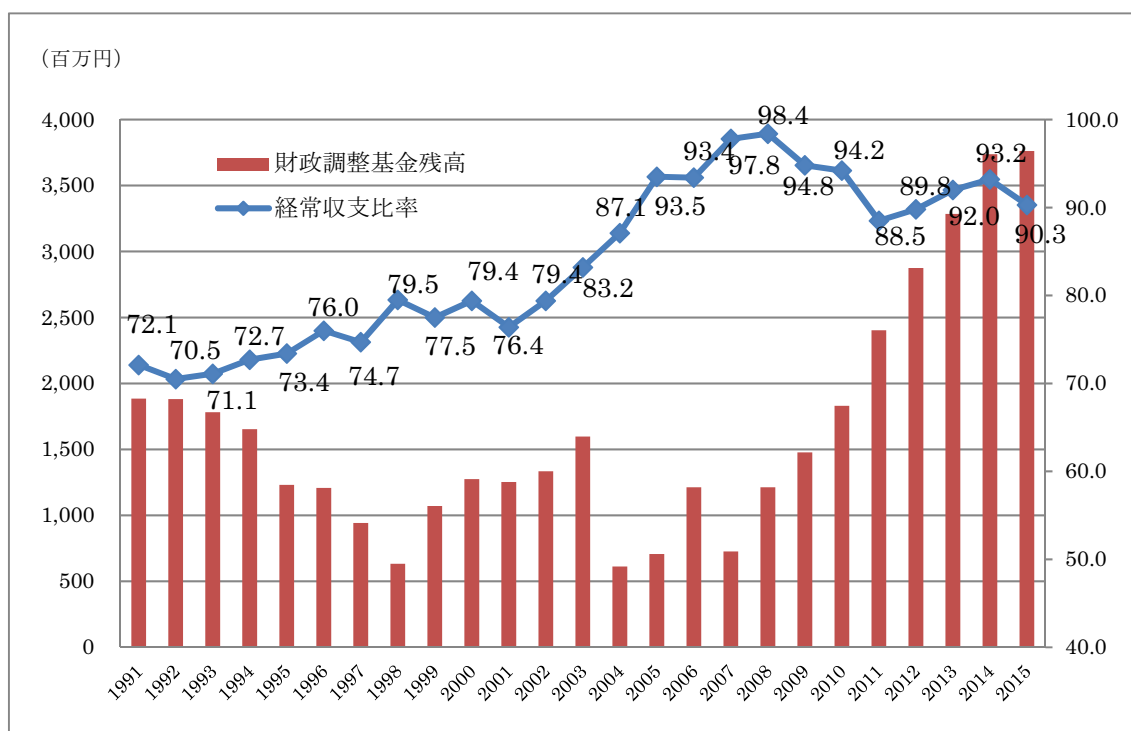
【図 7】 歳出決算額の推移



【図 8】 形式収支の推移



【図 9】 経常収支比率と財政調整基金残高の推移



4. 公共施設の現状と課題

本市においては、公共施設を263（施設名称の合計）保有（表3）しており、そのうち建物については、619棟、床面積の合計は284,102㎡である。その内訳は、学校教育系施設が90,196㎡（32%）と最も多く、次いで市営住宅が49,827㎡（18%）、スポーツ・レクリエーション系施設が39,804㎡（14%）となっている。

これらの施設の約26%が昭和56年（1981年）の建築基準法改正前に整備された旧耐震基準による施設であり、それ以外は改正後の新耐震基準による施設である。

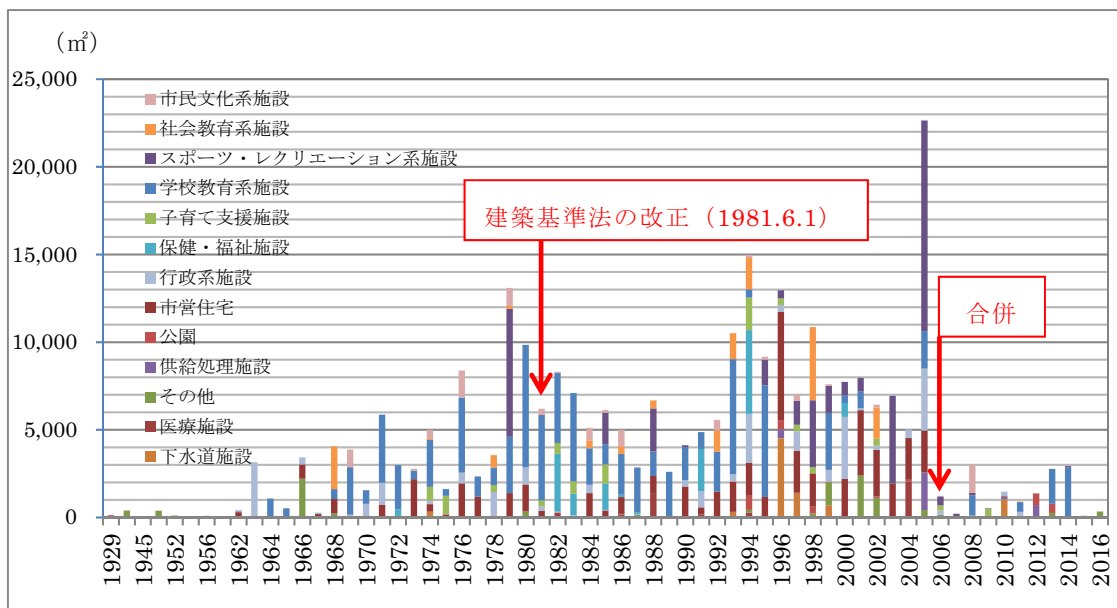
減価償却資産の耐用年数等に関する省令によれば、建物の耐用年数は、鉄筋コンクリート造で最大50年とされ（総更新費用の試算では60年）、一般的に築後30年が経過すると大規模改修が必要とされている。洲本市が保有する公共施設においては、今後20年間に全体の約70%の施設が大規模改修と建替えの時期を迎える。

建築年度別の延床面積を見てみると、1980年頃までは、学校施設の建設が目立ち、1990年代は、市営住宅や公園、その他福祉施設が多く面積的にも非常に多くなっている。2000年以降は、大規模なスポーツ施設の建築が続き、近年は施設の整備が充実し、新たな施設の建築が大幅に減少しているのがわかる。

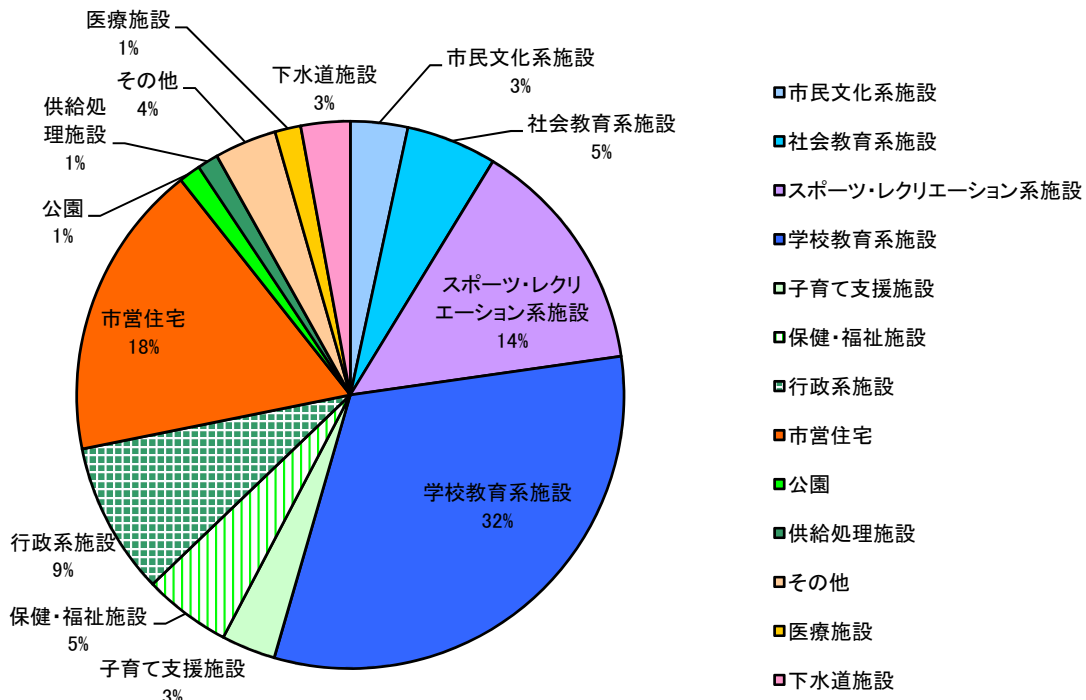
【表3】公共施設の面積等（2016年8月時点）

	大分類	中分類	施設名称数	施設数	延床面積(㎡)	全体に占める割合	敷地面積(㎡)
普通会計	市民文化系施設	集会施設	25	25	9,203.46	3.2%	11,476
		文化施設	1	1	413.34	0.1%	0
		小計	26	26	9,616.80	3.4%	11,476
	社会教育系施設	図書館	2	3	4,970.80	1.7%	10,502
		博物館等	8	16	10,207.57	3.6%	15,172
		小計	10	19	15,178.37	5.3%	25,674
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	3	16	29,695.94	10.5%	64,266
		レクリエーション施設	2	23	10,107.80	3.6%	172,562
		小計	5	39	39,803.74	14.0%	236,828
	学校教育系施設	学校	18	113	87,062.34	30.6%	218,587
		その他教育施設	2	3	3,134.03	1.1%	8,828
		小計	20	116	90,196.37	31.7%	227,415
	子育て支援施設	幼保・こども園	15	16	8,306.33	2.9%	11,359
		幼児・児童施設	1	1	788.88	0.3%	1,754
		小計	16	17	9,095.21	3.2%	13,113
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	3	3	1,189.80	0.4%	2,072
		保健施設	4	9	5,240.75	1.8%	19,800
		その他社会福祉施設	4	8	8,217.95	2.9%	12,146
		小計	11	20	14,648.50	5.2%	34,018
	行政系施設	庁舎等	7	15	14,058.23	4.9%	19,420
		消防施設	38	38	4,786.56	1.7%	29,558
		その他行政系施設	18	19	6,688.28	2.4%	8,203
		小計	63	72	25,533.07	9.0%	57,181
	市営住宅	—	52	193	49,827.27	17.5%	79,587
	公園	—	17	46	3,658.87	1.3%	504,951
	供給処理施設	—	5	5	3,520.09	1.2%	15,997
	その他	—	23	45	10,419.25	3.7%	57,575
		小計	97	289	67,425.48	23.7%	658,110
会計その他	医療施設	—	7	7	4,349.98	1.5%	267
	下水道施設	—	8	14	8,254.06	2.9%	38,826
		小計	15	21	12,604.04	4.4%	39,093
合計			263	619	284,101.58	100.0%	1,302,908.00

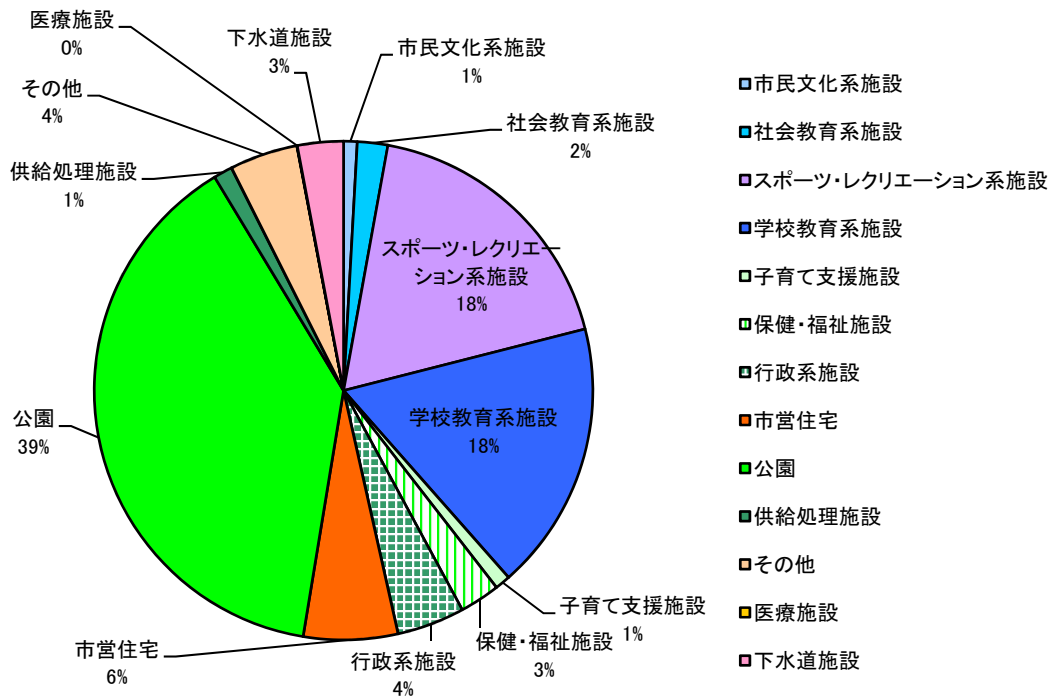
【図10】建築年と延床面積



【図11】公共施設の建物面積の内訳



【図12】公共施設の土地面積の内訳



5. インフラ資産の現状と課題

(1) 道路

道路については総延長が746,424.35m、総面積が3,111,761.32㎡である。

【表4】道路の幅員別延長と面積（2014年3月時点）

幅員	6.5m以上	4.5m以上	2.5m以上	1.5m以上	1.5m未満	合計
延長(m)	90,119.72	195,607.90	307,955.12	133,900.12	18,841.49	746,424.35
面積(㎡)	746,799.90	1,026,050.10	1,043,090.41	274,779.26	21,041.65	3,111,761.32

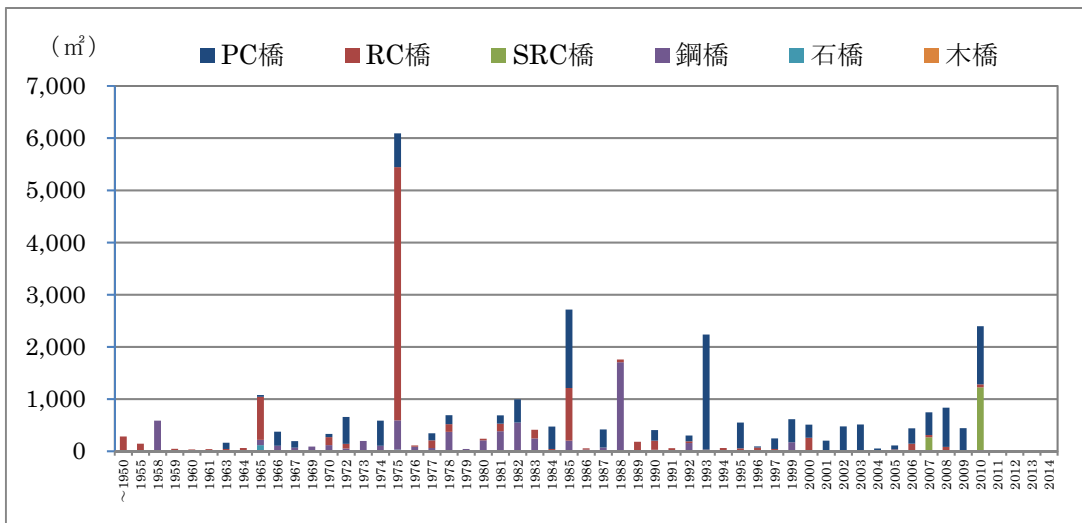
(2) 橋梁

構造単位の橋梁数が612橋あり、総延長が5,058m、総面積が31,337㎡、そのうち1970年代以前に整備した橋梁が全体の約40%を占め、既に築30年以上経過しているため、約20年経過後、一斉に更新時期を迎えることとなる。

【表5】年代別・構造別の橋梁面積（2014年3月時点） (㎡)

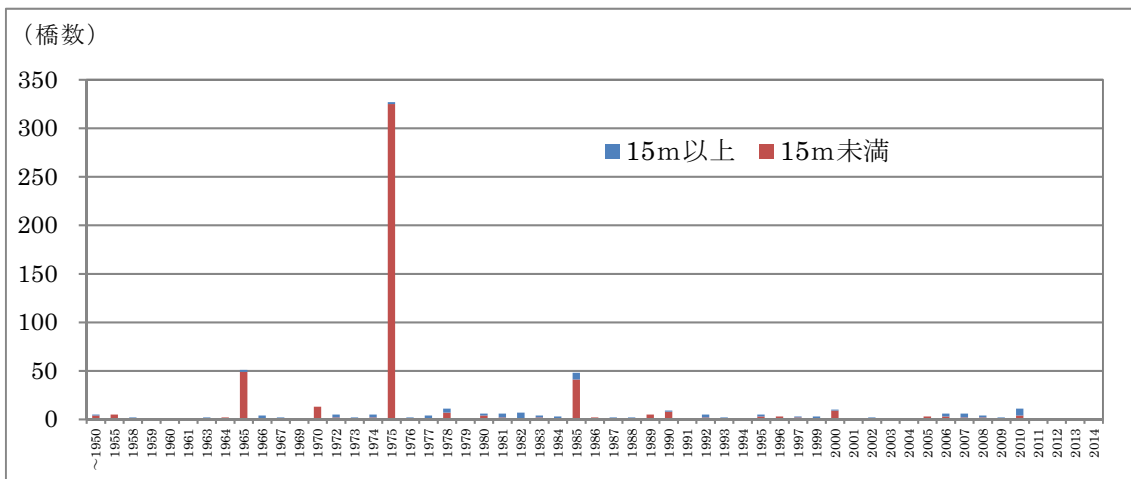
	PC 橋	RC 橋	SRC 橋	鋼橋	石橋	木橋	合計
1910 年代					8		8
1920 年代		34					34
1930 年代		239					239
1940 年代							
1950 年代		192		584			776
1960 年代	551	1,002		359	117		2,029
1970 年代	2,013	5,412		1,587	22	7	9,041
1980 年代	2,882	1,650		3,390			7,922
1990 年代	3,679	529		354			4,562
2000 年代	3,475	557	265	17			4,314
2010 年代	1,115	74	1,223				2,412
合計	13,715	9,689	1,488	6,291	147	7	31,337

【図13】 橋梁の築年別構造別整備面積

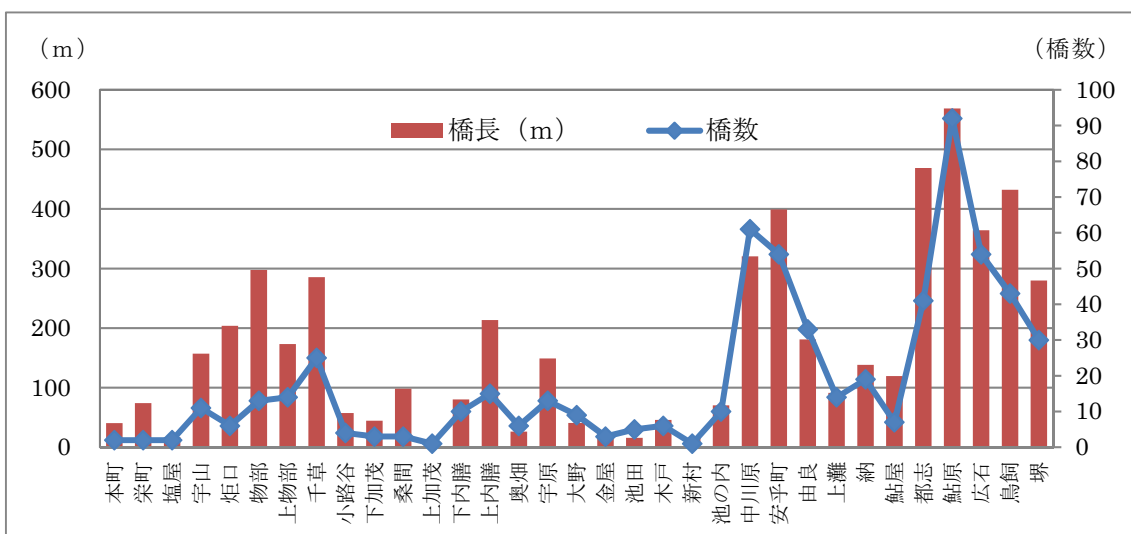


※整備時期が不明な橋梁については、全て1975年に設定している。

【図14】 橋梁の年度別整備橋数



【図15】 地区ごとの橋梁の状況



(3) 下水道（管渠）

本市では、現在、洲本地区内に公共下水道、五色地区内に特定環境保全公共下水道が整備されている。

洲本地区における公共下水道の整備は、建設開始が昭和60年（1985年）2月で、供用開始が平成5年（1993年）9月であり、管渠の総延長は、58,719mとなっている。また、古茂江地区の公共下水道については、平成11年（1999年）に同地区より洲本市に施設を移管され、管渠の総延長は、3,847mとなっており、両管渠の総延長は、62,566mとなっている。初期に整備した管渠は、敷設後すでに30年が経過しており、20年後に更新時期を迎えることとなる。

五色地区における特定環境保全公共下水道の整備は、建設開始が平成6年（1994年）1月で、供用開始が平成11年（1999年）12月、管渠の総延長は15,962mであり、当面は通常の維持修繕を実施していく。

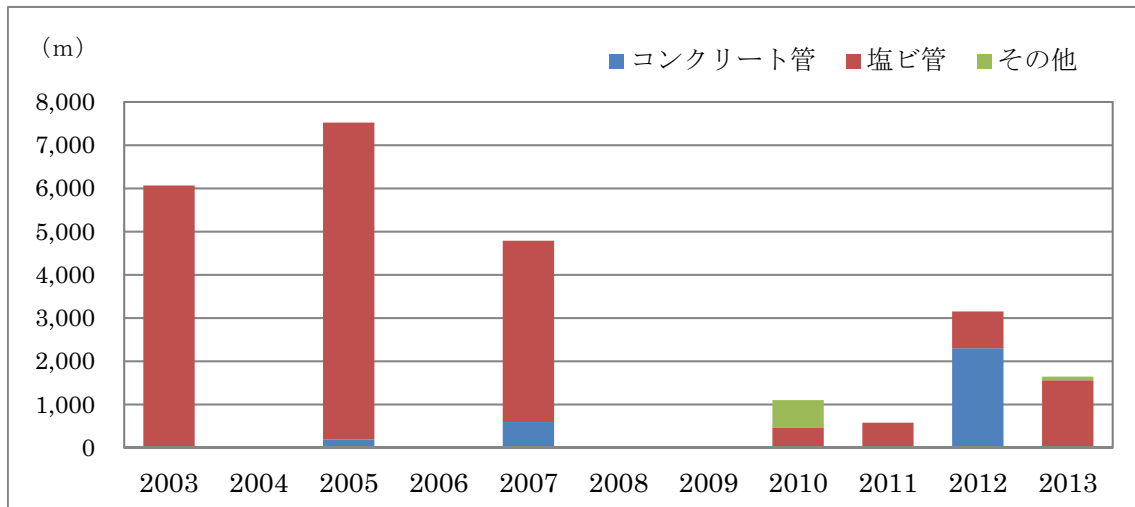
洲本地区と五色地区の管渠の総延長は78,528mである。

【表6】管渠の概要（2014年3月時点）

（m）

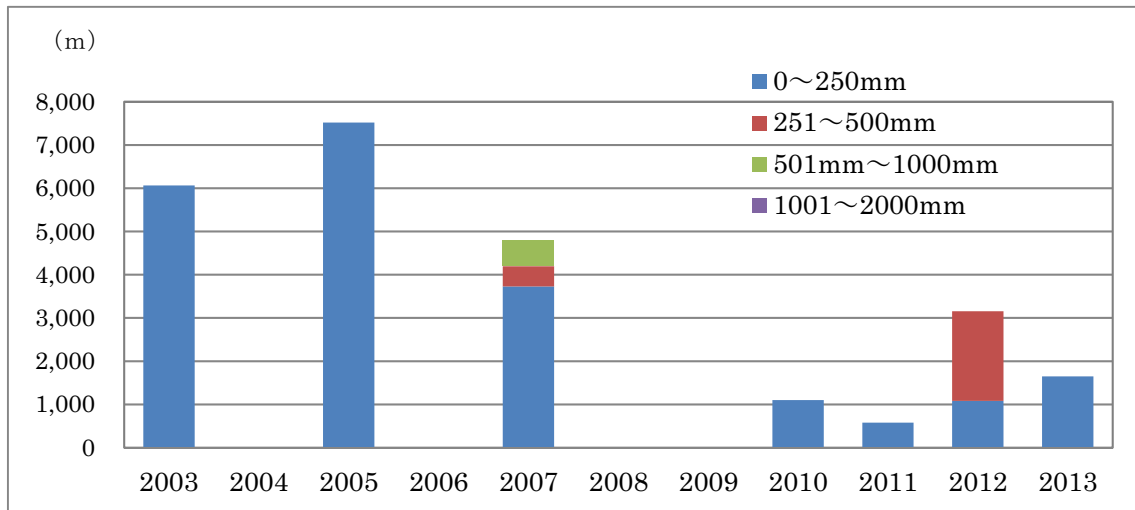
	管種別			管径別			
	コンクリート管	塩ビ管	その他	～250mm	～500mm	～1000mm	～2000mm
2002 以前	6,199	46,702	781	45,450	3,014	3,897	1,321
2003		6,065		6,065			
2004							
2005	190	7,329		7,519			
2006							
2007	593	4,194		3,728	466	593	
2008							
2009							
2010		457	643	1,100			
2011		577		577			
2012	2,301	852		1,082	2,071		
2013		1,558	87	1,645			
計	9,283	67,734	1,511	67,166	5,551	4,490	1,321
合計	78,528			78,528			

【図16】 年度別整備状況（管種別）



※2002年以前は省略した。

【図17】 年度別整備状況（管径別）



※2002年以前は省略した。

6. 公共施設等の維持更新費用の試算

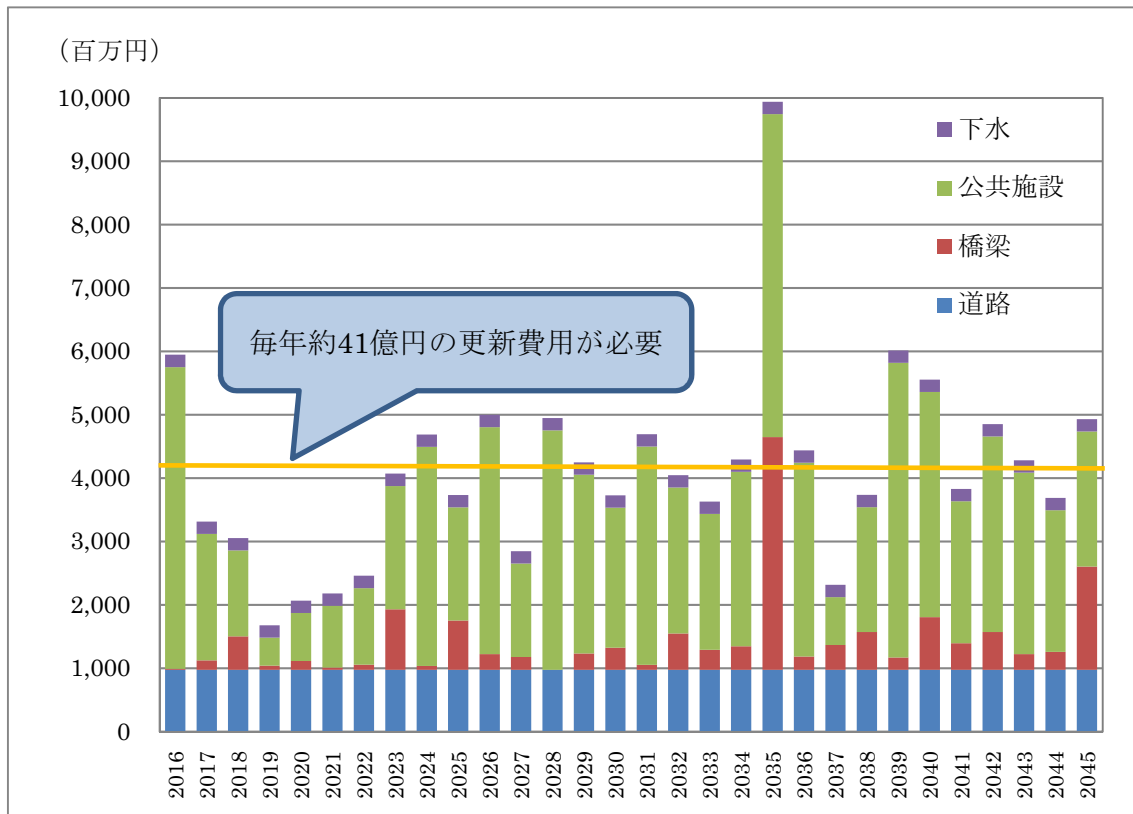
今後、必要となる公共施設等の維持更新費用について、現有する公共施設等の耐用年数経過にあわせて、数量・規模を維持したまま、機械的に更新を行った場合の費用を試算すると、30年間（2016年～2045年）の総合計で約1,242億円、年間平均では約41億円必要となる見込みである。

必要経費については、年度によって大きく増減しており、更新については、時期と併せ費用や財政計画との連携を図りながら、計画的に行う必要がある。

【表7】今後30年間の公共施設の更新費用まとめ (億円)

大分類		中分類	維持更新費用	
公共施設	市民文化系施設	集会施設	31.3	32.3
		文化施設	1.0	
	社会教育系施設	図書館	12.4	43.7
		博物館等	31.3	
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	73.9	94.1
		レクリエーション施設	20.2	
	学校教育系施設	学校	227.1	232.4
		その他教育施設	5.3	
	子育て支援施設	—	—	23.4
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	3.0	39.6
		保健施設	18.5	
		その他社会福祉施設	18.1	
	行政系施設	庁舎等	83.9	119.1
		消防施設	13.5	
		その他行政系施設	21.7	
	市営住宅	—	—	99.7
	公園	—	—	6.1
	供給処理施設	—	—	7.0
	その他	—	—	23.1
	医療施設	—	—	10.7
	下水道施設(ポンプ場等)	—	—	17.0
	計	—	—	748.2
インフラ資産	道路	—	—	293.0
	橋梁	—	—	143.0
	下水道施設(管渠)	—	—	58.0
	計	—	—	494.0
合計		—	—	1,242.2
年間平均		—	—	41.4

【図18】 将来更新費用の推移



① 公共施設の更新費用の試算

(試算条件)

- ・施設の分類ごとに大規模改修単価及び建替え単価を定め、供用開始から30年経過後に大規模改修を実施、60年経過後に建替えを実施するとして試算。
- ・建替費用には、解体、仮移転費用、設計料等も含む。

【表 8】公共施設更新単価

(千円/㎡)

施設分類	大規模改修	建替え	施設分類	大規模改修	建替え
市民文化系施設	250	400	市 営 住 宅	170	280
社会教育系施設	250	400	公 園	170	330
スポーツ・レクリエーション系施設	200	360	供給処理施設	200	360
学校教育系施設	170	330	そ の 他	200	360
子育て支援施設	170	330	医 療 施 設	250	400
保健・福祉施設	200	360	下 水 道 施 設	200	360
行 政 系 施 設	250	400			

※ 1 更新単価について、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究報告書 2011年 3 月（財団法人自治総合センター）」を算定根拠とした。

※ 2 大規模改修には、バリアフリー対応等社会的改修含む。

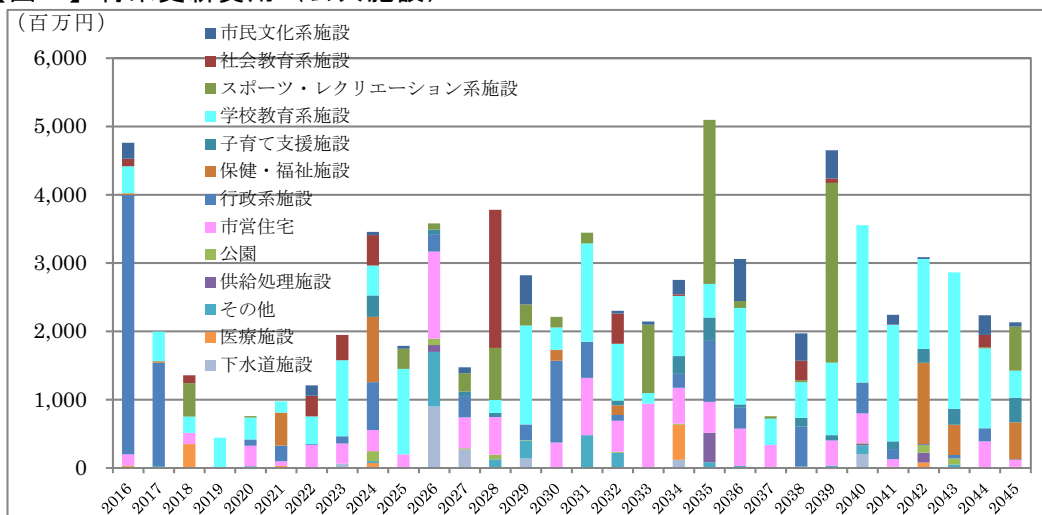
※ 3 供用開始から30年経過後に大規模改修を実施、60年経過後に建替えを実施すると仮定して試算。大規模改修単価は、建替単価の約 6 割で設定。

(試算結果)

総更新費用748億円 30年間 年間平均24.9億円

更新費用は、2020代半ばに行政系施設、保健・福祉施設が更新時期を迎えることによるピークを迎える。その後、2030年代以降に洲本文化体育館などのスポーツ・レクリエーション施設、市民交流センターなどの市民文化系施設や学校教育系施設の更新により再度ピークを迎える見込みである。

【図19】将来更新費用（公共施設）



※2016年に、新本庁舎の実際の契約額を計上している。

② インフラ資産の更新費用の試算

(ア) 道路

(試算条件)

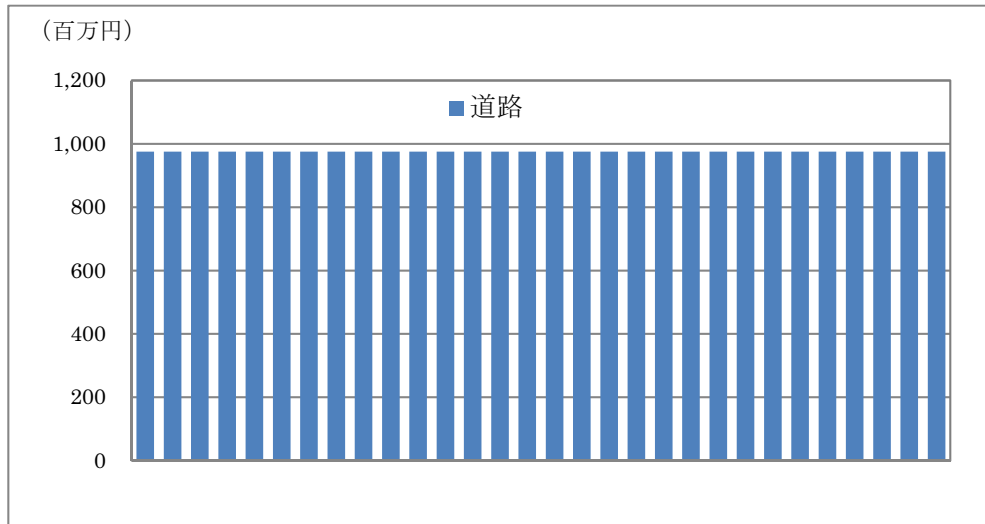
・道路の総面積を耐用年数(15年)で割り、1年当たりの面積に更新単価4,700円を乗じて算出。

※「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究報告書 2011年3月(財団法人自治総合センター)」を算定根拠とした。

(試算結果)

総更新費用	30年間	293億円	更新費用年間	9.8億円
-------	------	-------	--------	-------

【図20】将来更新費用の推移(道路)



(イ) 橋梁

(試算条件)

・構造区分別に更新単価を定め、30年経過後に大規模改修、60年経過後に架け替えすると仮定して算出。

【表9】橋梁更新単価

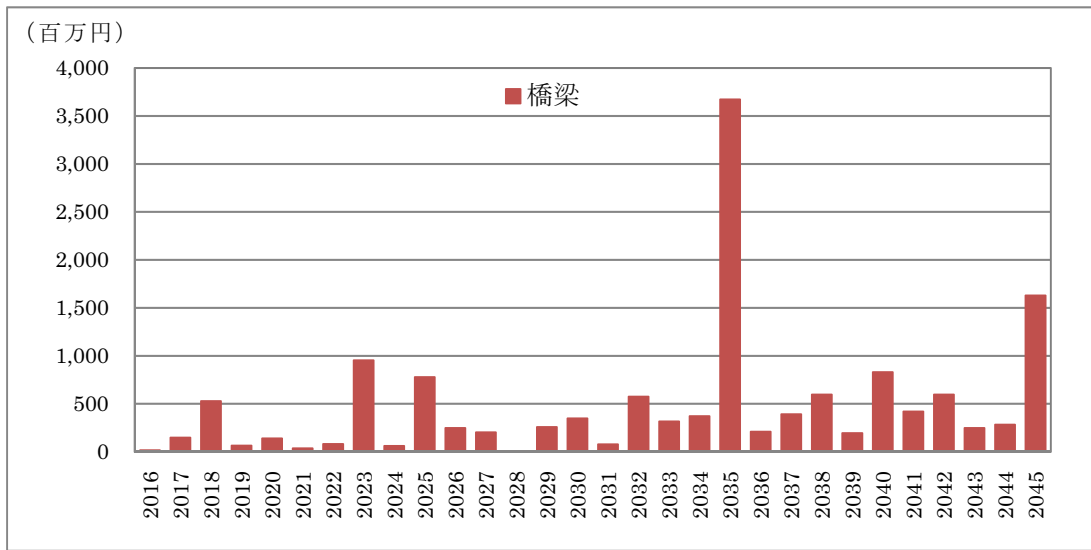
	PC 橋	RC 橋	鋼橋
大規模改修	385 千円	200 千円	200 千円
更新	600 千円	600 千円	600 千円

※更新単価は工事実績等を考慮して洲本市が設定した。

(試算結果)

総更新費用	30年間	143億円	年間4.8億円
-------	------	-------	---------

【図21】将来更新費用の推移（橋梁）



（ウ）下水道（管渠）

（試算条件）

- ・下水道管は、管渠別延長を耐用年数（50年）で割り、1年当たりの延長に管種別更新単価を乗じて算出。

【表 10】管種別更新単価

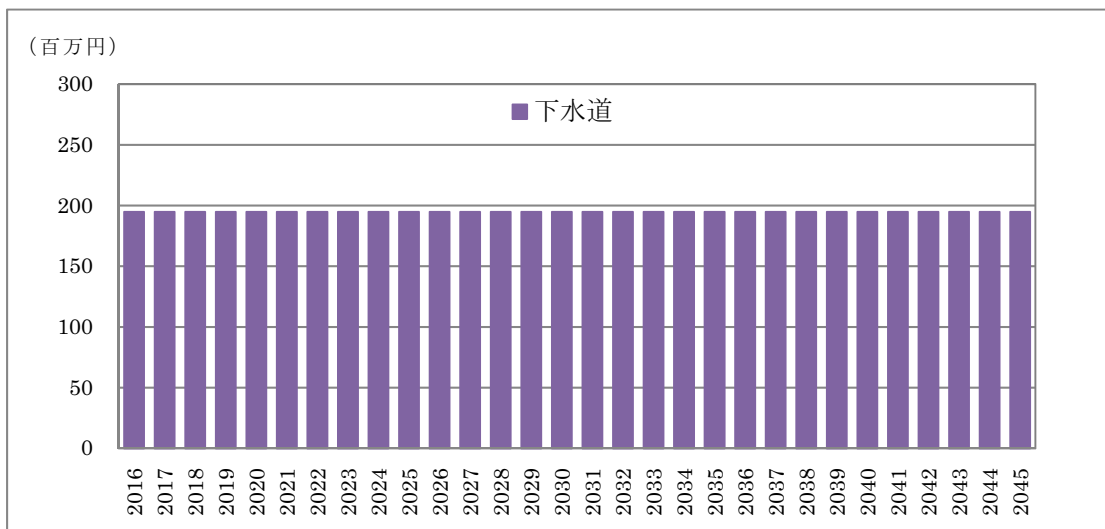
コンクリート管	陶管	塩ビ管	更生管	その他
124 千円	124 千円	124 千円	134 千円	124 千円

※「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究報告書 2011年3月（財団法人自治総合センター）」を算定根拠とした。

（試算結果）

管渠：総更新費用 30年間 58億円 年間1.9億円

【図22】将来更新費用の推移（下水道管渠）



第3章 公共施設等総合管理の方針

今後、過去に建設された公共施設等の多くが更新時期を迎えるなか、公共施設等の整備に充当できる財源は以前にも増して厳しい状況となる。

あわせて、人口減少の進展や少子高齢化に伴う人口構造の変容、地域的な人口偏在の顕在化などにより、公共施設等の利用・需要の変化が必至となる。こうした環境変化に適応しつつ、市民ニーズに即した施設全体の最適化を図る必要がある。

そこで、次に掲げる全体方針、個別方針に基づき、公共施設等について、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現する。

■全体方針

1. 安全・安心な生活のために、公共施設とインフラ資産を適正に維持管理する。
2. 市民の暮らしを守る施設サービスを維持し、利便性を高める。
3. 人口やその構造変化に対応した適正規模の施設数とする。
4. 財政負担を軽減・平準化し、健全な財政を維持する。
5. PPP、PFI、指定管理者制度、業務委託、自治体間連携等の活用を図る。

■公共施設に関する個別方針

1. 新規施設の建設を抑制し、ソフト面の充実、既存施設の有効活用を図る。
2. 施設数、総床面積を30年間で20%以上削減する。
3. 施設管理の適正化と既存施設の有効活用を図る。
4. 機能が重複する施設については、統廃合を進める。
5. 施設の複合化、集約化、転用を進める。

■インフラ資産に関する個別方針

1. 長寿命化をはじめとする、計画的、効率的な整備を行う。
2. 効率的な管理と適正な受益者負担による自主財源の確保に努める。

1. 全体方針

方針 1

安全・安心な生活のために、公共施設とインフラ資産を適正に維持管理する。

本市が保有する公共施設の約 26%が建築基準法改正前に整備された旧耐震基準による建築物であり、今後 20 年間で全体の約 70%が大規模改修と建替えの時期を迎える。また、インフラ資産である橋梁も、その 39%が築後 30 年以上経過しており、20 年後には一斉に更新時期を迎える。

将来にわたり持続して市民が安心して安全に暮らせる社会資本整備を図っていくために、その機能確保を最優先に適正な維持管理を実施する。

方針 2

市民の暮らしを守る施設サービスを維持し、利便性を高める。

公共施設は、平常時には行政サービスや地域コミュニティの拠点として市民の暮らしを支え、災害時には、避難所、備蓄倉庫など、市民の生命を守る防災機能を担っている。

今後とも、市民の暮らしを守る施設サービスを維持し、その役割を継続して安定的に果たせるよう、効果的な施設運営を図っていく必要がある。

そのためには、少子高齢化の進展等に伴う市民ニーズの多様化、人口減少や地域の偏在化等を踏まえ、選択と集中のもと、市民の求めるサービスへの質的転換を図り、より上質で利便性の高い公共施設の運営を目指す。

方針 3

人口やその構造変化に対応した適正規模の施設数とする。

本市では人口減少が急激に進行しており、「洲本市総合戦略」においては、将来人口が、平成42年（2030年）には36,734人、平成52年（2040年）には32,936人と予測されている。

公共施設の利用人口が減少基調となる中、施設が引き続き必要とされる機能を果たしていくためには、将来人口を踏まえた施設利用者の動向や、国・県・民間を含めた類似施設の配置状況等、一定エリア内において必要とされる施設サービスの充足状況、

費用対効果等を検討することが必要である。

そのうえで、原則、現在の施設保有量を最大値として、中長期的なまちづくりの観点から施設機能に着目した見直しを進め、市民ニーズに応じた施設の維持・機能向上とあわせて、ライフサイクルコストの縮減、施設保有量と運営の最適化を図る。

方針 4

財政負担を軽減・平準化し、健全な財政を維持する。

公共施設等の大規模改修や建替えに要する経費の試算によれば、今後30年間で約1,242億円、年平均約41億円の費用が必要となる。

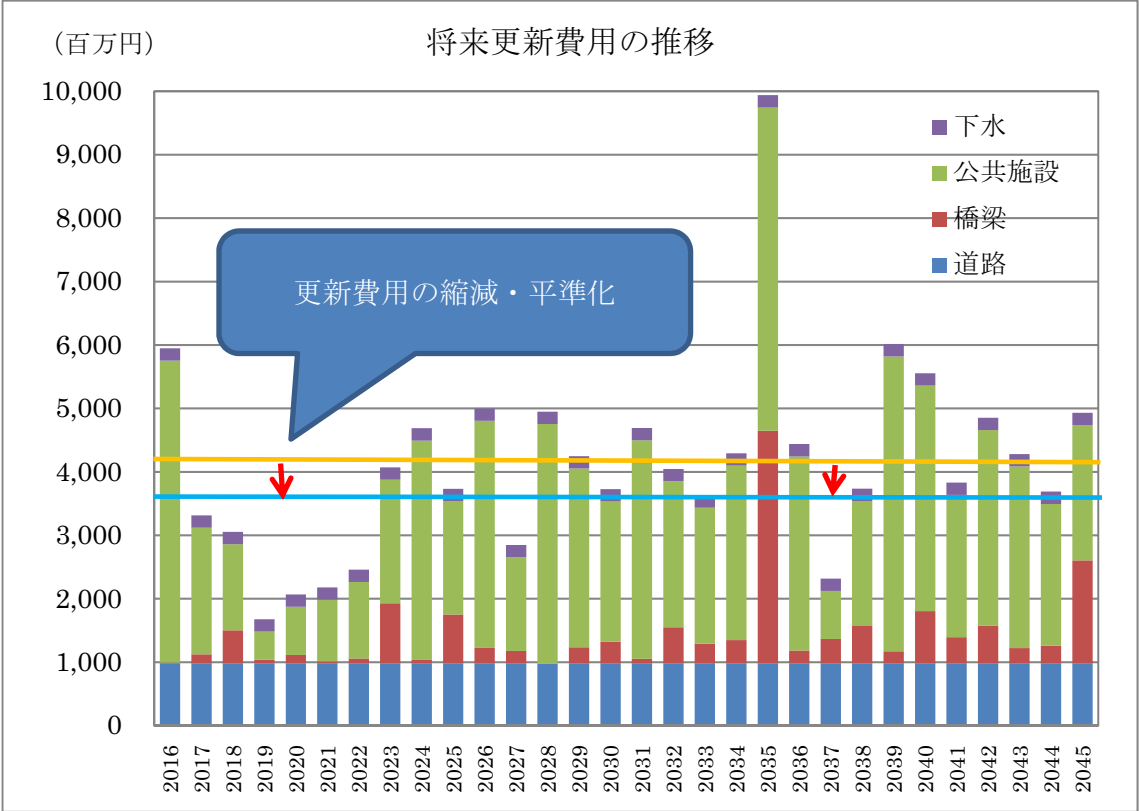
洲本市の過去5年間の年平均普通建設事業費の決算額は、同じ約41億円であるが、これには新設分等の費用が含まれている。仮に、現状の施設規模を維持していくと、年当たり約9.6億円の追加費用が必要となる。

今後の人口減少に伴う市税・地方交付税の減少や高齢化に伴う社会保障関係経費など扶助費の一層の増加により、公共施設等の社会資本に充てられる財源は中長期的にはさらに厳しい状況になるものと考えられる。

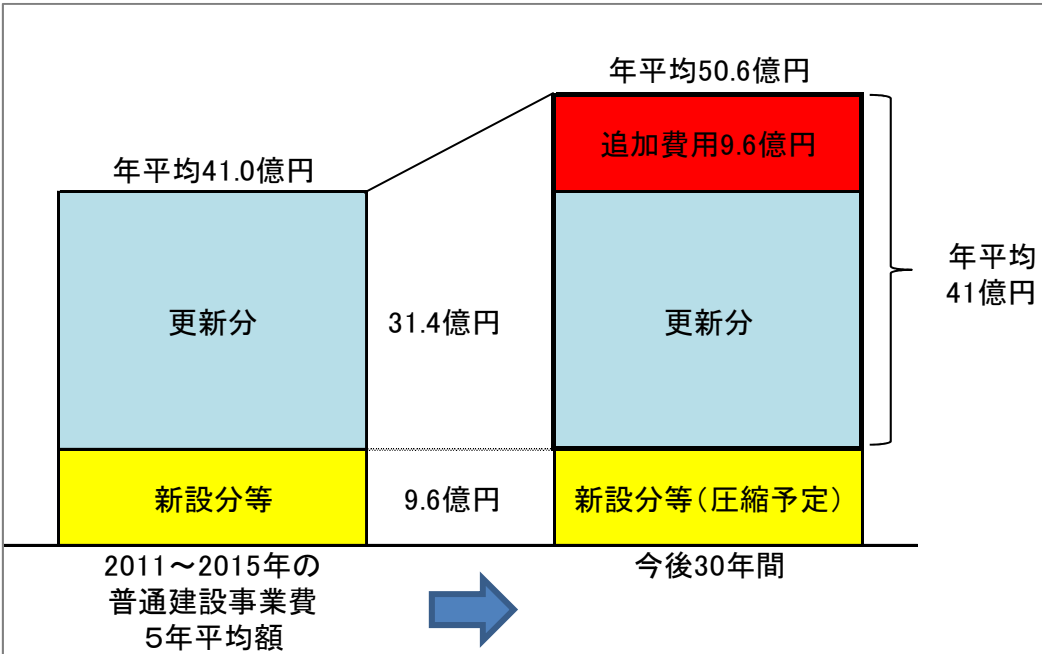
一方、公共施設等の更新費用は平成35年（2023年）頃から毎年、相当額が発生することが予測され、公共施設等全体の更新費用の縮減及び年度間の費用平準化を計画的に実施していくことで、本市の財政負担を軽減し、必要な公共施設等を維持し、行政サービスを持続的に提供することが可能となる。

施設のライフサイクルコストを把握し、施設の長寿命化や効率的な管理により、施設保有（借上げ、リースバック等）、施設保全（事後保全から予防保全への移行）の適正化等を進めることで、費用の縮減・平準化を図り、持続可能な財政基盤の確立に努める。

【図23】将来更新費用の推移



【図24】普通建設事業の必要額

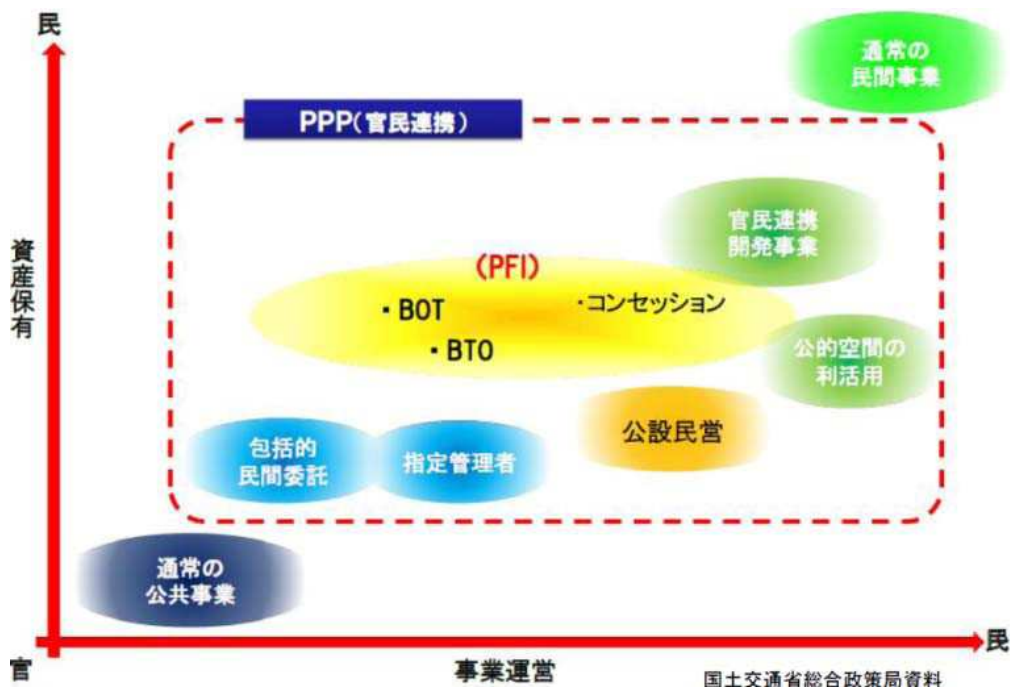


方針 5

PPP、PFI、指定管理者制度、業務委託、自治体間連携等の活用を図る。

施設整備にあたっては、PPP、PFIなどの民間活力の積極的な活用や契約手法の工夫、機能性を追及した設計や最新技術の導入などにより、更新・管理運営コストの縮減を図る。定住自立圏の取組み等も活用し、必要に応じて近隣自治体と連携を図り、財政負担の軽減を図る。

【図25】各種連携方策



2. 公共施設に関する個別方針

方針 1

新規施設の建設を抑制し、ソフト面の充実、既存施設の有効活用を図る。

市民利用施設については、類似団体と比較しても、相当程度充実した整備水準にあり、また、今後、人口減少の進行が想定されることも踏まえ、原則として新規整備を抑制し、施設サービスなどソフト面の充実及び既存施設の有効活用の推進に重点を置く。（例外：風水害対策・津波対策・地震対策、交流人口の拡大につながる社会基盤整備（サマーレビュー2014））

方針 2

施設数、総床面積を 30 年間で 20%以上削減する。

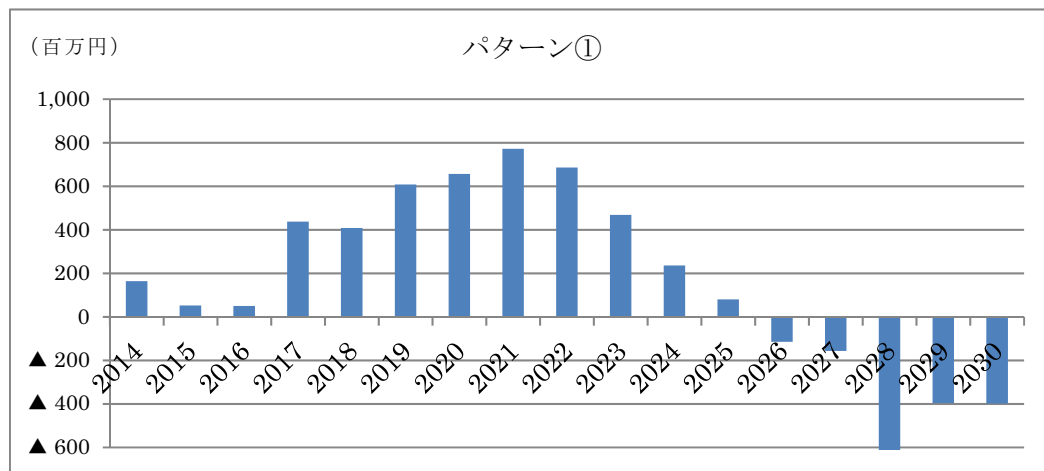
更新時期を迎える公共施設等について、更新費用を機械的に試算を行った場合、2026年から財政赤字が発生し、その後赤字が累積する（パターン①参照）。

一方で、施設数の20%を削減して試算を行った場合は、2027年から赤字が発生するが、財政調整基金も活用しながら、公共施設等の維持管理は可能である（パターン②）。

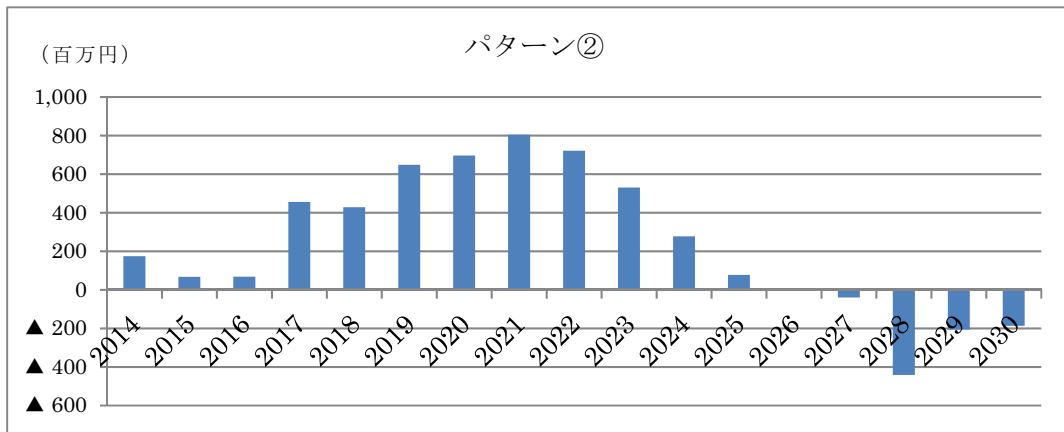
※さらに長期的に安定した財政運営を行うには1/3程度の削減が望ましい（パターン③）

財政健全化と質の高い行政サービス提供の継続を両立するために、施設数(床面積)の20%以上の削減に努める。

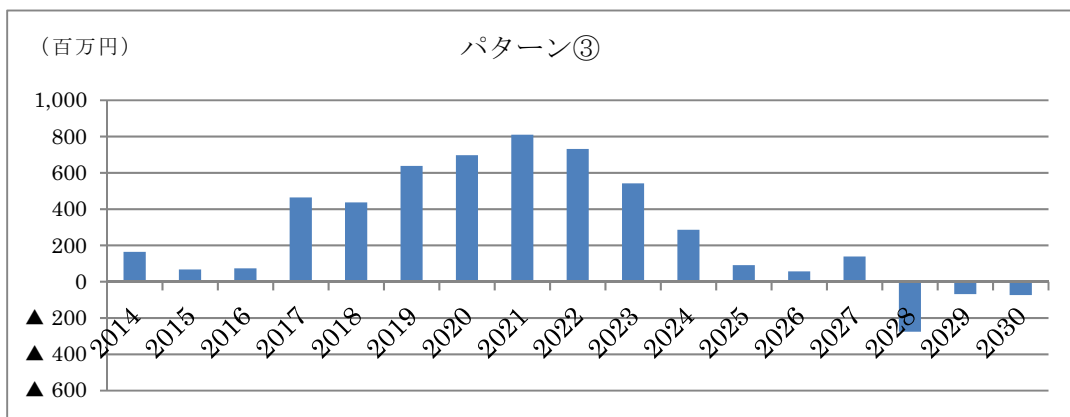
【図26】 更新費用を反映した財政収支見通し（機械的に算出）



【図27】 更新費用を反映した財政収支見通し（施設数20%削減）



【図28】 更新費用を反映した財政収支見通し（施設数1/3削減）



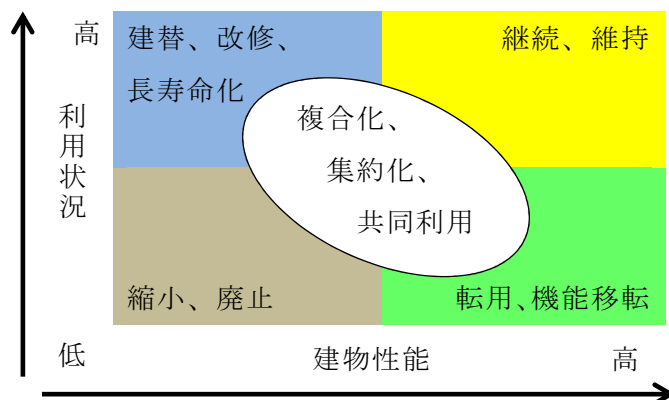
方針3

施設管理の適正化と既存施設の有効活用を図る。

市民のニーズを的確に把握し、最小経費で最大効果が得られるよう適正な施設管理を行う。

なお、利用率の低い施設については、転用や余剰スペースの機能移転等を行うなど、徹底して既存施設の有効活用を図る。

【図29】 施設管理の概念図



方針 4

機能が重複する施設については、統廃合を進める。

利用者の利便等も配慮しつつ、機能が重複する施設は統廃合を基本に検討を進める。

検討にあたっては、利用者数等の推移、維持管理費用、将来負担費用（更新コスト等）、代替施設の有無及び代替施設利用による利便性への影響、受益と負担のバランス、廃止により予想される個別的問題（地域事情等）、廃止に伴う補助金返還等の有無等を総合的に検証する。

方針 5

施設の複合化、集約化、転用を進める。

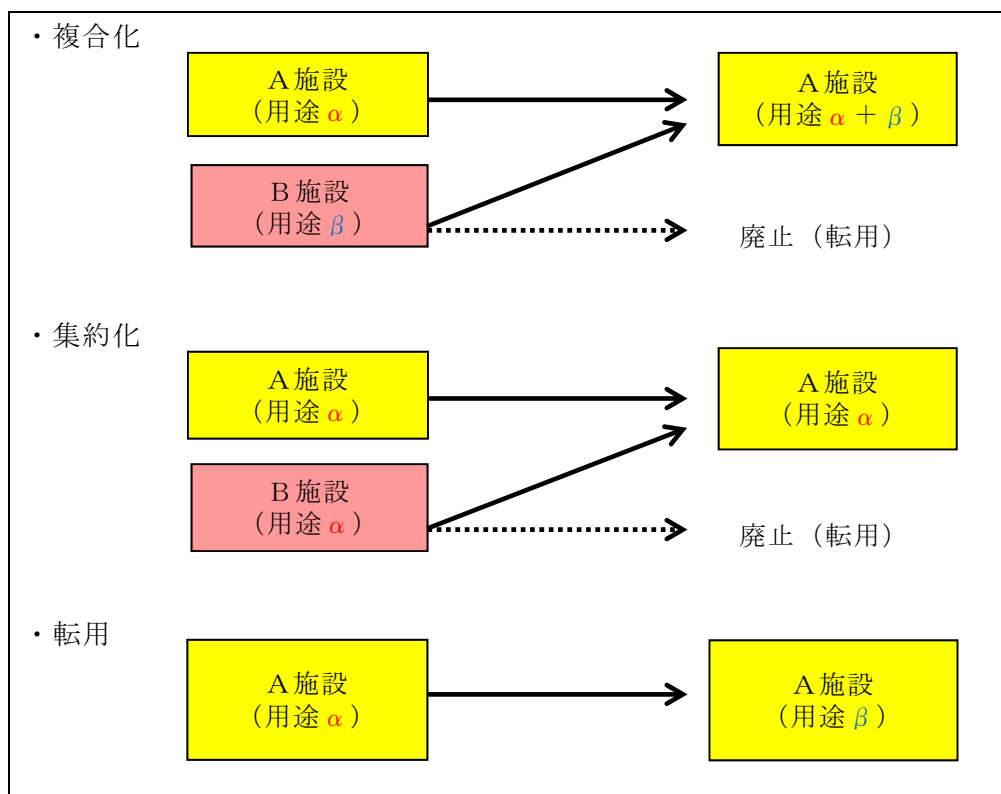
検討にあたっては、廃止・統合に限定することなく、

①複合化：異なる種類の施設を統合し、それらの機能を有した複合施設の整備

②集約化：同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備

③転用：複合化・集約化を伴わず、既存の公共施設を改修し、他の施設として利用などの手法も視野に入れ、必要な機能を維持したまま施設の総量縮減を図る。

【図 30】複合化、集約化、転用の例



3. インフラ資産に関する個別方針

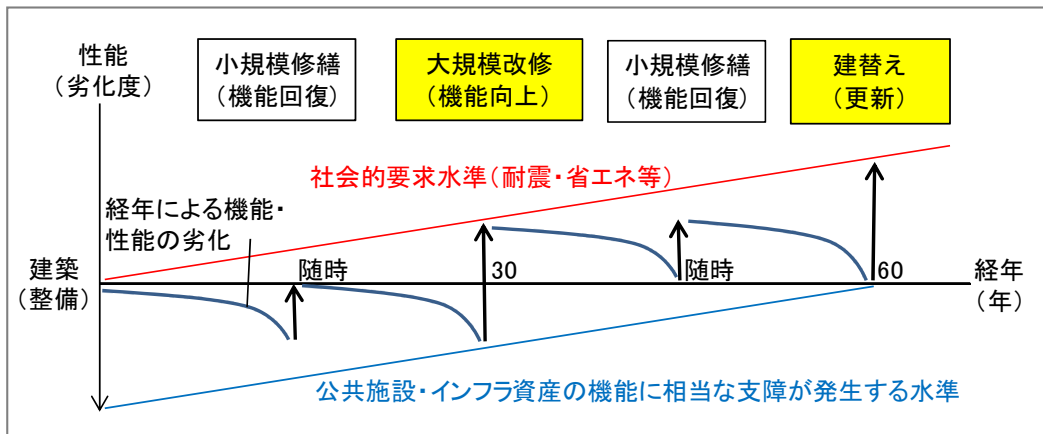
方針 1

長寿命化をはじめとする、計画的、効率的な整備を行う。

今後、道路・橋梁・下水道などのインフラ資産の老朽化が進行する中、大規模補修や橋梁架替えが一時期に集中することを回避し、生活基盤の安全性・信頼性を確保するため、対処療法的な事後保全対応から、計画的かつ予防的な対応に転換し、長寿命化及び計画的な修繕・架替えを実施する。

これにより、予算の平準化・コスト縮減を図り、適切かつ効率的な維持管理を継続的に実施する。

【図 31】計画的かつ予防的な整備の概念図



方針 2

効率的な管理と適正な受益者負担による自主財源の確保に努める。

インフラ資産の維持管理について、一元管理や民間活力の活用等により徹底した効率化を図る。

また、受益と負担の状況をフルコストで把握し、インフラ資産の性格やサービスの内容に応じて、受益者に運営コストを適切に負担してもらうことを基本に、下水道等の利用促進に努める。施設ごとの負担状況の点検・精査を行い、他市の負担水準等も勘案の上、必要に応じて使用料等の見直しを行う。あわせて、貴重な自主財源として収入確保に取り組む。

4. 計画推進に関する実施方針

1	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	①全庁的な取組体制の構築 公共施設等総合管理検討委員会及び専門部会を設置し、全庁的な視点で現状分析や今後のあり方について検討を行う仕組みを構築する。 ②情報管理・共有方策 固定資産台帳を活用して、庁内の検討・協議に必要な情報の管理・共有を図る。
2	点検・診断等の実施方針	施設管理者による点検に加え、専門家による点検を実施し、劣化状況及び危険度を把握する。劣化・損傷が進行する可能性や施設等に与える影響等について診断を実施する。一定年数を経過した施設については構造体の劣化診断も行う。 実施した点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しの際に反映する。
3	維持管理・修繕・更新等の実施方針	修繕等の時期が重複する施設については、点検・診断等の結果を基に優先順位を定め、予算の平準化を図る。 事後保全型の維持管理から、予防保全型の維持管理へ順次移行することし、健全な状態を維持しながら長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を目指す。 施設の更新に当たっては、運営方法等について、より効果的かつ効率的なサービス提供が可能となる手法を採用する。
4	安全確保の実施方針	点検・診断等により劣化状況及び危険度を把握し、適切な時期に大規模改修・建替えを行い、安全確保を図る。 高度の危険性が認められた施設や、利用見込みのない老朽化施設については、速やかに施設の除却等を検討する。
5	耐震化の実施方針	耐震化が完了していない施設については、必要に応じ耐震化を図る。災害時の拠点施設については、機能を十分に発揮できるよう、計画的に耐震化を図る。
6	長寿命化の実施方針	今後も活用していくと判断された公共施設等については、期待される耐用年数までの使用を可能とするため、効果的かつ計画的な保全措置を講じるとともに、ライフサイクルコストの縮減も視野に入れた長寿命化を推進する。 また、新たに施設整備を行う際には、長期に利用できる仕様を検討し、公共施設等の長寿命化を図る。

7	統合や廃止の 推進方針	公共施設の統合や廃止に際しては、適正な配置と効率的な管理運営を念頭に置き、将来にわたって真に必要な公共サービスを持続できるような観点から検討を行う。 統合・廃止により余剰となった施設や敷地については、他の活用方法を検討する。
8	総合的かつ計 画的な管理を 実現するため の体制や仕組 みの構築方針	研修会等を通じて職員の人材育成に努め、予防保全の考え方の浸透やコスト意識の向上に努める。 各施設の所管課との連携を図り、本計画に対する取組みを着実に進める。 民間における新しい取組みを積極的に活用する。 市民、NPO 法人、企業等と連携し、公共施設を含めた地域の資源を最大限活用しながら、地域の持続的な発展を目指す。
9	フォローアッ プの実施方針	本計画を踏まえた各公共施設等の個別施設計画の策定を行うこととし、必要に応じて数値目標等を定め、その取組み状況について適宜評価を実施する。 さらに、本計画の弾力性を確保するため、国の制度改正や社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じた見直しを随時行っていく。 また、公共施設等に関して、住民等から寄せられた意見や提案については、本計画の見直し時に反映させることとする。

5. 更新費用を反映した財政収支見通し（15年間の形式収支）

本計画の計画期間である、平成42年度（2030年度）までの間の形式収支について、公共施設、インフラ資産の更新費用を、機械的に算出（パターン①）、施設数20%削減して算出（パターン②）、施設数1/3削減して算出（パターン③）の3つの場合に分けて試算を行った。

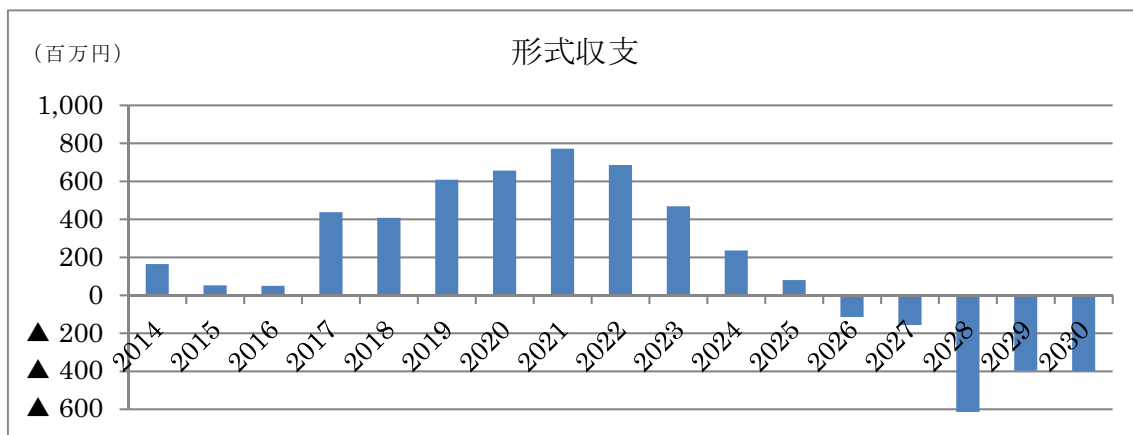
（試算条件）

- ・各施設の更新費用には国庫補助金や地方債を充当した残額を一般財源とし、各施設の一般財源の割合は、以下のとおりとする。
- ・義務教育施設の更新費用は、費用に対する一般財源の割合を17%（※1）とする。
- ・市営住宅の更新費用は、費用に対する一般財源の割合を0%とする。
- ・その他の施設については、想定できないものについては一般財源の割合を25%（※2）とする。
- ・地方債の償還（公債費）については、普通交付税算入分を差し引いた金額を収支見通しに加算する。

$$\text{※1} \quad 100 - \{ \text{国} (100 \times 1/3) + \text{地方債} (100 \times 2/3 \times 75\%) \} = 17\%$$

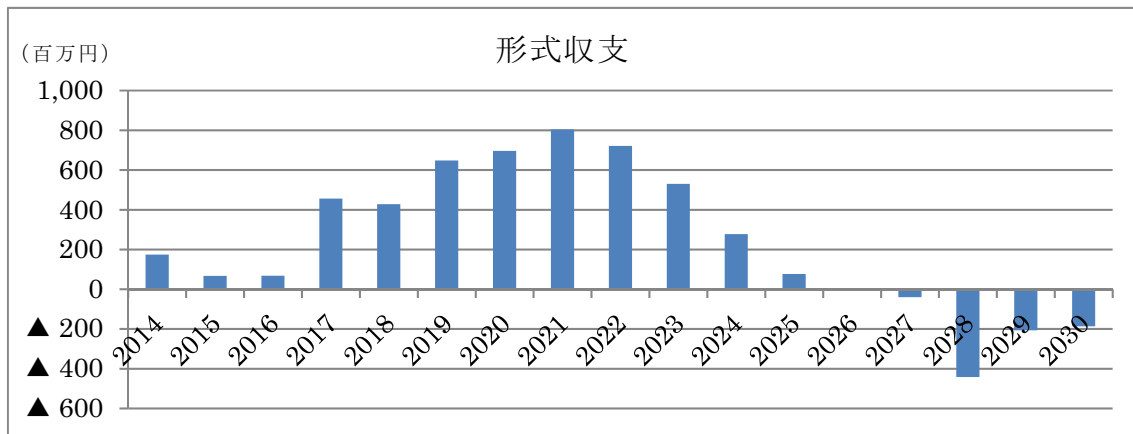
$$\text{※2} \quad 100 - \text{地方債} (100 \times 75\%) = 25\%$$

【図26（再掲）】パターン①（機械的に更新費用を積算した場合）



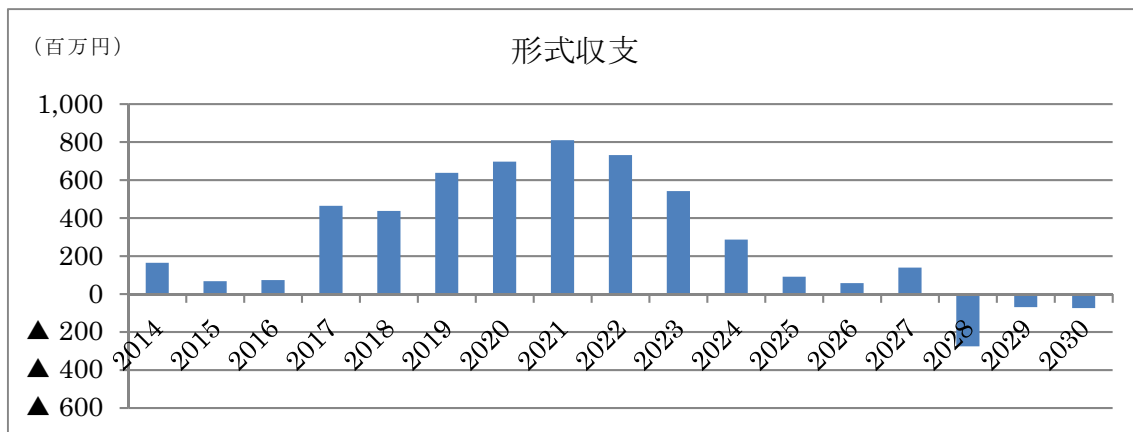
2025年度までは、黒字収支であるが、2026年度以降は、地方交付税の合併算定替終了による減収、人口減少等による市税の減収、施設等の維持管理のための物件費、補助費、扶助費等の増加により多額の財政調整基金を取り崩していくことになる。

【図27（再掲）】パターン②（施設数を20%削減した場合）



パターン①をベースにして、全体方針（施設数の20%削減を含む）、各施設の取組み及びサマーレビューの効果額を反映すると、経費の圧縮を図ることができる。ただし、実際に施設管理を実行しない限り、財政状況は好転せず、修繕すらままならない状況に陥る。

【図28（再掲）】パターン③（施設数を1/3削減した場合）



さらに長期的に安定した財政運営を行うには1/3程度の削減が望ましい。将来を見据えて、洲本市が継続して質の高い行政サービスを提供していくためには、公共施設等の更新費用を圧縮することにより、財政健全化を図る必要がある。そのためにも、少なくとも施設数（床面積）の20%の削減に努める。

第4章 各公共施設等の概要と取組の方向性

I. 公共施設

（共通の注意点）

- ・施設概要の建築年は、その施設に含まれる複数の建物の中の、一番古い建物の建築年を表示している（建築年が不明な施設については1994年を設定）。
- ・敷地面積には、借地面積を含まない。同一敷地上に複数の施設が併設されている場合は、主要施設にのみ土地の面積を記載。台帳上、施設と関連付けできていない土地は除外。
- ・「利用者1人あたり経費」のグラフは、2014年度決算データを元に作成した。なお、当該年度に大規模改修等を実施した施設については、1人あたり経費が高くなっている。
- ・今後30年間の維持更新経費については、本計画の方針による取り組みを行わず、機械的に更新を実施した場合の経費を記載。

1 市民文化系施設

（1）集会施設

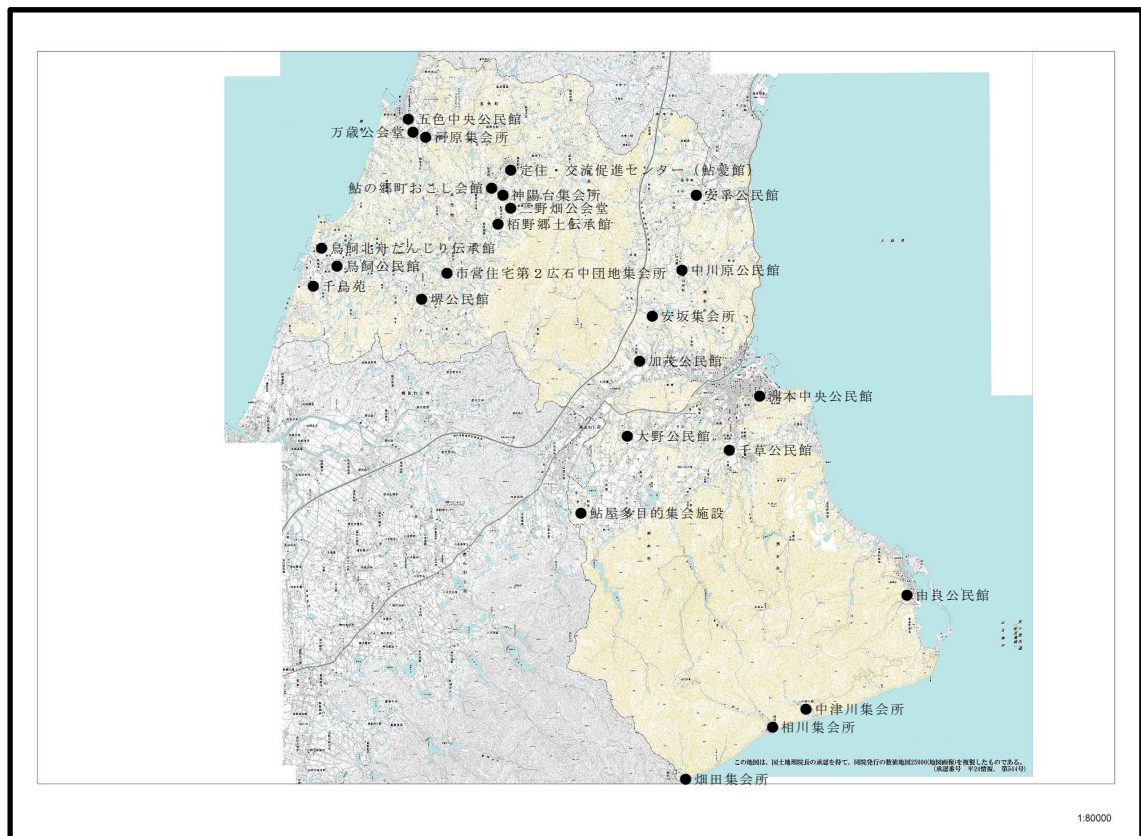
① 施設概要

施設名称	延床面積（㎡）	敷地面積（㎡）	建築年
洲本中央公民館	1,006.38	2,994	1969
千鳥苑	116.70	－	1973
安坂集会所	132.00	－	1974
万歳公会堂	198.00	－	1974
三野畑公会堂	198.02	－	1974
五色中央公民館	1,538.07	1,965	1976
相川集会所（旧上灘会館）	212.20	－	1979
加茂公民館	354.87	－	1979
畑田集会所	112.00	456	1979
鳥飼公民館	349.04	－	1979
安乎公民館	351.01	752	1981
中津川集会所	70.00	585	1982
千草公民館	375.22	397	1984
堺公民館	345.69	－	1984

鮎屋多目的集会施設	159.00	366	1985
大野公民館	543.00	1,292	1986
中川原公民館	392.00	245	1986
由良公民館	602.00	—	1992
鮎の郷町おこし会館	190.30	—	1994
栢野郷土伝承館	167.10	—	1995
神陽台集会所	196.78	801	1997
鳥飼北舟だんじり伝承館	148.50	—	1997
河原集会所	93.14	212	1999
市営住宅第2広石中団地集会所	164.52	1,411	2002
定住・交流促進センター（鮎愛館）	1,187.92	—	2008
計 25 施設	9,203.46	11,476	

※都志公民館、鮎原公民館、広石公民館は他の施設内に含まれる。

② 配置状況

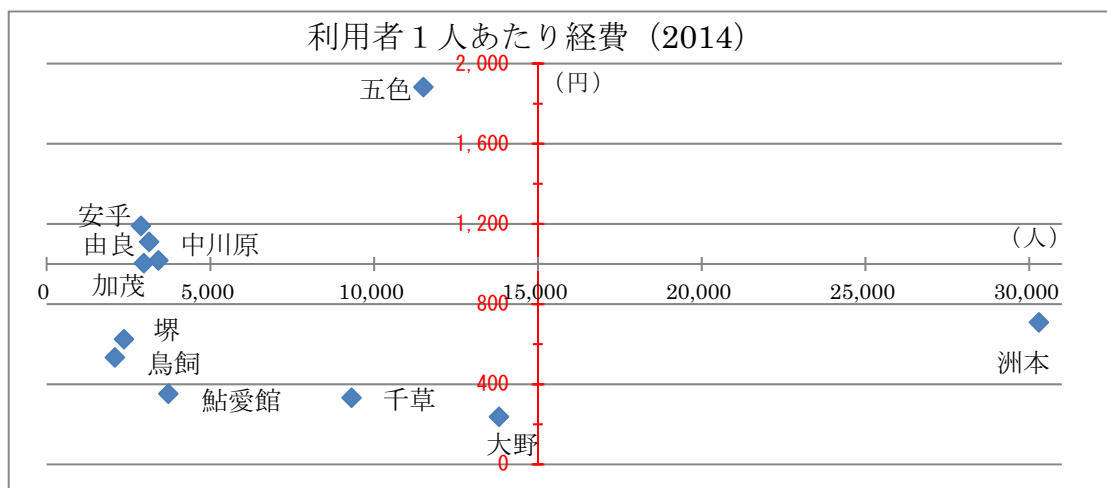


③ 利用状況

- ・利用者の少ない公民館が複数存在している。
- ・五色中央公民館の利用者は1万人を超えているものの、利用者一人あたりの経費が高額になっている。

(人)

	2011	2012	2013	2014	2015
洲本中央公民館	27,139	33,464	34,287	30,296	30,817
大野公民館	12,394	15,159	16,903	13,810	14,618
五色中央公民館	15,756	13,533	14,066	11,502	12,661
千草公民館	10,550	10,785	10,938	9,308	10,100
中川原公民館	3,134	2,570	3,547	3,411	3,077
由良公民館	3,938	3,016	2,944	3,125	3,689
加茂公民館	3,201	2,826	2,851	2,964	3,428
安乎公民館	4,742	4,615	3,621	2,875	2,466
都志公民館	830	760	1,162	2,472	2,651
鳥飼公民館	2,482	2,138	2,343	2,360	2,220
堺公民館	3,529	3,260	3,069	2,083	2,477
鮎原公民館	2,109	2,185	1,689	2,024	1,901
広石公民館	979	1,165	1,171	880	1,337
鮎愛館	4,498	4,377	3,035	3,714	3,903
合 計	95,281	99,853	101,626	90,824	95,345



※他の施設内に含まれる都志公民館、鮎原公民館、広石公民館は除く。

④ 今後30年間の維持更新費用：31.3億円

⑤ 取組の方向性

- ・ 集会施設については、今後30年間に更新費用が約30億円程度必要と推測されるため、地元への移管等を含めた施設の統廃合や他施設との複合化を検討する。
- ・ 公民館については、洲本中央公民館に利用者や経費が集中しており、各地区の公民館との役割、機能の分散化を進め、効率的な運営を検討していく必要がある。

洲本中央公民館



五色中央公民館

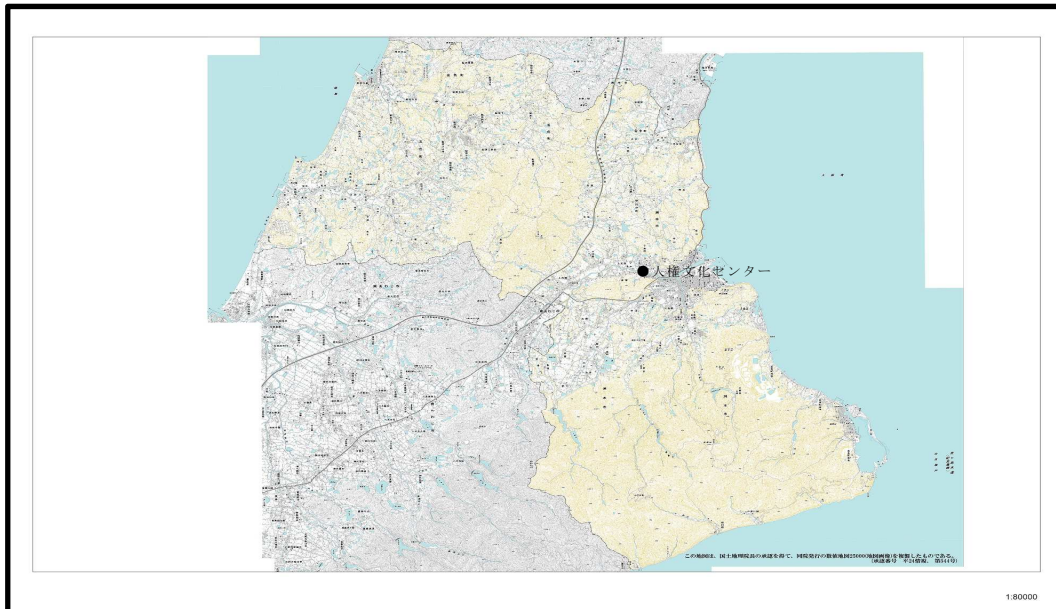


(2) 文化施設

① 施設概要

施設名称	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築年
人権文化センター	413.34	—	2008

② 配置状況



③ 利用状況

- ・2014年度の利用者数は、2,757人、年間の経費は9,546千円、利用者一人当たり経費は3,462円である。

(人)

	2011	2012	2013	2014	2015
人権文化センター	2,770	2,496	2,230	2,757	2,635

④ 今後30年間の維持更新費用：1億円

⑤ 取組の方向性

- ・約20年後に大規模改修時期を迎える。それまでは適切に修繕を行う。

人権文化センター



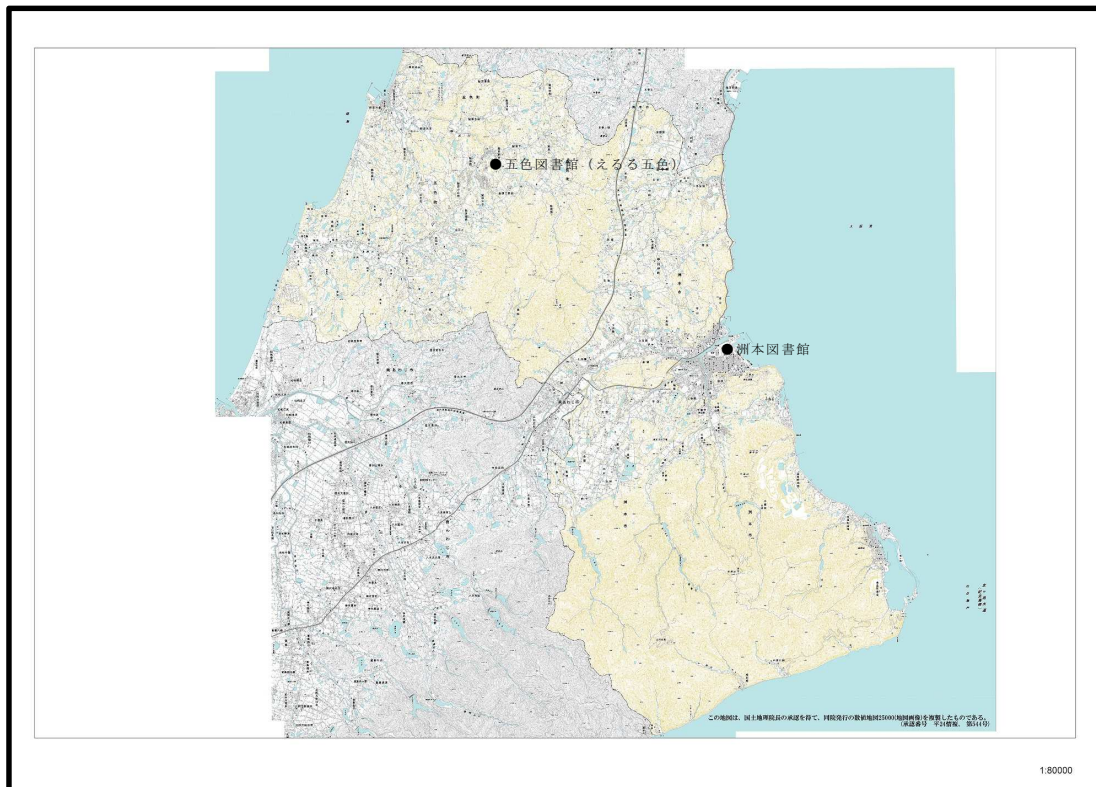
2 社会教育系施設

(1) 図書館

① 施設概要

施設名称	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築年
洲本図書館	3,220.29	5,167	1998
五色図書館 (えるる五色)			
鮎原地区公民館	1,750.51	5,335	2002
計 2 施設	4,970.80	10,502	

② 配置状況

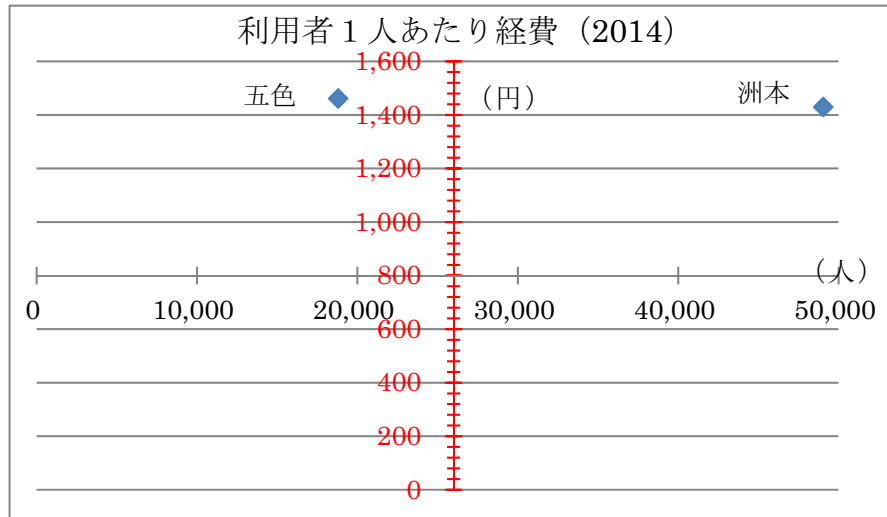


③ 利用状況

- ・徐々に減少傾向にあった利用者数が、図書購入費の増額や洲本図書館がマスコミの図書館ランキングの上位に選定されるなどの効果もあり、2015年度は、洲本図書館が年間57,864人、五色図書館が21,424人と前年度比約17%増となっている。(ここでいう利用者数は、本を借りた人の数であり、来館者数では洲本図書館が143,059人(2015年度)である。五色図書館には来館者カウンター装置を設置していない。)

(人)

	2011	2012	2013	2014	2015
洲本図書館	55,054	51,286	47,825	49,045	57,864
五色図書館	21,526	21,474	20,250	18,809	21,424
合 計	75,304	72,760	69,351	67,854	79,288



④ 今後30年間の維持更新費用：12.4億円

⑤ 取組の方向性

- ・減少傾向にあった利用者数が2015年度には増加したが、管理運営コストが増嵩傾向を示していることから、運営の効率化・合理化を図る必要がある。
- ・洲本図書館及び五色図書館を一体とした施設として捉え、開館日・時間や職員体制の見直しなどによる人件費の削減、空調設備等の光熱費の削減、その他事務経費の徹底した縮減など、住民サービスを考慮した効率的な管理運営の検討を行う。

洲本図書館



五色図書館

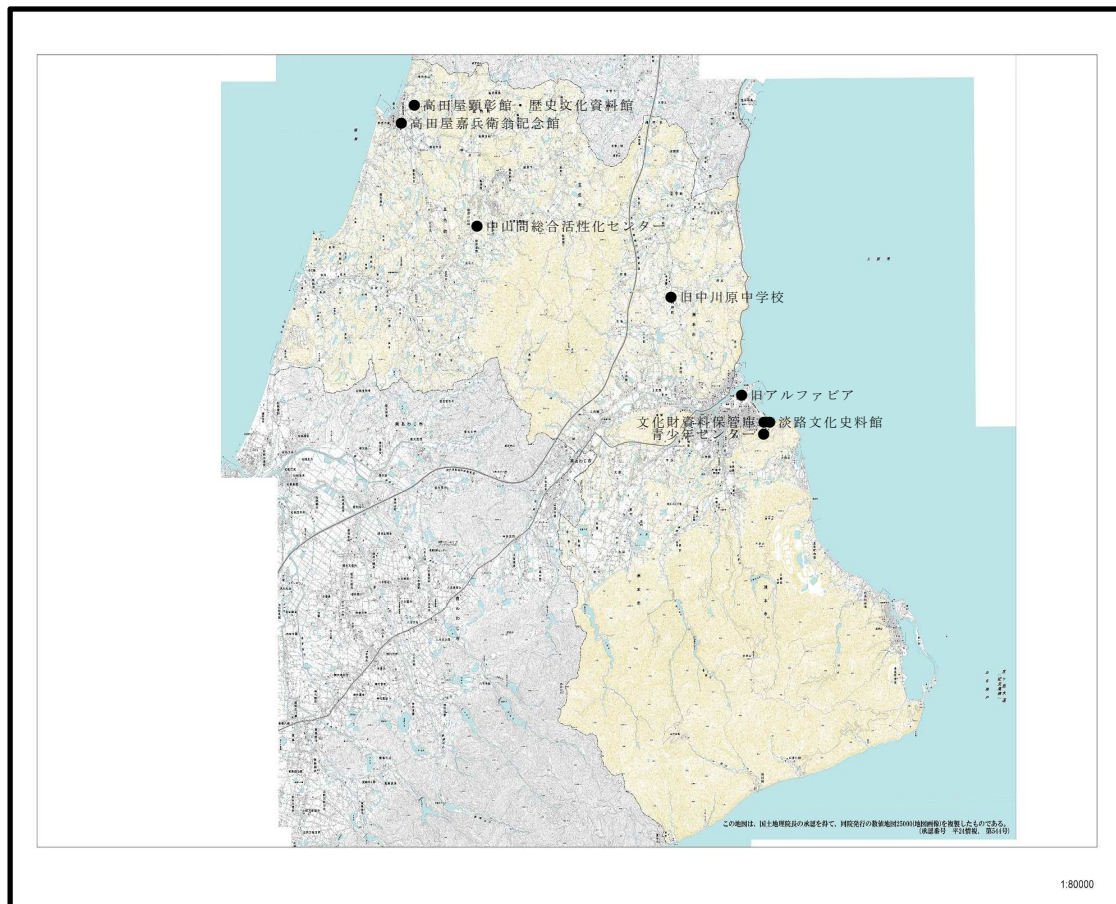


(2) 博物館等

① 施設概要

施設名称	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築年
淡路文化史料館	2,444.25	3,998	1968
文化財資料保管庫	58.61	－	1974
旧中川原中学校 (ふれ愛センター)	3,102.42	4,985	1978
高田屋嘉兵衛翁記念館	181.90	2,114	1979
中山間総合活性化センター	1,424.00	－	1986
高田屋顕彰館・歴史文化資料館 (菜の花ホール)	1,213.00	－	1992
旧アルファピア	1,484.19	3,054	1994
青少年センター	299.20	1,021	1994
計 8 施設	10,207.57	15,172	

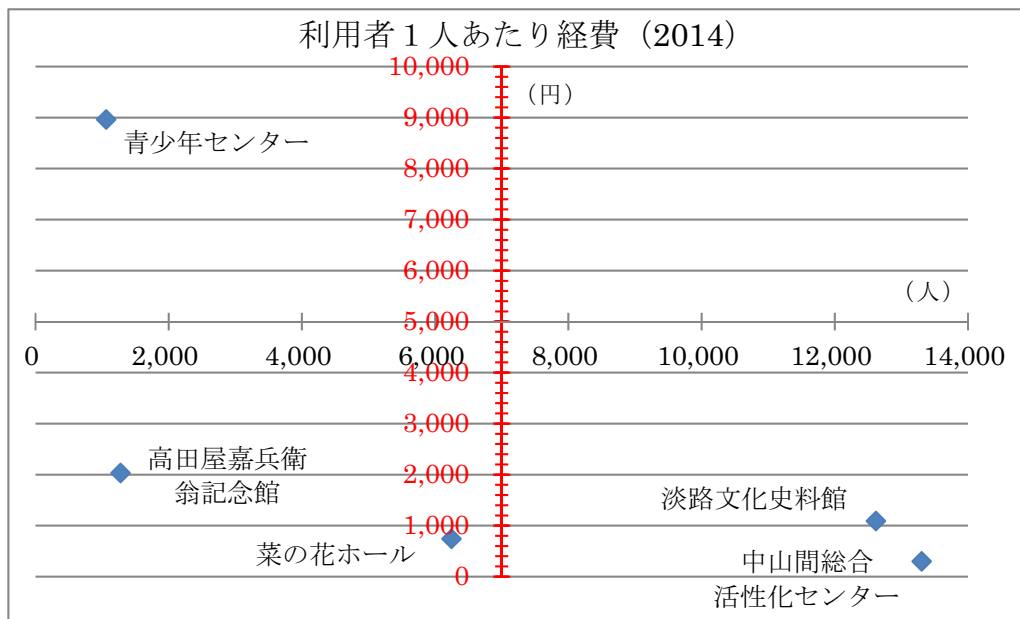
② 配置状況



③ 利用状況

(人)

	2011	2012	2013	2014	2015
淡路文化史料館	12,149	12,588	10,698	12,617	19,421
高田屋嘉兵衛翁記念館	1,534	1,444	1,188	1,276	1,184
中山間総合活性化センター	16,803	16,596	16,095	13,664	12,944
高田屋顕彰館・歴史文化資料館(菜の花ホール)	6,319	6,448	5,711	6,244	8,580
青少年センター	1,320	1,523	1,160	1,059	1,385
合 計	38,125	38,599	34,852	34,860	43,514



④ 今後30年間の維持更新費用：31.3億円

⑤ 取組の方向性

- ・淡路文化史料館については、利用者数が横ばいで、施設の老朽化による安全性や維持管理費等を考慮すれば、廃止撤去を検討しなければならないものの、市民が歴史文化に触れる機会を確保するとともに、文化に関する意識高揚を図る上で有用な施設であり、かつ燻蒸等に対応している島内唯一の展示施設であることから、同施設を存続させる。引き続き、施設を維持し、充実したサービスを提供するためにも、開館時間の見直し、光熱費等の節減、必要人員体制の見直し等により、徹底したコスト削減を図る。
- ・高田屋顕彰館・歴史文化資料館(菜の花ホール)については、類似施設との統合により、利用客の利便性向上、及び洲本市全体としての委託管理費削減が図れる。

類似施設として、五色庁舎横に「高田屋嘉兵衛翁記念館」があり、統合を検討する。

- ・旧アルファビアについては、貴重な産業遺産であり、賃貸等の有効な活用方法を見出す。

淡路文化史料館



高田屋嘉兵衛翁記念館



旧アルファビア



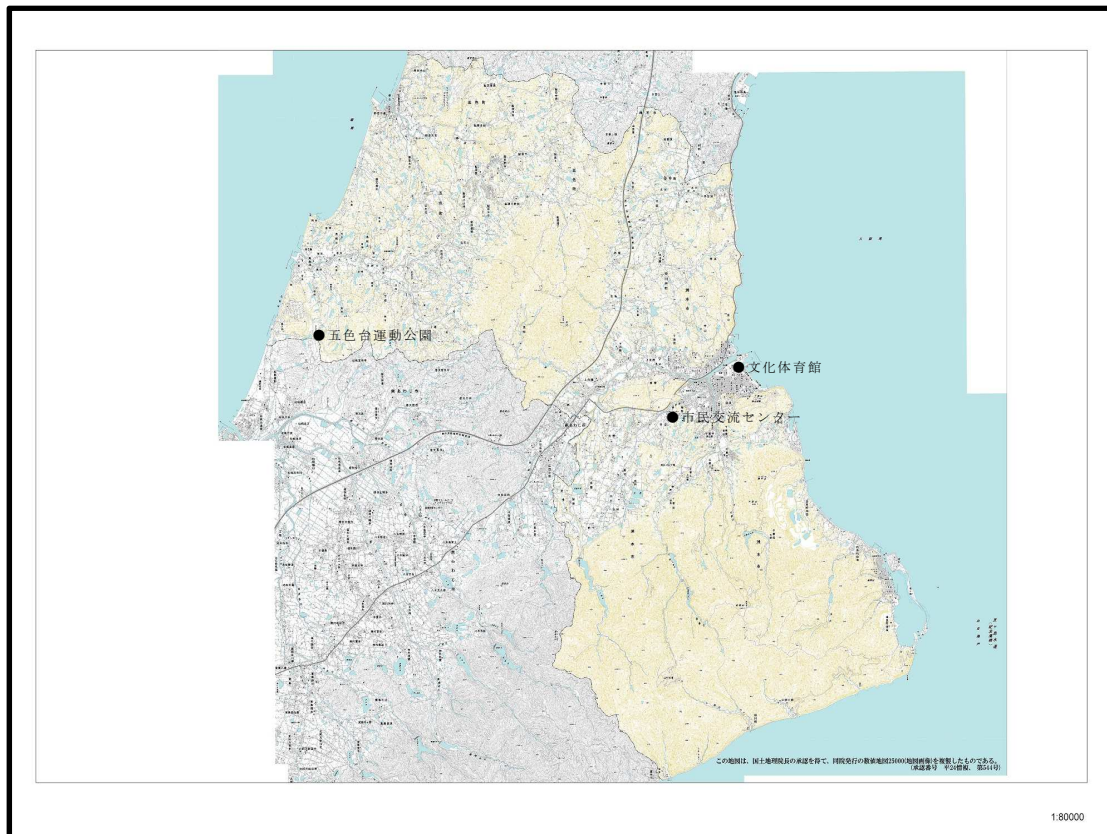
3 スポーツ・レクリエーション系施設

(1) スポーツ施設

① 施設概要

施設名称	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築年
市民交流センター	11,636.90	48,835	1979
五色台運動公園 (アスパ五色)	6,048.98	—	2001
文化体育館	12,010.06	15,431	2005
計 3 施設	29,695.94	64,266	

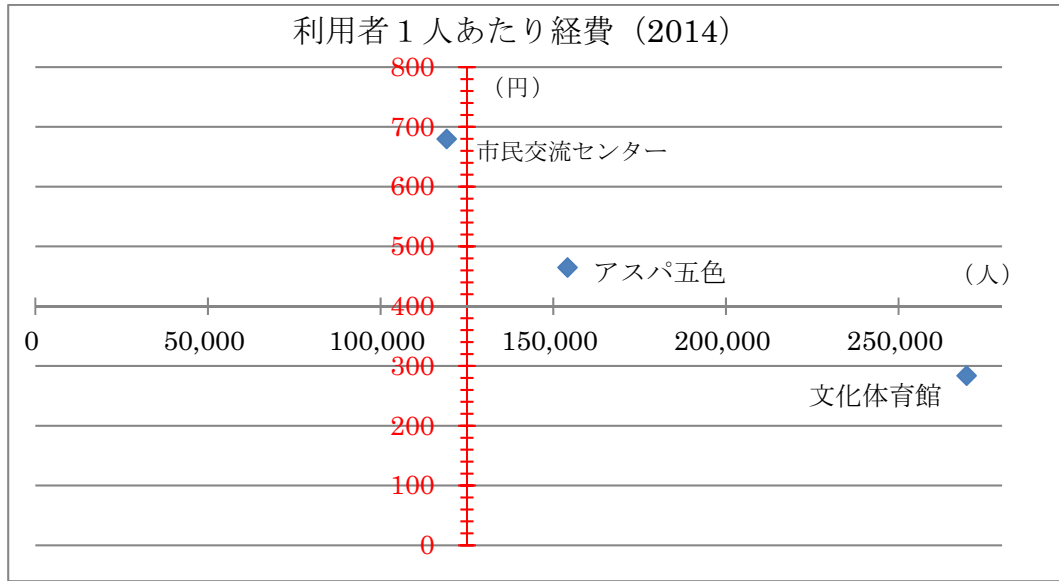
② 配置状況



③ 利用状況

(人)

	2011	2012	2013	2014	2015
市民交流センター	153,277	141,184	137,618	119,099	127,155
五色台運動公園	144,766	145,619	166,369	154,085	162,223
文化体育館	266,787	269,767	288,124	269,692	277,822
合 計	564,830	556,570	592,111	542,876	567,200



④ 今後30年間の維持更新費用：73.9億円

⑤ 取組の方向性

- ・ 市民交流センターについては、文化体育館や五色台運動公園等の活用を踏まえ、改めて役割や位置付けを検討する必要がある。当施設については、著しく老朽化が進んでおり、修繕費が嵩む一方で、利用者は減少し、多額の経費が発生しており、委託料として市が負担している。受益者負担の観点から使用料等の適正化を図るとともに、市の負担が今後も増嵩することを念頭に、市内外の施設の設置状況、利用状況を踏まえた各施設のあり方を見直す。
- ・ 五色台運動公園については、効率的な施設運営の見直しにより、コスト削減に取り組みながら、引き続き、スポーツ・健康づくりの拠点施設として充実したサービスを維持する。
- ・ 文化体育館については、指定管理者制度の導入等を検討し、今後の管理経費の削減に努める。

市民交流センター



五色台運動公園（アスパ五色）



文化体育館

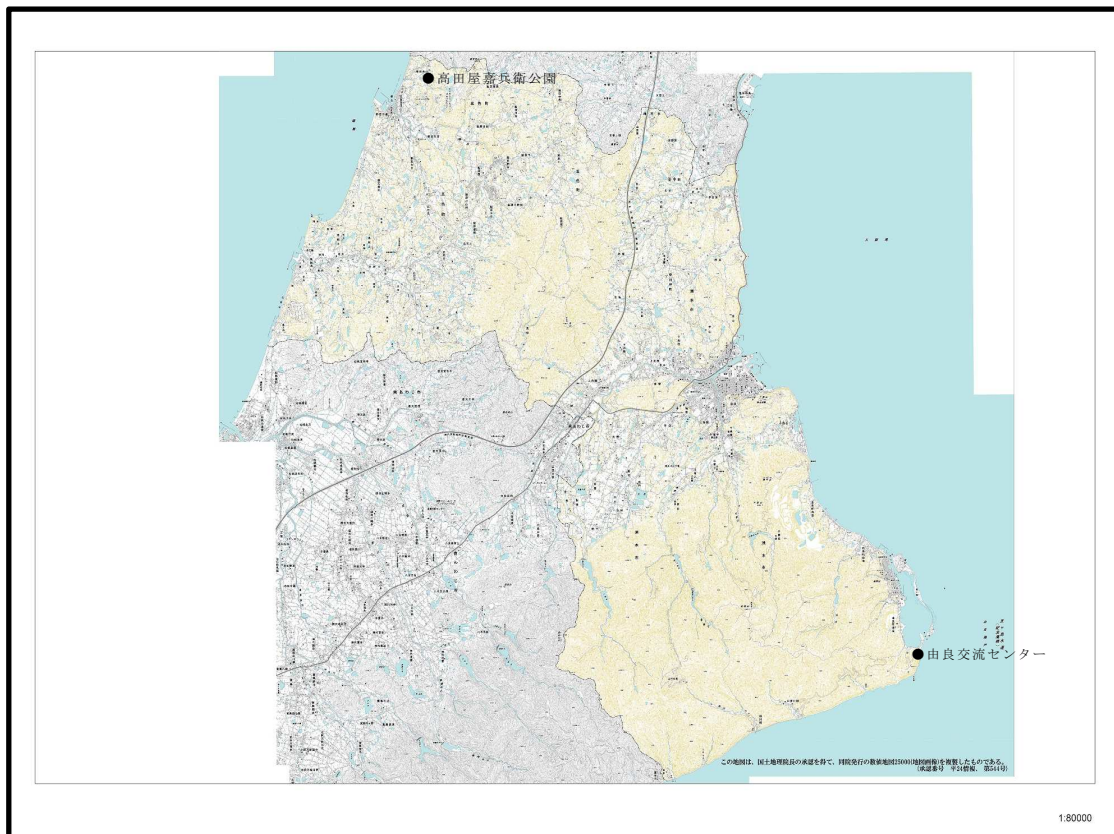


(2) レクリエーション施設

① 施設概要

施設名称	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築年
高田屋嘉兵衛公園	8,562.80	165,000	1995
由良交流センター (エトワール生石)	1,545.00	7,562	1999
計 2 施設	10,107.80	172,562	

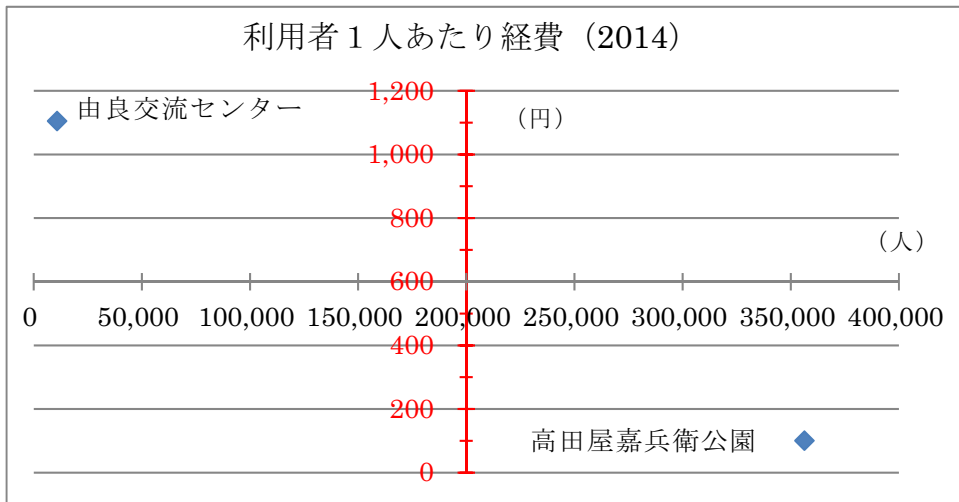
② 配置状況



③ 利用状況

(人)

	2011	2012	2013	2014	2015
高田屋嘉兵衛公園	356,329	364,805	358,281	356,376	374,371
由良交流センター	8,578	12,510	13,083	12,523	13,264
合 計	364,907	377,315	371,364	368,899	387,635



④ 今後30年間の維持更新費用：20.2億円

⑤ 取組の方向性

- ・高田屋嘉兵衛公園については、利用者はほぼ横ばいに推移しているが、修繕費が増加しており、今後は、利用者数と修繕費のバランスをみながら、施設ごとに大規模改修をどの程度行うのか慎重に検討していく。特に、全天候型多目的広場（G O G O ドーム）は人工芝が経年劣化しており、施設の特徴を生かした利用・P R ・施設運営方法等の見直しを含め、修繕等の検討を行う。
- ・由良交流センターについては、利用者が増加傾向にあるものの、修繕費についても増加しており、今後は、利用者数と修繕費のバランスをみながら、大規模改修をどの程度行うのか慎重に検討していく。

高田屋嘉兵衛公園



由良交流センター（エトワール生石）



4 学校教育系施設

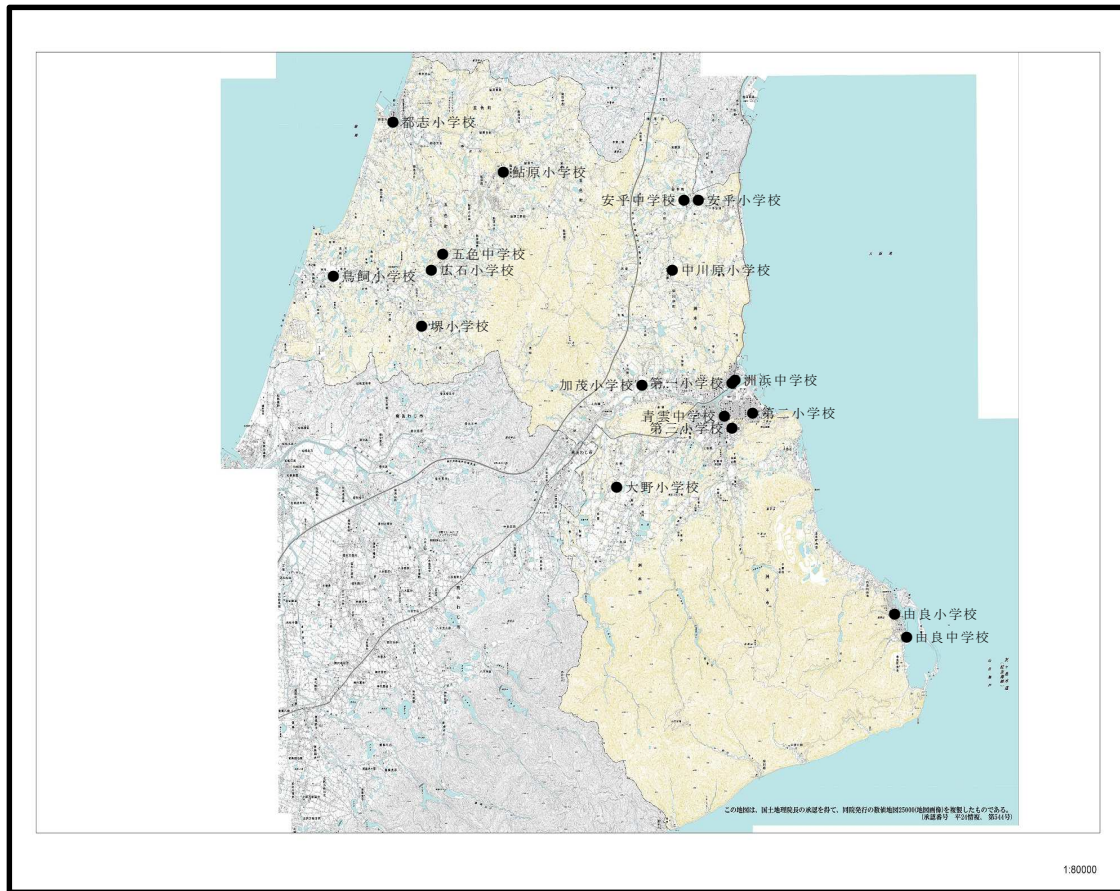
(1) 学校

① 施設概要

施設名称	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築年	大規模改造
洲本第一小学校	4,329.87	9,073	1962	△
洲本第二小学校	5,190.27	17,735	1964	△
中川原小学校	3,092.00	7,608	1965	△
洲本第三小学校	7,354.81	10,100	1968	△
加茂小学校	3,901.92	10,332	1970	△
大野小学校	4,133.58	17,837	1971	◎
安乎小学校	2,941.00	6,124	1981	△
由良小学校	3,605.69	7,634	1984	◎
堺小学校	3,095.18	6,716	1973	△
都志小学校	4,106.60	11,735	1974	◎
鮎原小学校	4,025.47	12,296	1977	◎
鳥飼小学校	3,423.99	10,077	1977	△
広石小学校	3,132.08	8,928	1978	△
洲浜中学校	6,055.00	15,061	1962	△
五色中学校	8,523.00	24,722	1969	△
由良中学校	4,266.00	17,351	1977	△
青雲中学校	12,680.88	18,672	1980	△
安乎中学校	3,205.00	6,586	1986	×
計 18 施設	87,062.34	218,587		

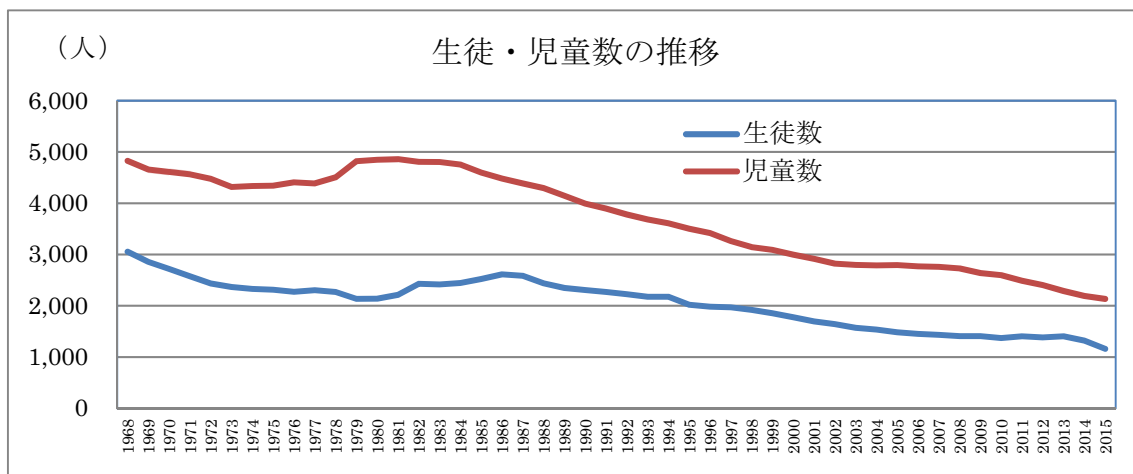
※「大規模改造」の欄については、実施済は◎、一部実施済は△、未実施は×

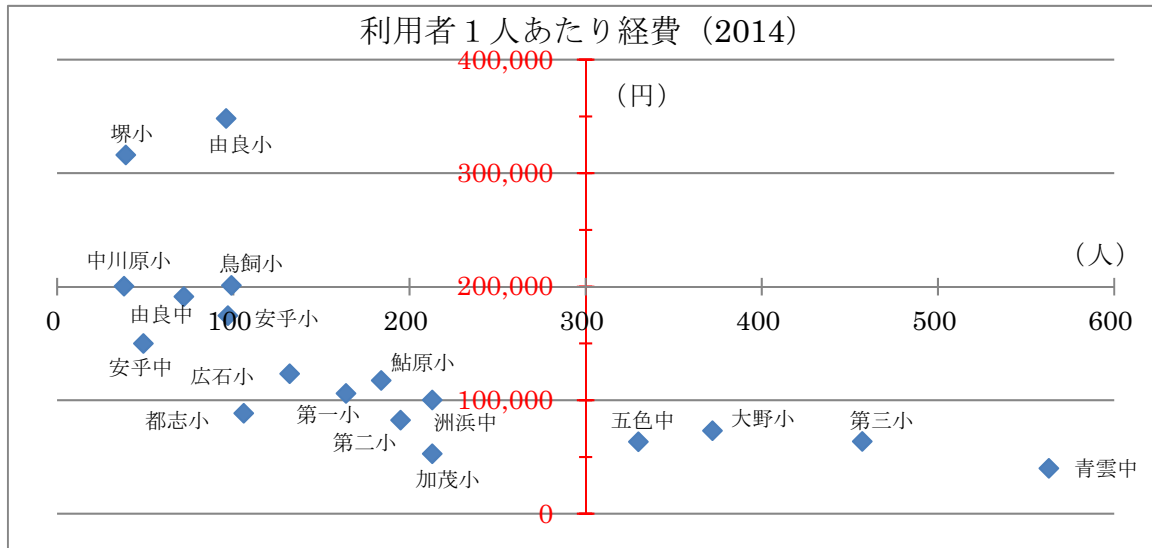
② 配置状況



③ 生徒・児童数の状況

- ・生徒数（中学校）は1968年の3,055人、児童数（小学校）では1981年の4,860人をピークとして減少傾向にあり、近年では、ともにピーク時の半分以下まで減少している。
- ・利用者1人あたり経費のグラフをみると、堺小学校と由良小学校の経費が突出している。由良小学校については、2014年度に校舎の建替えを行った影響が大きい。





④ 今後30年間の維持更新費用：227.1億円

⑤ 取組の方向性

- ・生徒・児童数の動向を踏まえ、良好な教育環境が確保できるよう、必要となる施設を整備し、維持管理の充実を図る。洲本市学校教育審議委員会の報告も踏まえながら、施設の適正な配置方針について丁寧な協議を進めて行く。
- ・既存施設の大規模改造事業を順次実施していく一方で、原則として改築事業（建物の建替え）は行わず、長寿命化改修事業（躯体レベルからの改造）の実施も視野に入れつつ、引き続き良好な状態で長期にわたり活用できるよう努める。また、生徒・児童数の動向に応じ、不用となる建物が生じた場合は、社会教育施設等への転用のほか、減築事業の実施も含め検討する。
- ・公共施設の底地について、借地解消を検討する。

鮎原小学校



青雲中学校

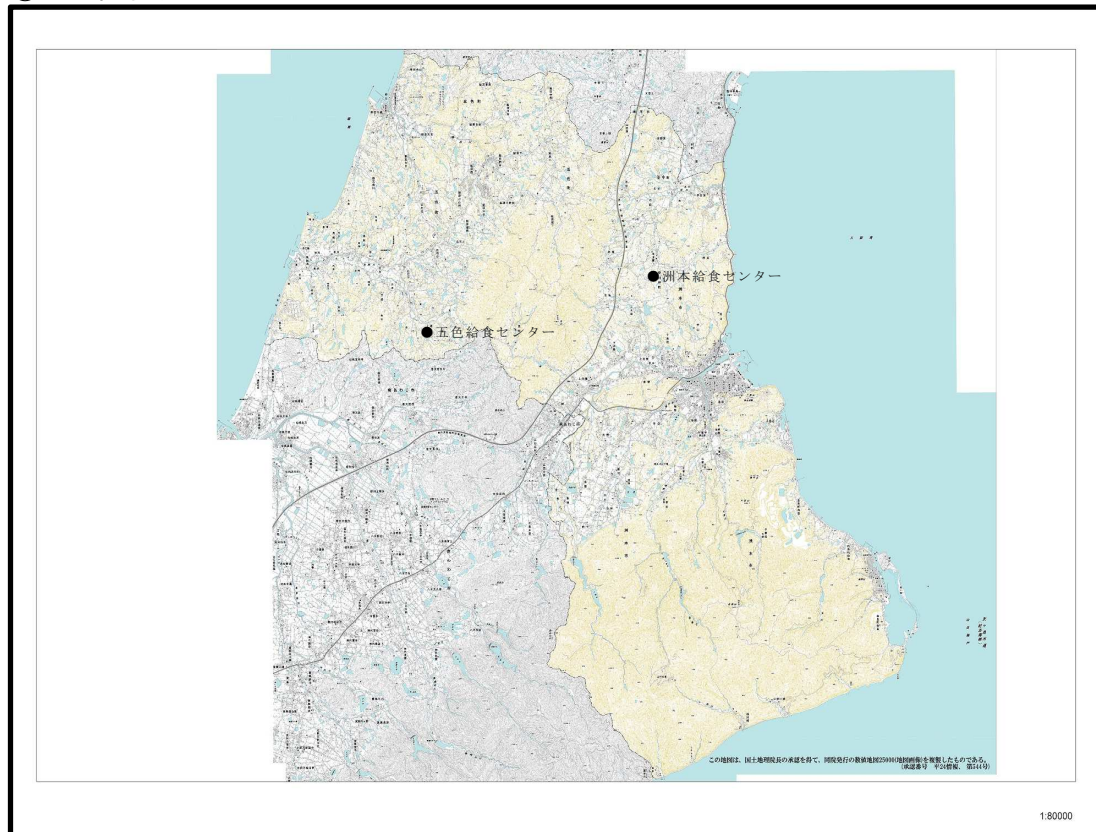


(2) その他教育施設

① 施設概要

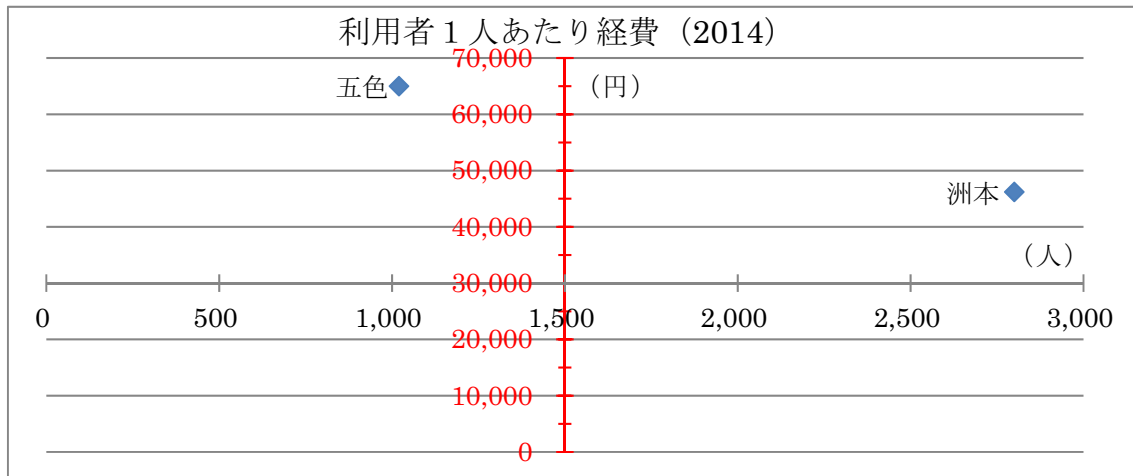
施設名称	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築年
五色給食センター	1,147.10	2,984	2008
洲本給食センター	1,986.93	5,844	2013
計 2 施設	3,134.03	8,828	

② 配置状況



③ 利用状況

- 給食センターの利用者は市内小中学校の児童生徒数に教職員、事務員、調理従事者（委託業者）及び給食センター職員を加えた人数とほぼ同じ。今後、調理食数の減少に伴い、調理業務委託料の減額を見込める。



④ 今後30年間の維持更新費用：5.3億円

⑤ 取組の方向性

- ・ 2か所の給食センターの計画的な維持管理のための設備更新及び修繕を行い、学校給食の安定供給と衛生的な調理環境の維持に努める。将来的に児童生徒数、学校施設数の動向に合わせ、給食センターの稼働率を調整する。

五色給食センター



洲本給食センター



5 子育て支援施設

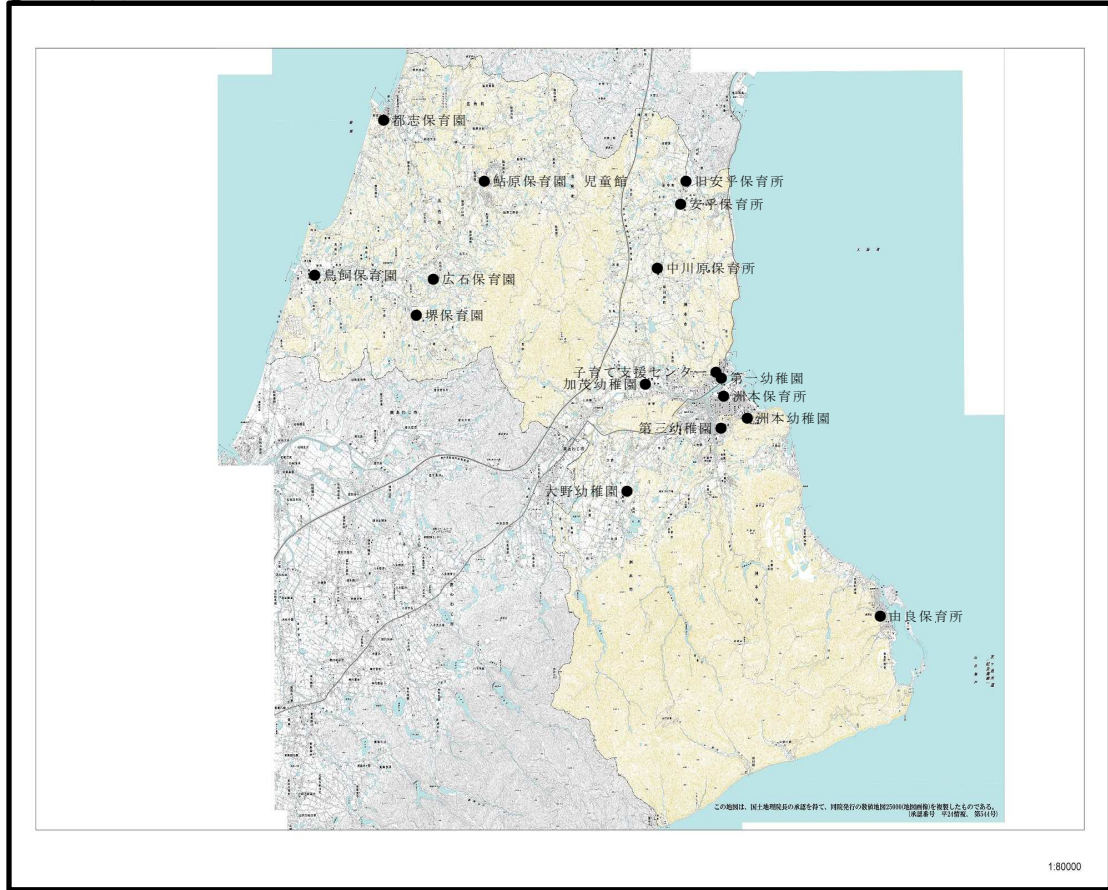
(1) 幼保・こども園、幼児・児童施設

① 施設概要

施設名称	延床面積 (m ²)	敷地面積 (m ²)	建築年	大規模改造
旧安乎保育所 (放課後児童健全育成事業)	419.43	646	1975	－
大野幼稚園	621.60	－	1982	×
由良保育所	700.40	1,462	1983	△
洲本保育所	645.94	1,285	1985	△
第一幼稚園 (H27～休園)	450.00	－	1985	×
洲本幼稚園	376.50	－	1996	×
第三幼稚園	380.15	－	1997	×
加茂幼稚園	360.59	1,113	1998	×
中川原保育所	402.43	580	2002	△
安乎保育所	465.04	1,900	2009	×
都志保育園	618.35	1,008	1975	△
堺保育園	388.60	593	1978	△
鳥飼保育園	626.17	－	1981	△
鮎原保育園、児童館	1,240.24	－	1994	×
広石保育園	610.89	2,772	1994	×
子育て支援センター	788.88	1,754	1974	－
計 16 施設	9,095.21	13,113		

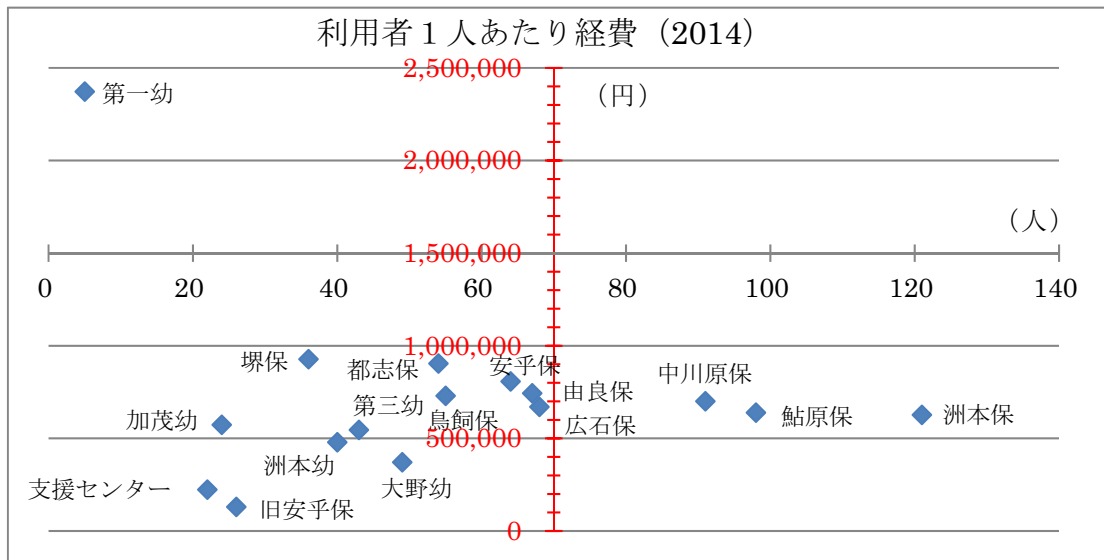
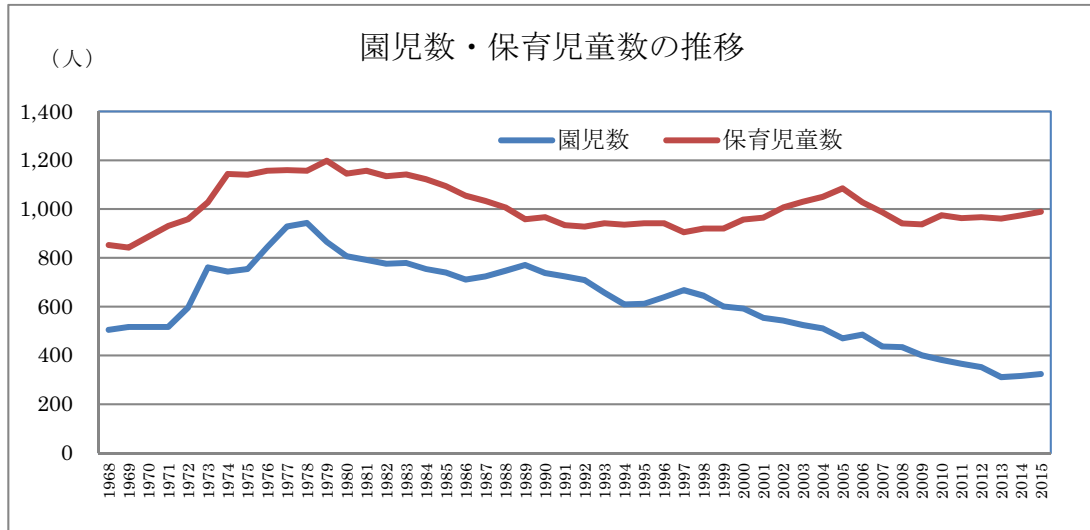
※「大規模改造」の欄については、実施済は◎、一部実施済は△、未実施は×

② 配置状況



③ 園児数・保育児童数の状況

- ・園児数（幼稚園）の減少は小中学校に比べてさらに顕著であり、1978年の943人をピークに減少し続けている。保育児童数（保育所・保育園）は、ほぼ横ばいである。
- ・女性の社会進出により、低年齢児童（0～2歳児）の入所希望が増える傾向にある。また、就労形態の多様化により、早朝保育や延長保育、途中入所を希望する保護者が増えており、今後もこうした保育需要は就学前児童数が減少する中でも、増加あるいは横ばいで推移するものと考えられる。
- ・洲本市では、早朝保育や延長保育、障害児保育等の特別保育事業に積極的に取り組んでいる。年度途中の入所希望者に対する受け入れ体制では、市街地の保育所・保育園はほぼ定員を充足しており、五色地区などの定員に比較的余裕のある保育所で対応している。



※第一幼稚園の利用者が少なく、経費が突出しており、2015年度から休園している。

④ 今後30年間の維持更新費用：23.4億円

⑤ 取組の方向性

- ・園児数の動向を考慮しながら、保育所・幼稚園の施設数の調整を検討し、認定こども園化など、柔軟な対応が必要である。洲本市学校教育審議委員会の報告も踏まえながら、施設の最適な配置方針について丁寧な協議を進めて行く。
- ・老朽化している旧安乎保育所及び子育て支援センターは、小学校等に放課後児童健全育成事業のスペースが確保できれば、今後の利活用もしくは廃止を検討する。
- ・公共施設の底地について、借地解消を検討する。

洲本保育所



洲本幼稚園



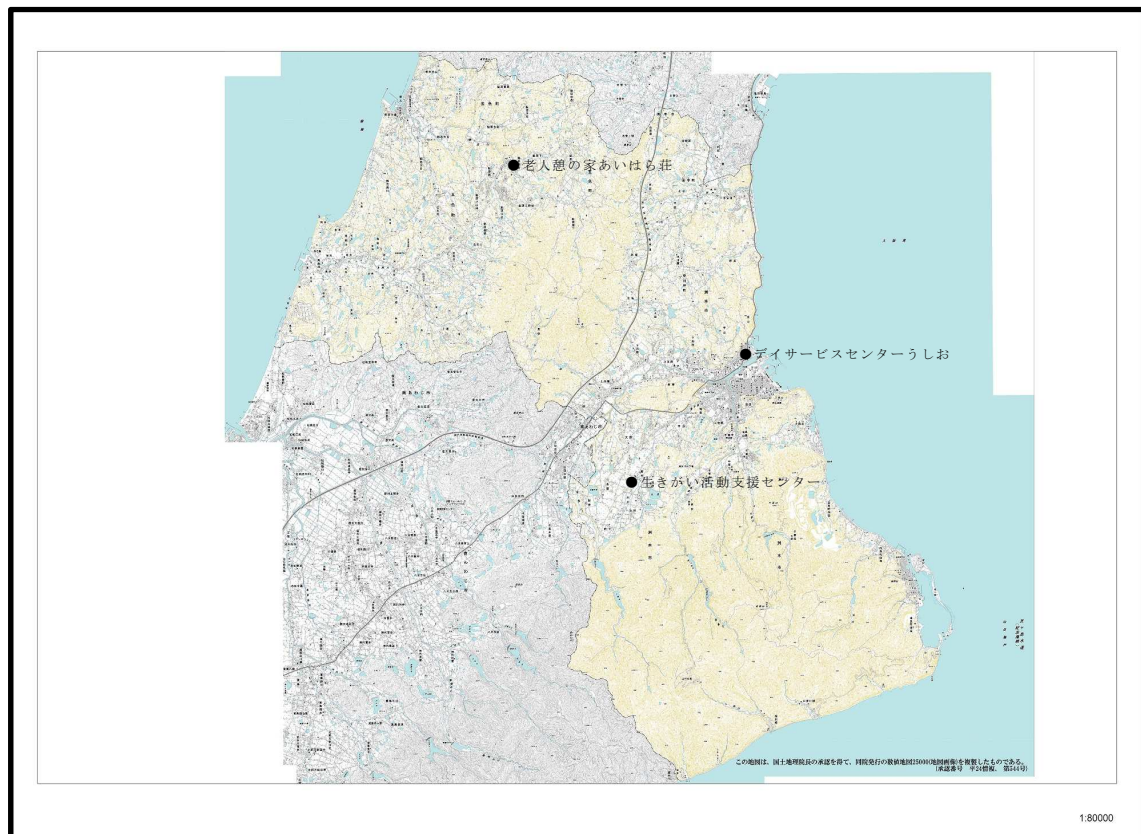
6 保健・福祉施設

(1) 高齢福祉施設

① 施設概要

施設名称	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築年
老人憩の家あいはら荘	389.23	—	1972
生きがい活動支援センター (大野陽だまり館)	254.46	1,070	2000
デイサービスセンターうしお	546.11	1,002	2000
計 3 施設	1,189.80	2,072	

② 配置状況

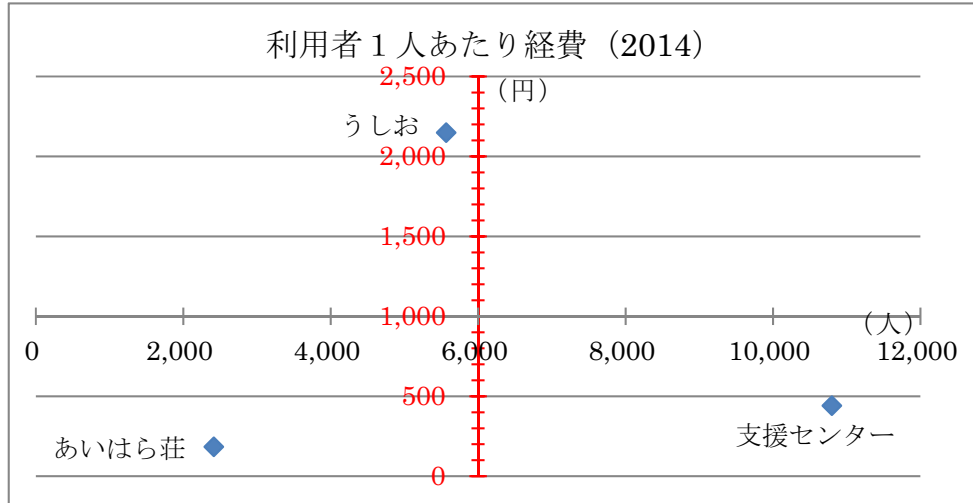


③ 利用状況

(人)

	2011	2012	2013	2014	2015
老人憩の家あいはら荘	—	—	—	2,414	2,509
生きがい活動支援センター (大野陽だまり館)	8,367	11,882	12,836	10,799	7,670

デイサービスセンターうしお	5,642	5,792	6,330	5,566	5,490
合 計	14,009	17,674	19,166	18,779	15,669



④ 今後30年間の維持更新費用：3.0億円

⑤ 取組の方向性

- ・ あいはら荘については、老朽化し大規模改修が必要であるが、近隣に類似集会施設が設置されているので、存廃を検討する。
- ・ 大野陽だまり館については、一旦、大規模改修し長寿命化を図り、その後建替え時期を見据え、再度、適正配置を検討する。
- ・ 県病跡地では複合型福祉拠点の整備が進められており、デイサービスセンターうしおは、デイサービスセンターやまて（総合福祉会館内）との事業統合を検討し、施設の活用方法を検討する。

生きがい活動支援センター



デイサービスセンターうしお

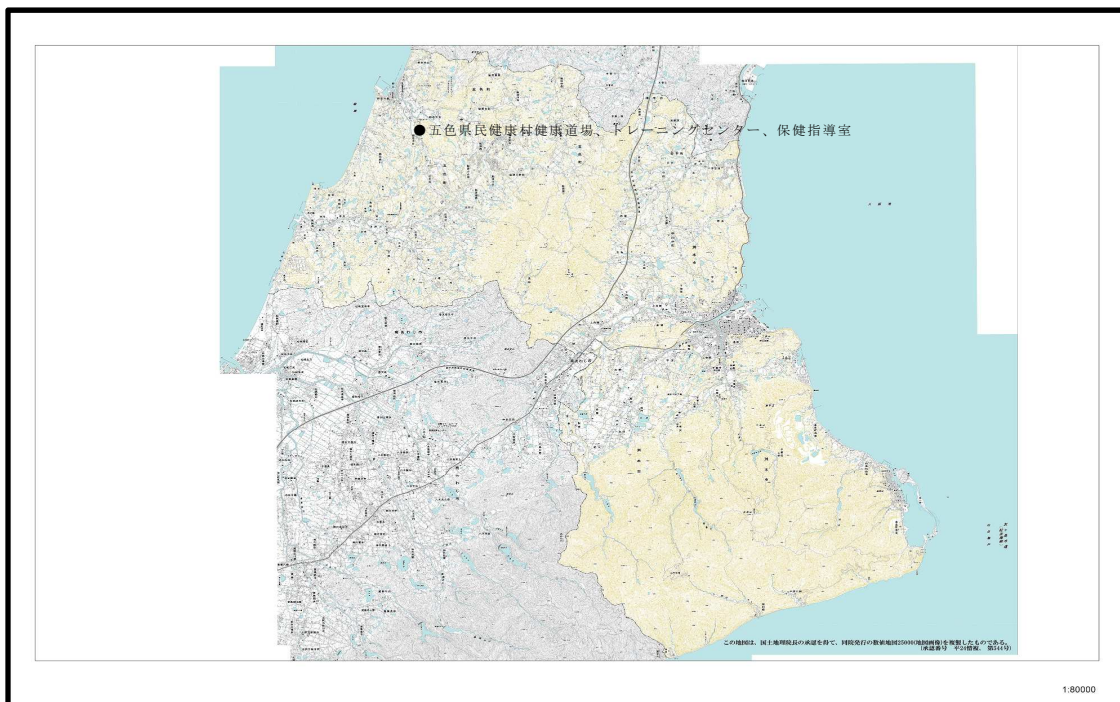


(2) 保健施設

① 施設概要

施設名称	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築年
保健指導室	687.62	－	1982
五色県民健康村第1健康道場	1,583.28	19,800	1982
五色県民健康村第2健康道場	1,231.45	－	1983
五色県民健康村トレーニングセンター	1,738.40	－	1985
計 4 施設	5,240.75	19,800	

② 配置状況



③ 利用状況

(人)

	2011	2012	2013	2014	2015
五色県民健康村健康道場	567	873	884	1,131	1,062
健康村 (健康広場・テニスコート)	7,607	7,480	8,065	8,413	7,618
健康村 (体育館)	2,034	2,289	2,005	2,690	2,050
合 計	10,208	10,642	10,954	12,234	10,730

④ 今後30年間の維持更新費用：18.5億円

⑤ 取組の方向性

- ・健康道場事業は、今後も継続すると見込まれるため、建物を適切に維持管理していく。
- ・トレーニングセンターは、今後も介護予防拠点施設としての役割を果たすために、維持管理に努める。

五色県民健康村健康道場



五色県民健康村トレーニングセンター

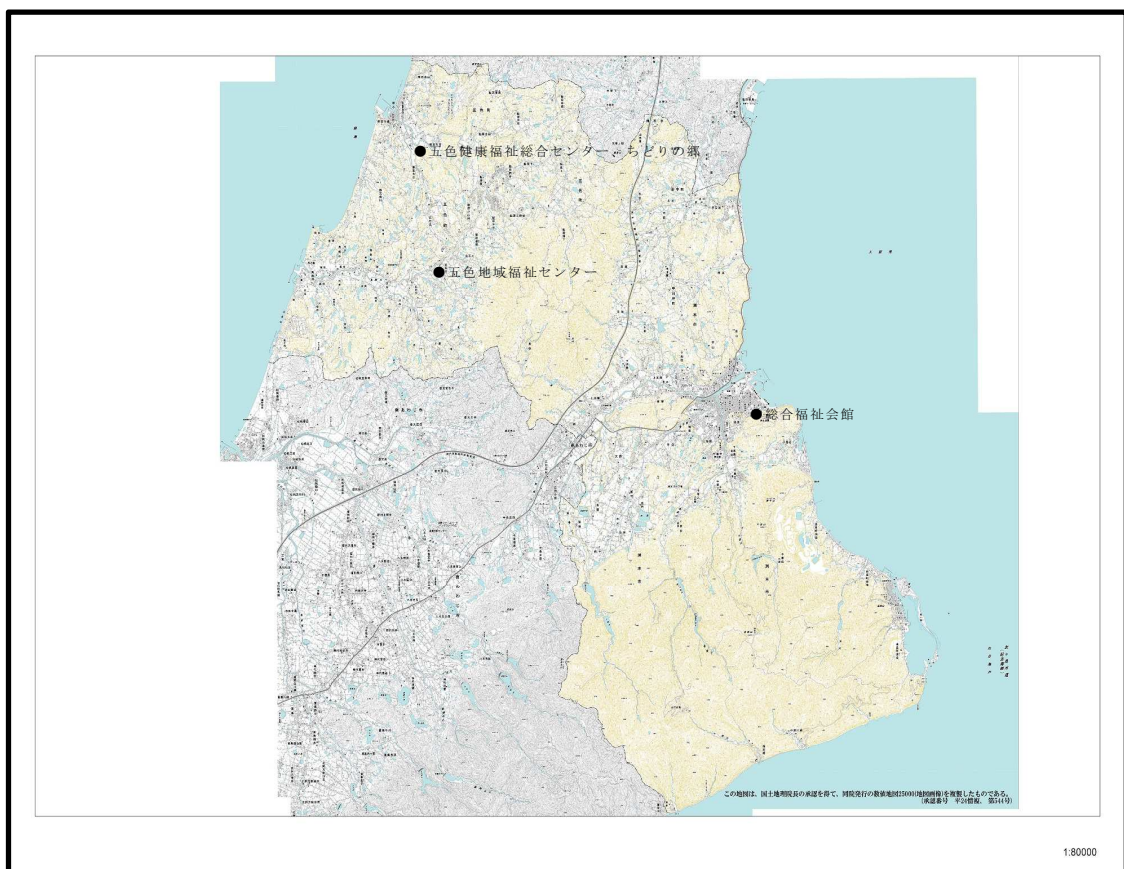


(3) その他社会福祉施設

① 施設概要

施設名称	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築年
旧五色診療所 (ちどりの郷)	1,031.20	—	1982
総合福祉会館	2,162.62	3,524	1991
五色健康福祉総合センター	3,801.46	7,591	1991
五色地域福祉センター	1,222.67	1,031	1996
計 4 施設	8,217.95	12,146	

② 配置状況



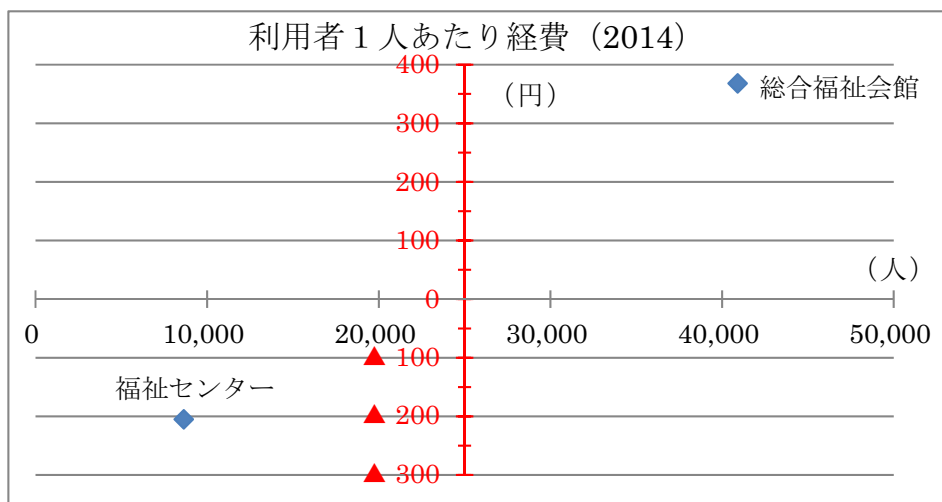
③ 利用状況

- ・旧五色診療所 (ちどりの郷) は、兵庫県社会福祉事業団五色精光園かがやき事業所に貸与している。
- ・総合福祉会館は社会福祉協議会に管理の一部を委託している。
- ・五色健康福祉総合センターの特別養護老人ホームは、2015 年度の延べ利用者数が 32,572 人、定員に対する利用率はほぼ 100% となっている。指定管理者制度によって運営している。

・五色地域福祉センターは、2015年度の延べ利用者数が8,637人、デイサービス事業の定員に対する利用率76.3%となっている。

(人)

	2011	2012	2013	2014	2015
総合福祉会館	50,457	49,699	36,434	40,900	40,824
五色健康福祉総合センター	32,558	32,158	32,343	32,547	32,572
五色地域福祉センター	7,108	8,599	8,517	8,633	8,637
合 計	90,123	90,456	77,294	82,080	82,033



※経費がマイナスになっているのは支出より収入が上回っていることを示す。

五色健康福祉総合センターの経費は指定管理者が負担。

④ 今後30年間の維持更新費用：18.1億円

⑤ 取組の方向性

・大規模改修等により長寿命化を図り、適切に施設を維持管理する。

総合福祉会館



五色健康福祉総合センター



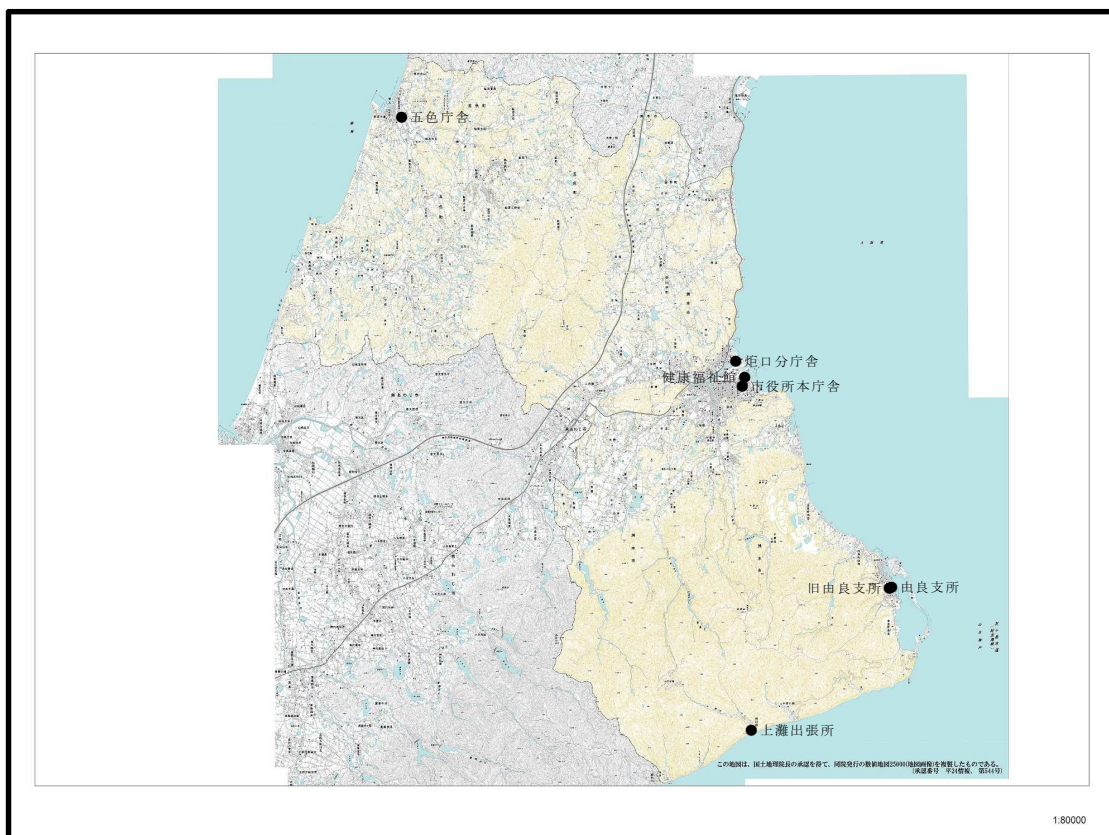
7 行政系施設

(1) 庁舎等

① 施設概要

施設名称	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築年
市役所本庁舎	4,223.28	8,079	1963
旧由良支所	535.50	63	1966
上灘出張所	650.00	962	1972
五色庁舎 (新庁舎は2005年築)	4,465.14	5,458	1978
炬口分庁舎	394.50	1,166	1996
健康福祉館	3,539.81	2,933	2000
由良支所	250	759	2004
計 7 施設	14,058.23	19,420	

② 配置状況



③ 今後30年間の維持更新費用：83.9億円

④ 取組の方向性

・ 本庁舎建替後の空き施設の利活用を図る。

市役所本庁舎



五色庁舎



健康福祉館



新本庁舎の完成パース



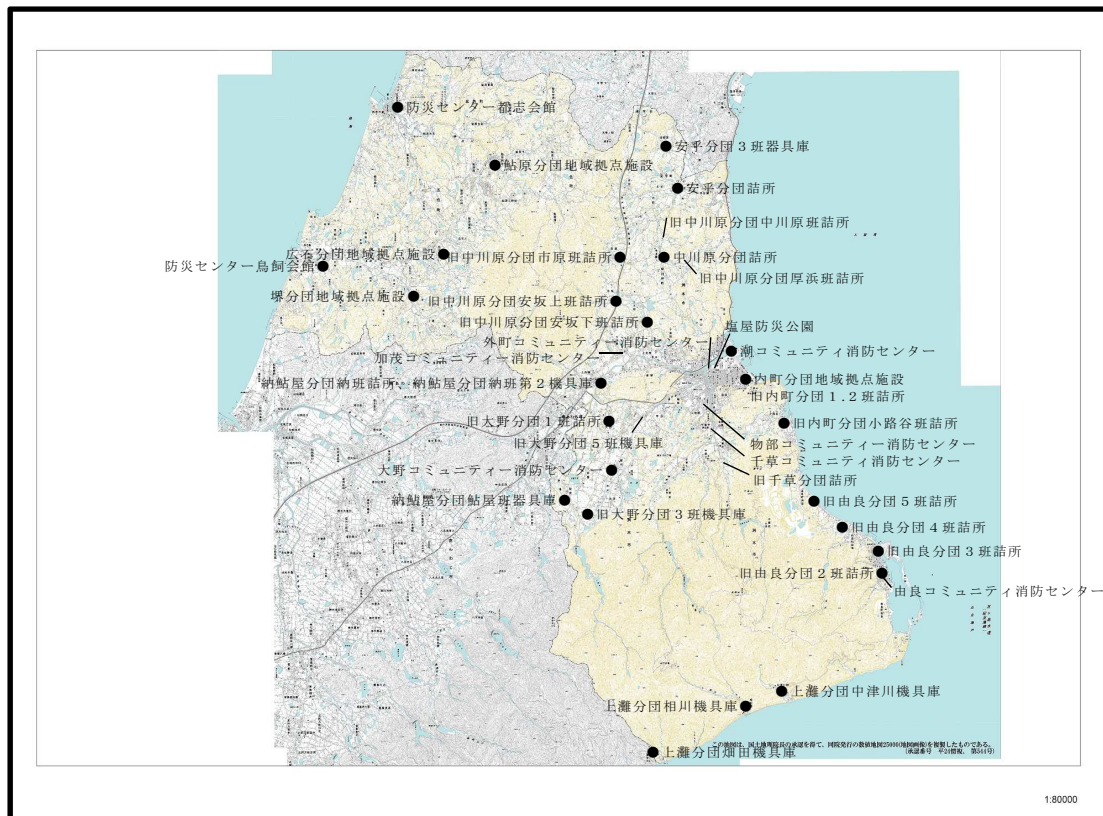
(2) 消防施設

① 施設概要

施設名称	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築年
旧中川原分団厚浜班詰所	33.3	－	1962
上灘分団畑田機具庫	24.75	－	1967
旧中川原分団安坂下班詰所	24.9	－	1967
旧千草分団詰所	86.94	121	1969
旧中川原分団安坂上班詰所	34.69	－	1969
旧大野分団3班機具庫	33.57	－	1969
旧由良分団3班詰所	100.28	－	1970
旧大野分団5班機具庫	22.68	－	1972
旧内町分団1、2班詰所	200.00	112	1974
旧由良分団4班詰所	24.00	－	1975
消防団上灘分団相川機具庫	91.00	－	1976
旧由良分団2班詰所	46.50	－	1978
旧大野分団1班詰所	57.95	－	1980
旧中川原分団市原班詰所	40.00	－	1982
消防団安乎分団詰所	100.64	－	1983
旧内町分団小路谷班詰所	73.50	－	1984
消防団納鮎屋分団鮎屋班器具庫	28.00	－	1985
旧中川原分団中川原班詰所	51.00	－	1987
消防団中川原分団詰所	160.30	231	1993
物部コミュニティ消防センター	103.70	199	1993
旧由良分団5班詰所	25.20	－	1994
外町コミュニティ消防センター	151.42	509	1994
消防団鮎原分団地域拠点施設	261.57	571	1994
消防団安乎分団3班器具庫	26.25	－	1994
消防団堺分団地域拠点施設	216.65	370	1994
消防団上灘分団中津川機具庫	7.35	－	1994
消防団広石分団地域拠点施設	181.35	－	1997
大野コミュニティ消防センター	204.78	1,813	1997
防災センター鳥飼会館	509.12	513	1997
加茂コミュニティ消防センター	240	783	1999
防災センター都志会館	431.35	971	1999
納鮎屋分団納班第2機具庫	9.3	－	2001
由良コミュニティ消防センター	230	569	2002

千草コミュニティ消防センター (防災拠点施設)	242.68	920	2004
消防団内町分団地域拠点施設	251.61	1,214	2006
消防団潮コミュニティ消防センター	246.04	-	2010
塩屋防災公園	122	20,536	2011
消防団納鮎屋分団納班詰所	92.19	126	2011
計 38 施設	4,786.56	29,558	

② 配置状況



③ 今後30年間の維持更新費用：13.5億円

④ 取組の方向性

- ・老朽化した施設については、大規模改修や建替えが必要だが、同一地域内で統合・再配置を行い、効率的な運用を図る。
- ・消防施設は、防災活動の拠点であり、避難所、備蓄倉庫などの市民の生命を守る機能も有しているため、適切に施設の維持管理を行う。

大野コミュニティ消防センター



加茂コミュニティ消防センター

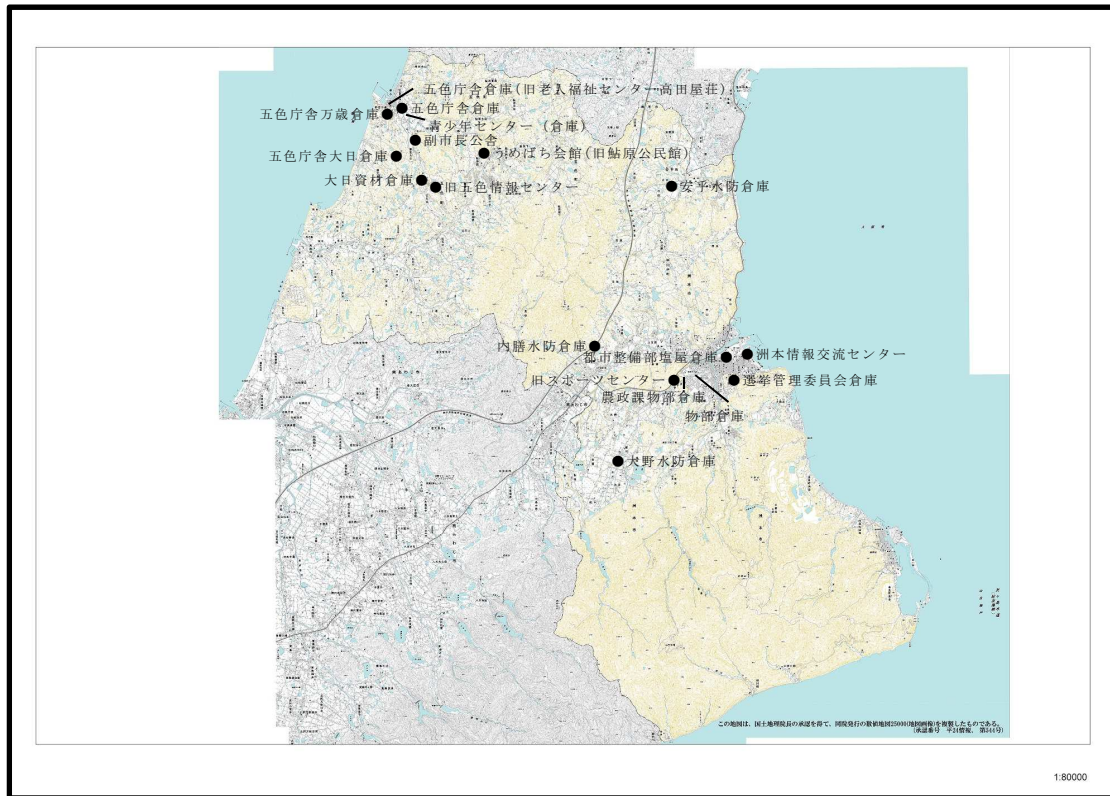


(3) その他行政系施設

① 施設概要

施設名称	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築年
農政課物部倉庫	96.00	－	1956
内膳水防倉庫	38.42	－	1967
旧スポーツセンター	1928.21	4,196	1970
五色庁舎倉庫 (旧老人福祉センター高田屋荘)	513.09	16	1976
うめばち会館 (旧鮎原公民館)	335.80	－	1978
安乎水防倉庫	21.94	－	1983
副市長公舎	139.00	－	1984
青少年センター (五色) (倉庫)	265.70	247	1984
旧五色情報センター	921.95	2,102	1991
五色庁舎倉庫	49.00	－	1994
五色庁舎万歳倉庫	147.00	－	1994
洲本情報交流センター	1647.51	－	1994
大日資材倉庫	43.00	－	1994
物部倉庫	193.00	1,008	1994
大野水防倉庫	35.00	－	1994
五色庁舎大日倉庫	213.08	634	1997
選挙管理委員会倉庫	49.68	－	2001
都市整備部塩屋倉庫	50.90	－	2001
計 18 施設	6,688.28	8,203	

② 配置状況



③ 今後30年間の維持更新費用：21.7億円

④ 取組の方向性

- ・旧スポーツセンターについては、本庁舎の建設後に、改めて廃止も含めた利活用方法について検討する。
- ・うめばち会館（旧鮎原公民館）については、大規模改修を要する時に廃止を検討する。
- ・旧五色情報センターについては、引き続き、借受人である社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団によって障害者福祉サービス事業の実施が見込まれるため、同法人に対する譲与を含め、今後の施設のあり方を検討する必要がある。
- ・塩屋倉庫については、道路資材倉庫であると同時に道路維持に伴う作業スペースを兼ねているため、引き続き活用する。
- ・農政課物部倉庫については、台風による浸水被害を受け、建具等が老朽化しており、市全体の書庫等への活用方法がなければ、廃止を検討する。
- ・その他の施設については、適切に維持管理を行う。

旧スポーツセンター



洲本情報交流センター



8 市営住宅

(1) 市営住宅

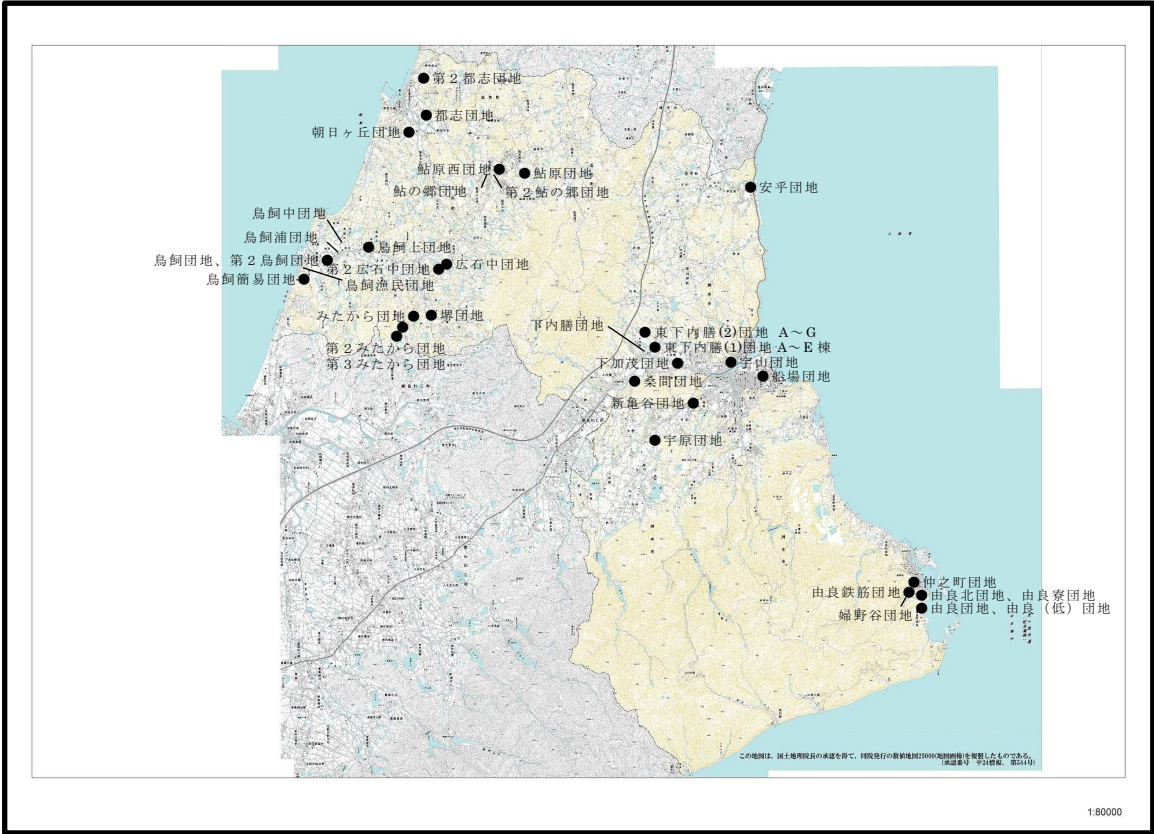
① 施設概要

施設名称	入居率%	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築年
市営住宅仲之町団地	100	100.00	378	1952
市営住宅鳥飼簡易団地	50	300.00	－	1962
市営住宅船場（旧）団地	60	815.29	－	1966
市営住宅新亀谷団地	17	188.83	1,685	1967
市営住宅船場（新）団地	80	815.29	－	1968
市営住宅下内膳団地	89	904.96	2,263	1971
市営住宅婦野谷団地	68	906.80	－	1973
市営住宅由良（低）団地	94	755.40	1,416	1973
市営住宅鮎原団地	100	179.40	597	1973
市営住宅鳥飼漁民団地	67	768.82	971	1973
市営住宅宇山団地 1 号棟	90	1,947.90	3,754	1976
市営住宅下加茂団地	94	1,180.19	1,892	1977
市営住宅宇山団地 2 号棟	100	1,315.50	－	1979
市営住宅安乎団地 1 号棟	100	394.43	1,672	1980
市営住宅由良鉄筋団地	100	1,151.94	－	1980
市営住宅安乎団地 2 号棟	100	387.18	－	1981
市営住宅桑間団地	100	1,385.62	1,663	1984
市営住宅宇原団地テラス	100	359.37	－	1985
市営住宅宇原団地鉄筋	92	964.51	1,537	1986
市営住宅堺団地	92	971.24	845	1988
市営住宅由良北団地	100	26.00	455	1989
市営住宅由良団地 1 号棟	100	418.68	2,417	1990
市営住宅由良団地 2 号棟	100	403.68	－	1990
市営住宅鳥飼上団地	100	1,341.11	2,651	1990
市営住宅鮎の郷団地	94	1,472.92	7,054	1992
市営住宅東下内膳（1）団地 A 棟	83	339.94	670	1993
市営住宅みたから団地	100	1,391.52	1,146	1993
市営住宅東下内膳（1）団地 B 棟	100	312.44	－	1994
市営住宅第 2 鮎の郷団地	89	1,511.48	3,539	1994
市営住宅東下内膳（1）団地 C 棟	100	461.60	1,737	1995

市営住宅第2みたから団地	60	704.67	-	1995
市営住宅東下内膳（1）団地D棟	100	461.60	-	1996
市営住宅東下内膳（1）団地E棟	83	511.47	-	1996
市営住宅都志団地	93	3,011.38	804	1996
市営住宅鮎原西団地	100	1,358.04	425	1996
市営住宅鳥飼浦団地	100	826.95	2,102	1996
市営住宅由良寮団地	100	456.58	674	1997
市営住宅鳥飼団地	79	1,896.00	2,984	1997
市営住宅第2鳥飼団地	79	1,896.00	2,372	1998
市営住宅東下内膳（2）団地D棟	100	471.18	-	2000
市営住宅第3みたから団地	75	1,668.02	5,544	2000
市営住宅東下内膳（2）団地A棟	100	137.00	2,575	2001
市営住宅東下内膳（2）団地B棟	100	151.00	-	2001
市営住宅東下内膳（2）団地C棟	100	150.00	-	2001
市営住宅東下内膳（2）団地E棟	100	221.50	-	2001
市営住宅東下内膳（2）団地F棟	100	221.50	-	2001
市営住宅東下内膳（2）団地G棟	100	146.00	-	2001
市営住宅広石中団地	87	2,694.34	7,099	2001
市営住宅第2広石中団地	93	2,670.00	5,958	2002
市営住宅朝日ヶ丘団地	100	1,936.00	4,590	2003
市営住宅第2都志団地	97	2,381.00	1,940	2004
市営住宅鳥飼中団地	90	2,385.00	4,178	2005
計 52 施設		49,827.27	79,587	

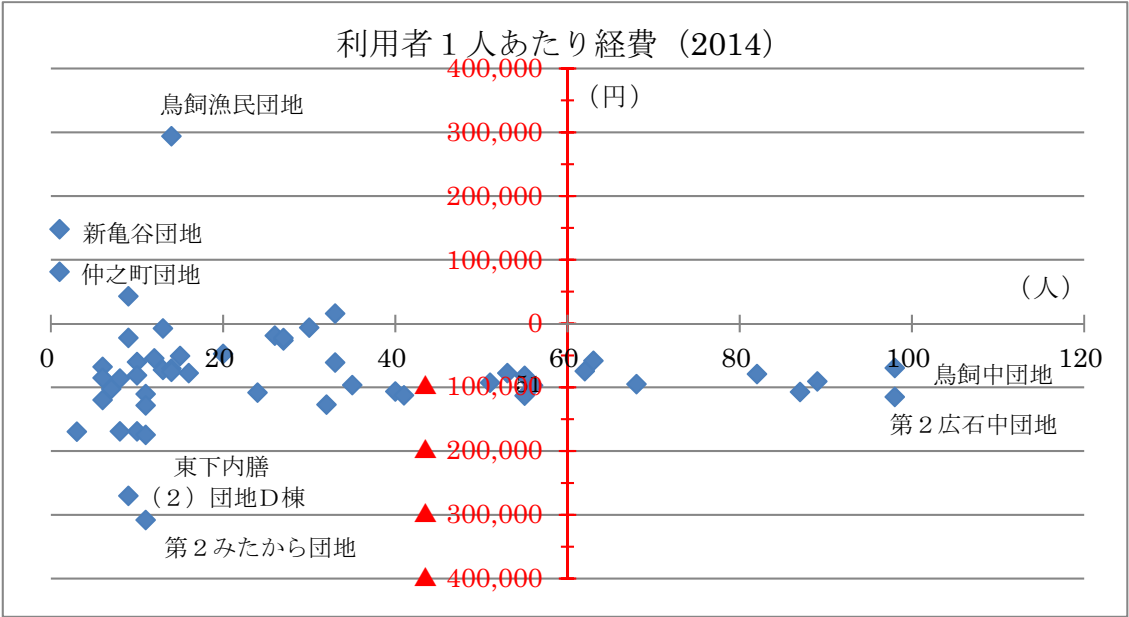
※特定住宅、特定公共賃貸住宅を含む。

② 配置状況



③ 入居状況

- ・船場(旧)団地、新亀谷団地、婦野谷団地、第2みたから団地、第3みたから団地、鳥飼団地、第2鳥飼団地、鳥飼簡易団地、鳥飼漁民団地はいずれも入居率が低く、これらは特に五色地区に多く偏っている状況にある。



※平均的な位置にある団地名は省略した。経費がマイナスになっているのは支出よ

り収入が上回っている団地であり、家賃収入が主な財源である。逆に経費がプラスになっているのは、入居者が少なく家賃収入よりも施設維持管理経費が上回っている団地である。鳥飼漁民団地は大規模改修を実施。

④ 今後30年間の維持更新費用：99.7億円

⑤ 取組の方向性

- ・ 洲本市公営住宅等長寿命化計画を踏まえ、入居の状況、地区内での配置状況を再度検討し、老朽化の著しいもの、入居率の低いものについては、原則として更新時に統廃合を検討し、計画的に建替えを実施する。
- ・ 建築年度の古い住宅には、住戸面積が狭小、水洗便所・浴室設備が未整備、高齢者・障害者対策が未実施のものがあり、設備の整った住宅への建替えや集約化を行う。
- ・ 特に、船場住宅の建替えについては、庁舎建設と併せ建替えの有無や建替えの場合の建設場所等について早急に検討する。

宇山団地



鮎の郷団地



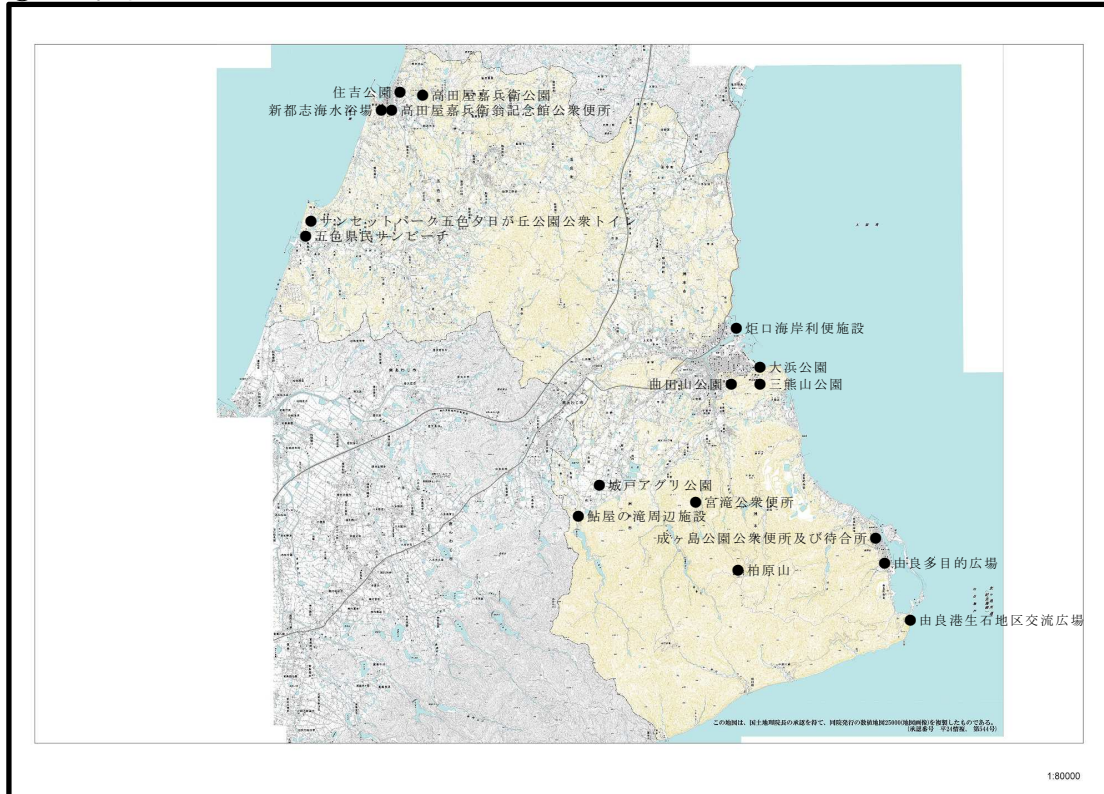
9 公 園

(1) 公園

① 施設概要

施設名称	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築年
三熊山公園	280.57	281,435	1929
大浜公園	1,824.41	34,704	1985
柏原山	70.30	－	1994
宮滝公衆便所	9.55	－	1994
炬口海岸利便施設	178.50	－	1996
五色県民サンビーチ	354.14	－	1996
曲田山公園	47.68	－	1997
成ヶ島公園公衆便所及待合所	50.25	120	1997
城戸アグリ公園	342.00	33,456	1998
多目的広場公衆便所	57.29	－	1998
由良多目的広場	40.12	3,802	1999
サンセットパーク五色夕日が丘公園	40.06	1,239	1999
高田屋嘉兵衛翁記念館公衆便所	51.05	－	2000
住吉公園	142.72	2,457	2002
鮎屋の滝周辺施設	51.24	797	2010
由良港生石地区交流広場	19.20	141,734	2011
新都志海水浴場	99.79	5,207	2012
計 17 施設	3,658.87	504,951	

② 配置状況



③ 今後30年間の維持更新費用：6.1億円

④ 取組の方向性

- ・今後も公園の機能維持のために必要な施設については、適切に維持管理していくが、利用頻度、機能性が低いトイレ施設等については、施設数の調整を検討する。また、三熊山のトイレについては、インバウンド対策としてトイレの洋式化等の整備を図る。

三熊山公園



大浜公園



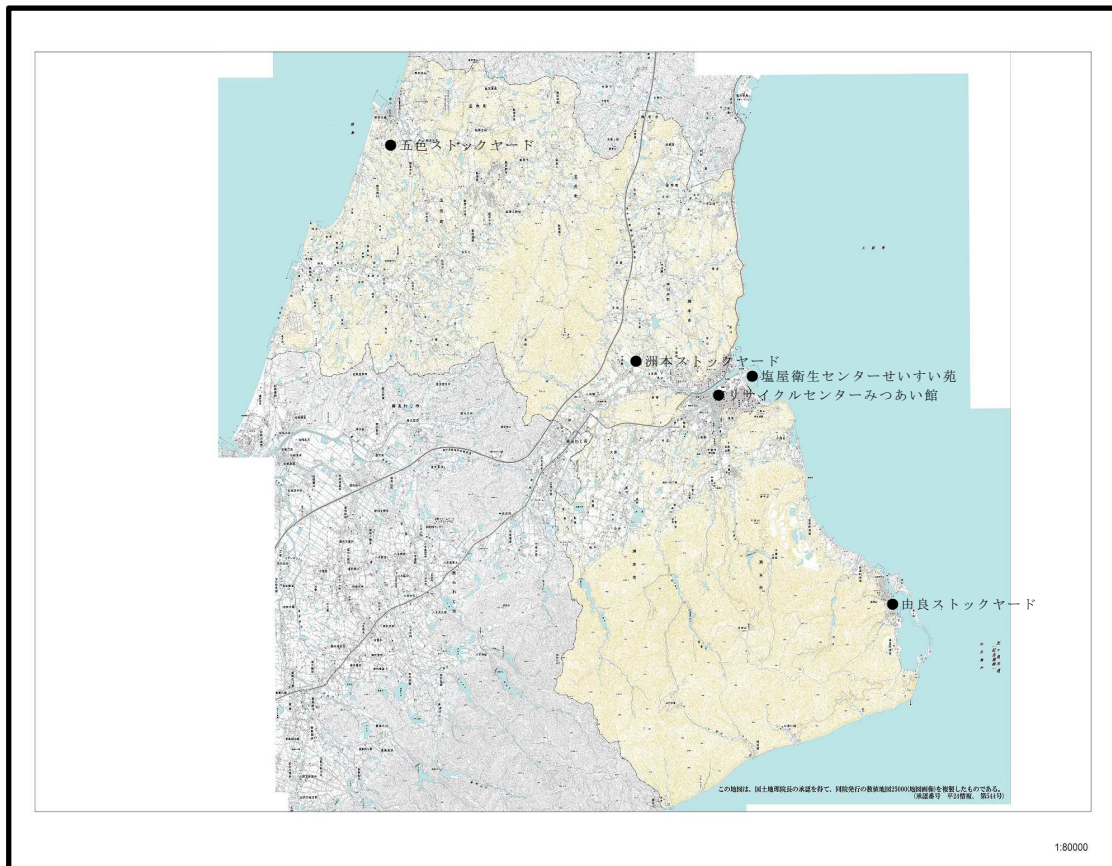
10 供給処理施設

(1) 供給処理施設

① 施設概要

施設名称	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築年
リサイクルセンターみつあい館	504.00	604	1996
塩屋衛生センターせいすい苑	2,151.76	3,472	2005
由良ストックヤード	25.08	－	2007
五色ストックヤード	133.00	2,184	2010
洲本ストックヤード	706.25	9,737	2012
計 5 施設	3,520.09	15,997	

② 配置状況



③ 運営状況

- ・リサイクルセンター・ストックヤード関係
- ・2015年度の搬入件数、持込量

施 設 名	搬入件数	持込量
みつあい館	46,562 件	629 t
洲本ストックヤード	4,430 件	618 t
五色ストックヤード	1,464 件	309 t
合 計	52,456 件	1,556 t

・資源物の収集量の推移

2011	2012	2013	2014	2015
1,808 t	1,699 t	1,780 t	1,647 t	1,556 t

・塩屋衛生センターせいすい苑関係

・開館時間、処理能力等 50 kℓ/日

・し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移

	2013	2014	2015
生し尿	4,244.2 kℓ	4,330.5 kℓ	3,747.8 kℓ
浄化槽汚泥	12,924.9 kℓ	12,220.9 kℓ	12,656.9 kℓ
合 計	17,169.1 kℓ	16,551.4 kℓ	16,404.7 kℓ

④ 今後30年間の維持更新費用：7.0億円

⑤ 取組の方向性

- ・みつあい館については、築後20年が経過しており、計画的に修繕・長寿命化を実施する。
- ・ストックヤードについては、いずれの施設も比較的新しいため、耐用年数の中間で大規模改修等により長寿命化を実施し、その後建替え時期を迎えた時点で、再編を検討する。
- ・塩屋衛生センターについては、長寿命化を実施する。なお、搬入手数料に関しては、処理経費からみて安価であり、長らく使用料が据え置かれてきたため、見直しを検討する。

リサイクルセンターみつあい館



塩屋衛生センターせいすい苑



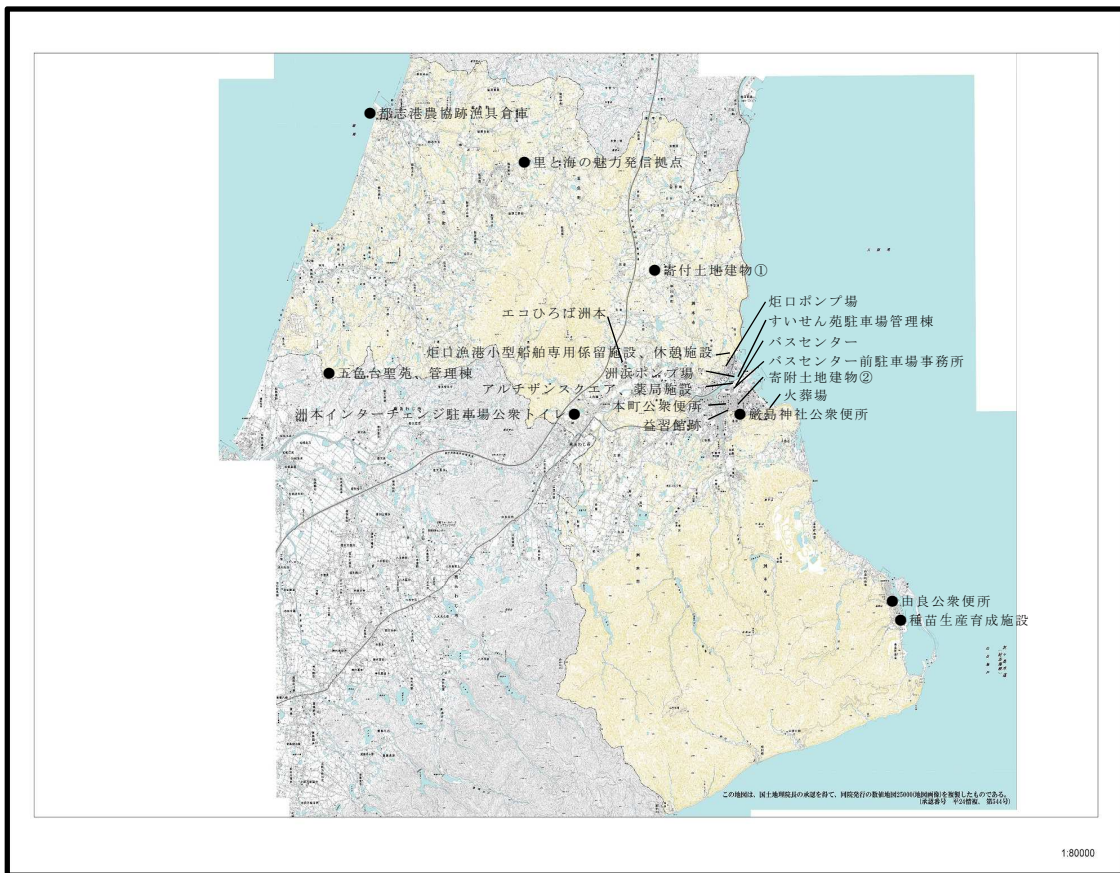
1 1 その他

(1) その他

① 施設概要

施設名称	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築年
益習館跡	495.67	5,213	1941
都志港農協跡漁具倉庫	383.00	-	1948
寄附土地建物①	248.21	421	1953
公設市場	2,069.56	1,050	1966
里と海の魅力発信拠点(ついでほん) (2015年度改修)	230.59	856	1968
洲本火葬場	347.36	4,964	1980
寄附土地建物②	138.00	291	1987
巖島神社公衆便所	75.60	-	1994
本町公衆便所	29.15	-	1994
由良公衆便所	9.60	-	1994
炬口ポンプ場	29.00	-	1994
洲本バスセンター前駐車場	4.95	8,839	1998
洲本バスセンター	1,461.64	-	1999
すいせん苑駐車場管理棟	17.07	-	1996
種苗生産育成施設	210.00	-	1998
アルチザンスクエア	2,396.25	2,816	2001
五色台聖苑	1,110.00	-	2002
炬口漁港小型船舶専用係留施設	419.00	-	2005
五色台霊園管理棟	9.57	-	2007
炬口漁港休憩施設	108.00	-	2008
洲本 I C 駐車場公衆トイレ	31.50	-	2010
薬局施設	242.39	3,125	2013
エコひろば洲本	353.14	-	2015
計 23 施設	10,419.25	27,575	

② 配置状況



③ 利用状況

・火葬場の利用件数

(件)

	2011	2012	2013	2014	2015
洲本火葬場	793	721	640	703	713
五色台聖苑	281	284	328	267	306
合計(件数)	1,074	1,005	968	970	1,019

・駐車場の利用件数

(台)

	2011	2012	2013	2014	2015
洲本バスセンター前	100,960	120,356	127,147	196,393	206,990
すいせん苑	17,690	16,416	11,830	11,306	15,309
洲本 I C	40,737	45,211	48,833	55,245	59,196
合 計	159,387	181,983	187,810	262,944	281,495

④ 今後30年間の維持更新費用：23.1億円

⑤ 取組の方向性

- ・都志港農協跡漁具倉庫は老朽化が著しいが、有効利用されているので利用不可能となるまでは現状のまま継続使用する。将来は廃止の方向とし、港湾施設隣接地の立地条件を生かし、隣接市有地を含め跡地利用等について検討を行う必要がある。
- ・火葬場については、施設が2か所あり、洲本火葬場の更新時期に併せて統廃合及び新設による移転を検討する。両火葬場とも、経費に比べ使用料が安価に設定されており、長らく据え置かれてきた使用料の見直しを検討する。
- ・五色台聖苑においては友引に火葬業務が発生することはほぼ皆無であり、休館に伴う経費節減を検討する。
- ・公衆便所については、維持管理費、利用状況、周辺のトイレ付き民間施設の設置状況等も考慮して存廃を検討する。
- ・老朽化が著しい受贈施設については、改修等による長寿命化を実施した後、建替え時期の到来時に存続の有無を検討する。
- ・漁港関連施設及び水産関連施設については利用頻度も高く、計画的に改修等を実施する。

バス交通広場



炬口漁港休憩施設



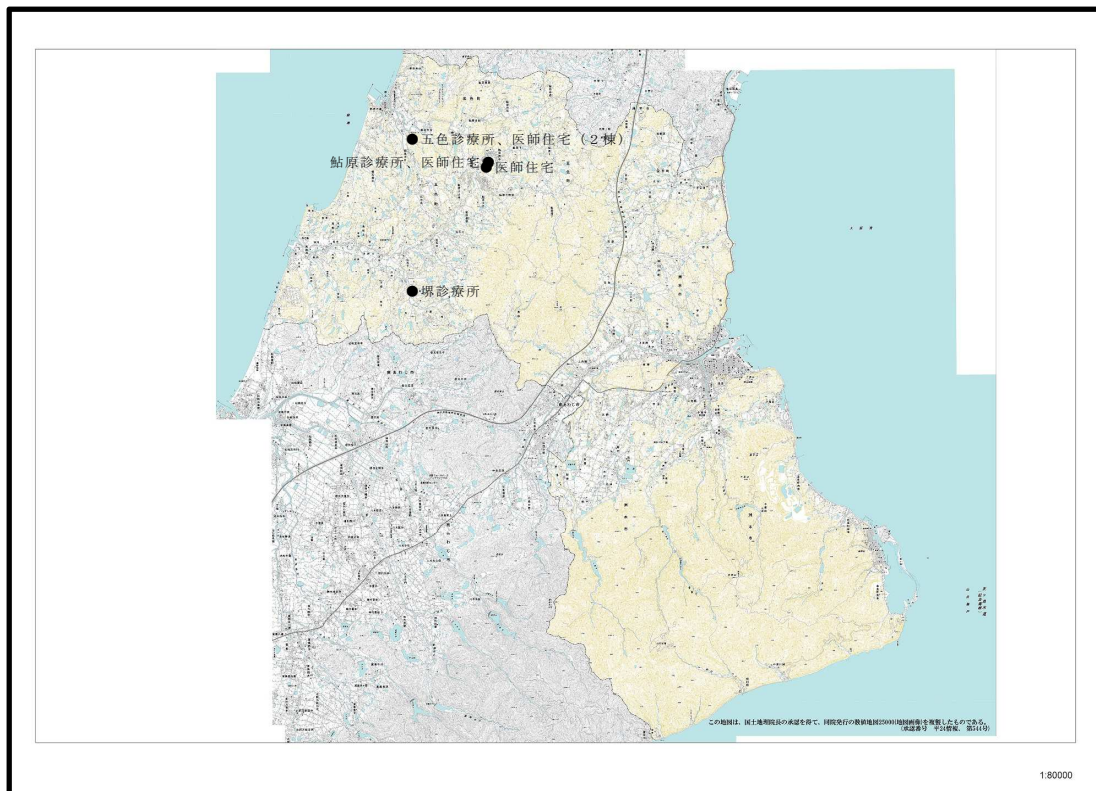
1 2 医療施設

(1) 診療所

① 施設概要

施設名称	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築年
国民健康保険五色診療所	2,054.38	－	2004
国民健康保険五色診療所・医師住宅 1	124.00	－	1982
国民健康保険五色診療所・医師住宅 2	160.80	－	1982
国民健康保険鮎原診療所・医師住宅 1	166.95	－	1986
国民健康保険鮎原診療所・鮎原健康管理センター	1,388.95	－	1988
国民健康保険鮎原診療所・医師住宅 2	168.10	267	1991
国民健康保険堺診療所	286.80	－	1994
計 7 施設	4,349.98	267	

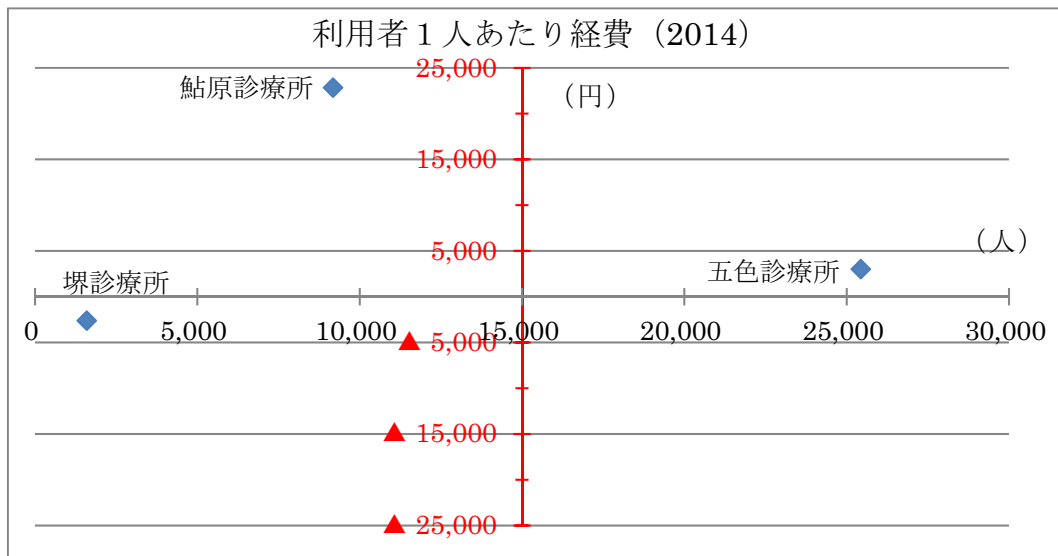
② 配置状況



③ 利用状況

(人)

	2011	2012	2013	2014	2015
五色診療所	30,324	28,969	26,409	25,496	22,296
鮎原診療所	16,689	11,218	9,808	9,182	4,673
堺診療所	1,516	1,638	1,629	1,593	1,541
応急診療所	2,392	4,424	4,593	4,857	4,599
上灘診療所	458	440	412	428	420
合 計	52,379	46,689	42,851	41,556	33,529



※経費がマイナスになっているのは支出より収入が上回っていることを示す。

④ 今後30年間の維持更新費用：10.7億円

⑤ 取組の方向性

- ・当面は、医師の負担のバランスに配慮しつつ、収益改善に向け、計画的な取組みを進める。
- ・特に、赤字額が多い鮎原診療所については、2カ年以内に五色診療所並の収益が得られるよう患者数の増加に取り組む。当該目標が達成できない場合は、他の診療所も含めた診療体制の再編（公設民営方式等による民間医療機関への医療業務移管を含め）を進める。
- ・五色及び鮎原診療所の医師住宅が2棟空き家になっている。転用を含め、有効活用を検討する。

五色診療所



鮎原診療所



Ⅱ．インフラ資産

1 道 路

① 今後30年間の維持更新費用：293.0億円

② 取組の方向性

市民生活に直結する市道を点検、維持管理及び整備し、防災機能、救急活動や交通安全に配慮しながら、危険個所を解消して安全に通行できるように努め、生活に密着した道路を恒常的に利用できるよう維持する。

市道炬口洲本港線



市道小路谷千草線



2 橋 梁

① 長寿命化計画

2013年3月に「洲本市道路橋長寿命化修繕計画」を策定。対象は544橋（構造単位の橋梁数612橋）である。

橋梁は、1970年代を中心に架設されており、建設から50年を経過する老朽化橋梁は、2012年で14橋であるが、今後20年後には421橋、約77%となり、急速に老朽化が進行する。

このような背景から、今後増大が見込まれる橋梁の修繕・架替えに対応するため、計画的な補修が可能となるよう適切な予算管理を行い、安全性の確保とコスト削減を図ることが必要となっている。

② 今後30年間の維持更新費用：143.0億円

③ 取組の方向性

- ・点検や補修対策を適切に実施することで、橋梁の安全性を確保する。
- ・長寿命化を図るとともに、維持管理の効率化を図ることで、ライフサイクルコストを抑制する。
- ・PDCAサイクルにより、個々の橋梁の安全性を確保するとともに、より効率的な修繕計画の実現を図る。

（具体の進め方）

- ・橋梁点検を着実に実施する。
- ・深刻な損傷が発見された場合には、速やかに必要な緊急対策を実施する。
- ・計画的な補修対策を実施する。
- ・データベース整備による施設管理データの有効活用を行う。
- ・適宜「長寿命化修繕計画」の見直しを行う。
- ・新たな知見を踏まえた継続的な改善を図る。

（橋梁点検）

計画的な維持管理を行っていくためには、道路橋の健全状況を把握することが重要となる。そのために、通常点検と定期点検により道路橋の健全状態を把握していく。また、地震や台風などの自然災害時には、異常時点検を行う。

・通常点検

道路パトロールの際に、目視によって実施する。

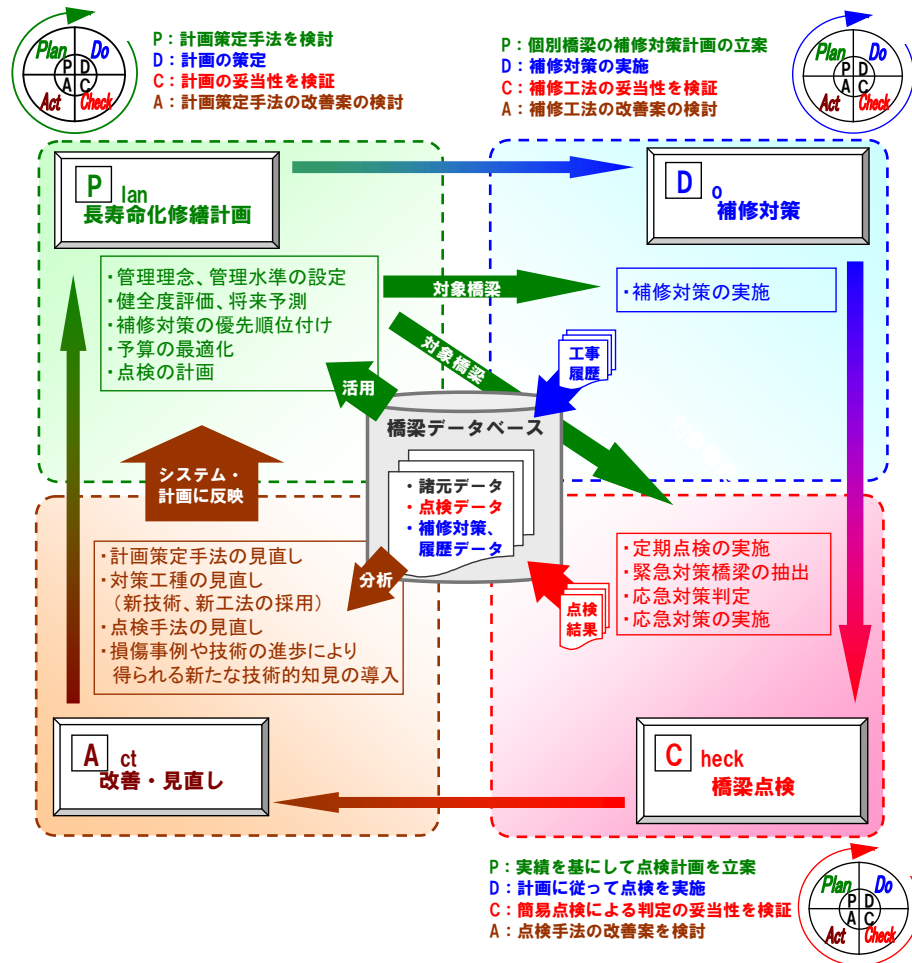
・定期点検

基本的に5年に1回、定期点検要領により実施する。

・異常時点検

地震、台風、豪雨等により災害が発生した場合もしくは、その恐れがある場合と異常が発見されたとき、主に橋梁の安全性を確認するため点検を実施する。

・PDCAサイクルのイメージ



洲浜橋



都橋

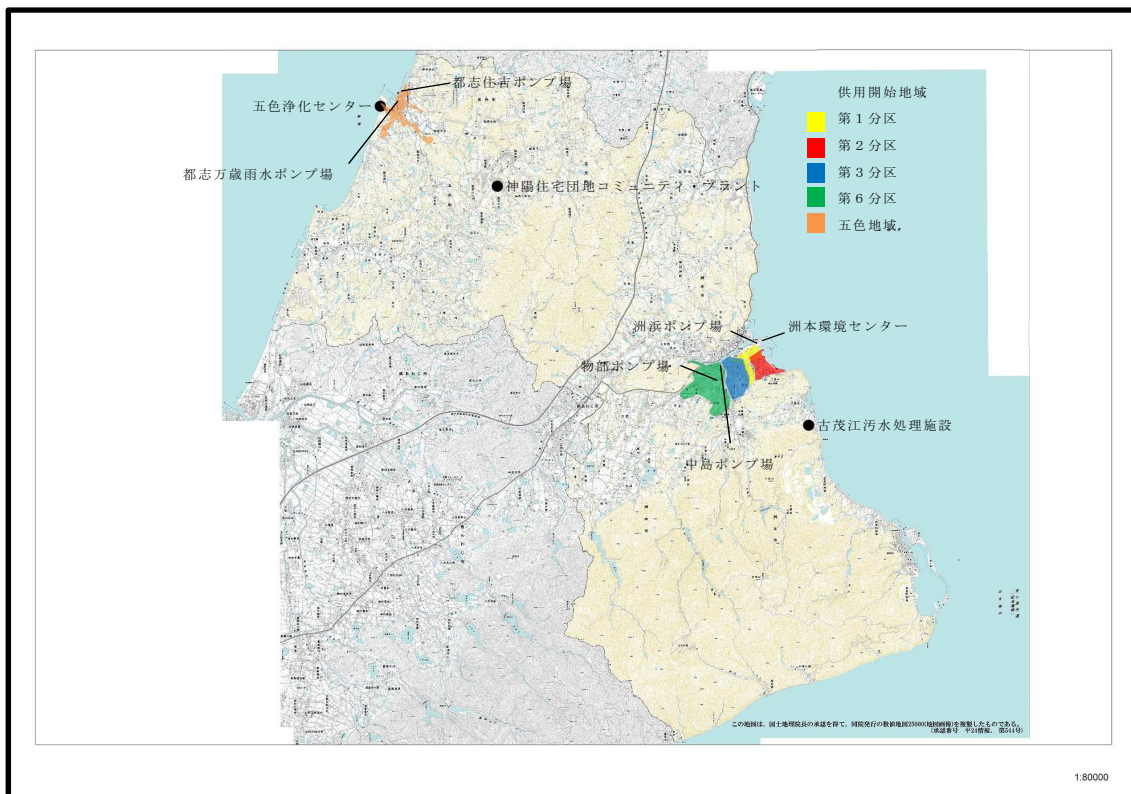


3 下水道

① 施設（建物）概要

施設名称	延床面積（㎡）	敷地面積（㎡）	建築年
古茂江污水处理施設	330.57	2,877	1974
洲本環境センター	4494.1	26,848	1993
神陽住宅団地コミュニティ・プラント	319.31	1,218	1996
洲浜ポンプ場	1349.86	2,305	1997
五色浄化センター	687.23	2,516	1999
物部ポンプ場	1009.49	2,392	2010
都志住吉ポンプ場	25.00	293	2010
都志万歳雨水ポンプ場	38.50	377	2011
計 8 施設	8,254.06	38,826	

② 整備状況



③ 普及状況等

洲本市の公共下水道の普及状況は、現在処理区域面積が275haで、処理区域内人口は、10,148人である。特定環境保全公共下水は、処理区域面積が61haで、現在処理区域内人口は、1,493人で、下水道整備率は、38.9%である。

④ 長寿命化計画

下水道長寿命化計画について、以下のとおり策定している。

- ・ 洲本市下水道長寿命化計画（洲本環境センター）（対象：機械・電気設備）
2012年7月策定 計画期間 2013～2017年度（5箇年）
- ・ 洲本市下水道長寿命化計画（五色浄化センター）（対象：機械・電気設備）
2013年3月策定 計画期間 2012～2016年度（5箇年）
- ・ 洲本市下水道長寿命化計画（洲本環境センター・洲浜ポンプ場）
（洲本環境センターの対象：建築施設、建築機械・建築電気設備）
（洲浜ポンプ場の対象：土木・建築・建築機械設備、建築電気設備）
2014年7月策定 計画期間 2014～2019年度（6箇年）

⑤ 今後30年間の維持更新費用：58.0億円（管渠）、17.0億円（施設）

⑥ 取組の方向性

- ・ 下水道管渠整備については、引き続き接続エリアの拡大を図るため整備を進めていく。
- ・ 予防保全の観点から、設備・施設の機能低下、故障停止、事故を未然に防止し、機能をいつまでも十分に発揮できるように管理していく。
（維持管理方法）
- ・ 洲本環境センター、五色浄化センター
維持管理業務を民間委託にて発注し、日常、月次、年次点検等の点検計画を定め、定期的な点検を実施し、グリスアップや消耗部分の取替えなどを行い、常時機能が発揮できるよう維持管理を行う。
- ・ 洲浜ポンプ場他ポンプ場施設
各施設の定期的な日常点検、月例点検を行い機能維持のための点検を実施する。具体的には維持管理指針を参考に点検事項を定め、運転状況のチェック、電流値の計測、消耗部品の取替え等を行い、常時機能が発揮できるよう維持管理を行う。

洲本環境センター



洲浜ポンプ場



(用語説明)

公共施設等	公共施設、公用施設、地方公共団体所有の建築物その他の工作物をいう。公民館、図書館、学校、庁舎など建物施設の他、道路・橋梁等の土木構造物、下水道管渠等も含む包括的な概念である。
公共施設	本計画では、公共施設等からインフラ資産を除いた資産と定義する。
インフラ資産	インフラストラクチャー（infra-structure）の略。本計画では、公共施設等のうち、道路・橋梁などの都市関連施設、下水道（管渠）などの企業会計施設をいう。
修繕	劣化した建築物等の性能・機能を、初期水準まで回復させること。
改修	劣化した建築物等の性能・機能を、初期水準を超えて改善すること。
大規模改修	建築物の外壁、屋根防水、建物付属設備（電気、空調、昇降機等）の改修や給排水管の更新等を行う大規模な改修のこと。
更新	老朽化に伴い機能が低下した公共施設を取り替え、同程度の機能に再整備すること。具体的には、大規模改修や施設の建替え及びインフラ資産の取り替え等のこと。
長寿命化	公共施設等を適切に修繕・改修し、耐用年数（寿命）を伸ばすこと。
再配置	公共施設等のあり方について、抜本的な見直しを行い、適正な配置及び効率的な管理運営を実現すること。
旧耐震基準	昭和 56 年（1981 年）の法改正前の建築基準法による耐震基準のことで、中規模程度の地震（震度 5 強程度）を想定して規定されている。
新耐震基準	昭和 56 年（1981 年）の法改正後は「新耐震基準」と言われており、震度 6 強～震度 7 の揺れでも即座に倒壊しないことを想定して規定されている。
普通会計	個々の地方公共団体で各会計の範囲が異なっており、財政比較等が困難なため、決算状況調査（決算統計）上用いる会計区分。公営企業会計を除いた、一般会計と特別会計によって構成されている。
一般会計	地方公共団体の会計の中心をなすもので、行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計。
特別会計	目的の決まった事業や資金運用に使う特定の税金や保険料等を一般会計と区別して管理するための会計。
企業会計	地方公営企業法を適用する法適用事業と、適用されない法非適用事業に分類される。本市では、下水道事業、介護サービス事業、駐車場整備事業及び宅地造成事業が法非適用事業に該当するが、平成 30 年度から地方公営企業法を一部適用する予定。

一般財源	市民税等の地方税や地方交付税など、財源の使途が特定されておらず、どのような経費にも使用（充てることが）できる歳入。
地方交付税	地方公共団体が、等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が地方に交付する税で、普通交付税と特別交付税に分かれる。 国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の一定割合で総額を算出する。
普通交付税	地方公共団体が合理的かつ妥当な行政を行うために必要な経費の不足額が交付される。 地方交付税総額のH27までは94%、H28は95%、H29以降は96%
特別交付税	災害や予測できない事件など特別の行政需要に応じて交付される。 地方交付税総額のH27までは6%、H28は5%、H29以降は4%
合併算定替	合併市町村の普通交付税においては、旧合併特例法により合併後10年間は、合併前の市町村ごとに算定した普通交付税の総額が交付される。これを「合併算定替」といい、合併11年目から段階的に減らされ、16年目には純粋に一つの自治体として算定・交付される。
経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する指標。低いほど財政運営に弾力性があり、政策的経費に使えるお金が多くあることを示している。人件費、扶助費、公債費、物件費、維持補修費等のうちの経常的支出に充てられた市税、普通交付税等の経常一般財源の割合。
扶助費	社会保障制度の一環として、生活困窮者、要援護高齢者、障害者などの生活維持や保育所での保育活動などに支出される経費。
公債費	公共施設等の建設等のために借り入れした借金（地方債）の元本及び、利息の償還費、一時借入金の利息。
普通建設事業費	道路、橋梁、学校、庁舎など、各種公共施設等の建設・改良事業に必要とされる投資的な経費。
形式収支	出納閉鎖期日における、当該年度中に収入された現金と支出された現金の差額を表示したもの。 形式収支＝歳入決算額－歳出決算額
指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、法人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指定される。

P P P	<u>P</u> ublic <u>P</u> rivate <u>P</u> artnershipの略。官民協働。アウトソーシングなどを含めた公共と民間のパートナーシップによる公共サービスの提供手法の総称。
P F I	<u>P</u> rivate <u>F</u> inance <u>I</u> nitiativeの略。民間資金等活用事業。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し効果的かつ効率的に社会資本整備を図る事業手法のこと。
B O T	<u>B</u> uild <u>O</u> perate <u>T</u> ransferの略。民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了後に公共施設等の管理者等に施設所有権を移転する事業方式。
B T O	<u>B</u> uild <u>T</u> ransfer <u>O</u> perateの略。民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式。
コンセッション	コンセッション方式とは、高速道路、空港、上下水道などの料金徴収を伴う公共施設などについて、施設の所有権を発注者（公的機関）に残したまま、運営を特別目的会社として設立される民間事業者が行うスキームを指す。当該事業者は、公共施設利用者などからの利用料金を直接受け取り、運営に係る費用を回収するいわゆる「独立採算型」で事業を行う事になる。
ライフサイクルコスト	生涯費用ともよばれ、公共施設やインフラ資産などの企画、設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを生涯と定義して、その全期間に要する費用を意味する。

洲本市公共施設等総合管理計画

洲本市財務部財政課、管財課



〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号

TEL 0799-22-3321（代）

URL <http://www.city.sumoto.lg.jp/>
